

日清天津条約（一八八五年）の研究（二）

大澤博明

目次

はじめに

第一章 天津条約評価の変遷 （以上本誌一〇六号）

第二章 天津条約第二条の推移

第一節 前史―壬午軍乱以降の朝鮮軍再編

1 朝鮮軍再編策の分岐

2 天津条約第二条問題と撤兵延期論

3 天津条約第二条の危機―第一次露朝密約事件

第二節 朝鮮軍再編

- 1 アメリカ人軍事教師
 - 2 陸軍再編阻害の内的要因―再編計画不在と伝統的政治文化
 - 3 陸軍再編阻害の外的要因―清国の干渉と高宗の対抗
- 第三節 朝鮮海軍設置と天津条約第二条の空洞化
- 1 海軍設立過程
 - 2 海軍設立とその帰結
- 小括
- 第三章 天津条約第三条の運用
- 第一節 天津条約第三条運用原則の成立―一八八五年末の金玉均事件
 - 1 大院君帰国と袁世凱任命問題
 - 2 大阪事件と金玉均来襲騒動
 - 3 袁世凱訪日の再要請
- 第二節 一八八六年廢王騒動と公使館護衛兵問題
- 第三節 天津条約第三条運用原則の確立―幼児誘拐騒動と公館・居留民保護
- 1 日本の運用原則
 - 2 袁世凱の事実歪曲報告
- 第四節 天津条約の機能不全―条約をめぐる国際関係
- 1 趙大王大妃崩御とアメリカ水兵上陸―高宗の対米依存と清国の反撃

2 清国の脱法行為とイギリス

3 日・清・朝三国と天津条約

結び

（以上本号）

第二章 天津条約第二条の推移

第一節 前史―壬午軍乱以降の朝鮮軍再編

1 朝鮮軍再編策の分岐

一八八二年の壬午軍乱によつて漢城の朝鮮軍は事実上解体してしまつた。花房義質朝鮮公使は、壬午軍乱の善後処理を規定する濟物浦条約第五条で、朝鮮政府に速やかに国内治安維持能力を再建させるために、日本公館・居留民保護目的で警備兵を駐留させ一年後にこれらの兵を撤兵する場合もあるという規定を挿入した。¹⁾ 軍乱発生時、王宮に侵入した反乱軍に対して王城守備兵は戦うことなく逃亡したと言われ、襲撃を危うく逃れた閔妃は漢城帰還時には朝鮮兵に対する不信から日本並びに清国兵の護衛を依頼した。他方、反乱軍は清軍のクーデター鎮圧作戦に対して勇敢にも白兵戦を挑み戦鬪で四〇〇名近くが斃れたという。武器と戦闘指揮のよろしきを得れば清軍を苦況に追い込む可能性を示していた。²⁾ このような勇敢な資質を本来有する朝鮮兵が高宗・朝鮮政府にとって信頼に値し国内治安維持を担う組織になることが朝鮮独立の実質化にとって重要な意味を有した。この朝鮮陸軍の再建は三つの

説
方途に分岐する。一つは、朝鮮駐留清国軍にかかる朝鮮軍の教練である。もう一つは、新たに招聘する予定のアメリカー人陸軍将校を陸軍教師の長に据え日本の戸山学校に留学させた朝鮮人将校がそれを実務上補佐しつつ朝鮮陸軍を再編してゆこうとするものであった。更に、日本留学組独自の動きがこれに加わる。

① 清国の朝鮮軍再編

軍乱後の朝鮮軍再編は、六營（三〇〇〇人）の兵を駐留させる清国が掌握することになった。壬午軍乱の一応の決着を受けて、事大派の趙寧夏・金宏集らは「善後六策」を草し軍制改革をその一つに位置づけた。趙は李鴻章に對し、八一年から始まっていた堀本禮造中尉による朝鮮軍教練（別技軍）は元來朝鮮側が望んだものではなく本意でもなかったとし、清国に軍事教師派遣を依頼する場合には李鴻章が然るべく対応よう求めた。李鴻章は、朝鮮の要請に應じて練兵と武器調達を支援して朝鮮軍を整頓する必要性を北京政府に訴え、大砲一〇門・小銃一〇〇〇挺と弾薬を朝鮮軍再編の用に充てる承認を得た。³ このような動きに関して朝鮮駐留清国軍は、清国が朝鮮兵教練を行うこと、高宗が叛乱再発をおそれ呉長慶に清国軍の駐留継続を要請したこと、朝鮮の治安を担当する意欲を有していること等を日本側に明らかにした。⁴

こうして、朝鮮軍再編は呉長慶に委任され、提督朱先民や營務処袁世凱等がその実施にあたる。金允植と協議した上で、袁世凱は親軍左右兩營を設立し、その章程を定め兵員一千名の選択を行った。左營は李祖淵が右營は尹泰駿が監督し、准軍の操練方法と清国供与の武器を以て袁世凱と朱先民が各々左・右營の教練を分担した。そして、清国からは一千名分の清国同様の、朝鮮軍用兵服も贈られる予定であった。左右兩營の教練成果を評価した高宗は更に江華兵の再編を呉長慶に依頼し袁世凱がこれを担当した。⁵ また、朝鮮は留学生を天津の北洋機器局に派遣し、清国は朝鮮国内に工場を設立し軍器製造を行った。⁶ しかし、朝鮮軍の教練水準は未だ低かった。漢城のとある親軍

營を訪れたアメリカ海軍医ウッズ (George W. Woods) は以下のように記している。營の上級幹部は名譽職的地位としてそこに在るだけで戦術・教練については何も知らないようであり、そこで目の当たりにした半大隊規模の演習は、全体が全く同じ動作を行い同時一斉射撃を行うという摩訶不思議な光景であったと。⁹⁾

②日本の対応

これら清国の直接的支援に比すれば、日本の朝鮮への軍事援助は小規模且つ間接的なものに止まった。朝鮮国王の内命として日本政府にもたらされた武器援助要請は、朝鮮国が「内乱鎮圧ノ実力ヲ養成スル為メ一日モ緩ス可カラザル切迫ノ情勢」に鑑みて実行に移されてゆく。その際には、明治天皇から朝鮮国王への贈与という形をとれば別段清国の感情を害することもないであろうと判断された。¹⁰⁾ かくして武器援助は、新任朝鮮公使竹添進一郎が赴任する際に、小銃四二五挺弾薬五万発を明治天皇が朝鮮国王に贈呈するという形をとった援助に止まった。¹¹⁾

また、清国が朝鮮軍再編に直接的に関与したのに対して、日本は朝鮮留学生を受け容れるという形で朝鮮軍再編に向けた間接的な関与を行った。八二年十一月、清国による朝鮮軍再編と教練が始まる中、二個中隊三〇〇名を以て一大隊とする日本公使館護衛兵（当時の陸軍平時編制上の一個大隊は四個中隊約八〇〇人であるが）は、高宗の求めに応じて演習を披露した。演習内容は、陣形を縦隊や方陣隊に展開・変化させる戦術の基本、守備―攻撃側に分かれて戦術に基づく防禦体制の構築や敵陣偵察の方法、そして、攻撃・撤退・反転攻撃といった戦闘指揮、更には、負傷者の救護といった実戦的なものであった。この演習には高宗を始め多くの朝鮮官員と清軍から朱先民や袁世凱等を含め八名程の幹部が参観したが、演習は「平素喧噪なる韓人も亦一語も発するものなく一場寂寥」の様子を呈する程の衝撃を与え、朱先民は日本護衛兵の練度の高さに驚きを隠せなかった。¹²⁾ 別技軍解体に高宗が消極的であった事にも示される対日配慮に加えて、こうした日本軍の水準を目の当たりにした事も理由となつたであろう、

朝鮮側は日本に留学生を派遣することになる。

徐載弼が率いた一七、二四歳の一三名の若者は、朝鮮政府の依頼によって、八三年一〇月に日本の戸山学校に入校した。戸山学校で彼等は、学科として「服装法、敬礼式の概略、歩兵操典―第二編より第三編まで―、柔軟体操書及び歩兵内務書第三版抜萃」の書取をした上で通訳を介してこれらの講義を受けた。術科は柔軟体操、生兵運動、器械体操、射撃術、衛戍勤務、歩哨規則、小隊運動等であり、これらの他に数学の基礎も教授された。生徒たちは「其性質概して伶俐に又能く諸則を遵守し且品行端正にして一意勉勵せるが故に學術の進歩は意料の外に速か」であると好評を博し、朝鮮人生徒の取り組みは「蓋し至嚴なる国命を奉じて来りしものならん。入校已降精神一意汲々として勉勵せり」と戸山学校長をして云わしめる程であった。特に、一八六三年生まれの若き徐載弼は、一三歳で科挙に合格し神童と呼ばれた程のことはあり、「其性敏捷にして且文事あり、故に能く他を統卒奨勵し又率先して固有の懦弱を破り銳意して難苦に堪ゆる事を力む。是を以て自ら言う克はざるも略ほ教官の言語を解するに至り、又大に体力の壯強を致せり」と高く評価された。¹⁰⁾ 日本側はこうした留学生たちが軍職に就けるよう高宗に彼等の優秀さを言上した。¹¹⁾

③ 高宗のアメリカ人軍事教師招聘策

朝鮮人留学生が戸山学校に入校したのと同じ八三年一〇月、朝鮮国王は駐朝鮮アメリカ公使フット (Lucius H. Foote) に欧米人としては前例のない二人だけの面謁を許した。高宗は、英独両国が朝鮮と調印済みの条約を批准せずに新条約交渉のため委員を派遣する動きを示していた事に対して助言を求め、また、朝鮮と条約交渉を行うようアメリカ政府がロシア・フランス両国に働きかける事を求め、更に、中国官語に通じるアメリカ人を外交顧問とし、アメリカ人将校を陸軍教師として迎える希望を表明した。翌年にも、国王は改めて該件に加えて英学校設立及

び西洋式農法導入の為にアメリカから教師を招聘することに對する支援をフートに要請した。高宗の要請を受けたフートは、朝鮮でこのようなポストにアメリカ人が就くことは望ましいとして本国政府の積極的対応を求めたが、アメリカ本国政府からは何等の回答に接することができなかった。朝鮮再生のためにはアメリカの影響力が必要であり、アメリカの影響力は朝鮮の進歩の永続的要素となり、アメリカ人の雇用であれば日本も清国も満足するであろうとしてフートはアメリカ人軍事教師派遣を重ねて本国政府に要請した。¹⁵

新たに招聘されるべきアメリカ人陸軍教師を補佐するとともに、新設予定の朝鮮陸軍士官学校の幹部となるべく戸山学校で教育を受けた徐載弼以下一四名の留学生は八四年六月に日本から帰国した。国王の命令でアメリカから購入された四〇〇挺のライフル銃は、アメリカ人陸軍教師の着任とともに配備される予定であった。¹⁴ また、竹添は、朝鮮国王のアメリカ人陸軍教師招聘論を知っていた模様であり、国王に對して「御国ニ於テモ差寄りノ間ハ万事外人ヲ雇用セザルヲ得ザル」ものと言上しそれを励ましていた。¹⁶ しかし、朝鮮国王のアメリカ人陸軍教師招聘希望を伝えるフートの報告は、アメリカ国務省内での過失から適正な処理がなされず一年近く棚ざらしに遭った。国務長官がアメリカ人陸軍教師招聘一件を陸軍長官に移牒したのは八四年一月になつてからであった。¹⁶

④ 日本留学組の対仏接近

日本留学組は日本政府、高宗、フートの思惑とは違い独自の構想を抱いていた。金玉均は、朝鮮が独立国としての実を備えるに至る一つの要素は軍隊にあると考えていたが、軍再編構想でも独自路線を開拓しようと試みた。それがフランス陸軍教師採用の試みであった。金玉均は、駐日フランス公使シエンキウィツ (Joseph A. Sienkiewicz) に対し、朝鮮国王がフランスとの条約締結を望み、朝鮮軍組織化のためにフランス人軍事教師雇用を考えていると語った。朝鮮との条約交渉意欲を示してもいないフランスに朝鮮側がこのような提案をしたことに

奇異な印象を抱いたシエンキウィッツであったが、朝鮮人留学生が学ぶ陸軍戸山学校はフランス人将校によって組織化されフランスの影響が残存していたこと、日本陸軍がフランス人陸軍教師雇用計画を有すること等を以て金玉均提案の背景を推測した。ところが金玉均は当該案件に関する朝鮮政府の正式委任を受けていなかった。それでもシエンキウィッツは、フランス人陸軍教師雇用提案に完全な信頼を置かないまでも、つい最近まで清国の影響下にあった朝鮮からこのような提案を受けたことに大いに魅力を感じた。¹⁷

金玉均の働きかけはその後も続いたが、フランス軍事教師雇用論の主唱者は徐載弼であったようである。徐載弼はシエンキウィッツとフランス公使館付武官ブーゴアン (A. Bouguin) 大尉と接触した。徐載弼は、高宗が徐載弼に対し日本陸軍改革の研究と朝鮮陸軍士官学校設立計画について委任したと述べ、日本は陸軍組織改革中なので朝鮮に陸軍教師を派遣する余裕がない、故に、朝鮮陸軍士官学校にはヨーロッパから陸軍教師を採用することが必要であり、そこでフランスを選択したのであると語る。更に、徐載弼は、フランス軍事教師雇用一件を帰国後清国の干渉を避けるために、高宗に直接上奏して実現したいという抱負を披瀝した。¹⁸金玉均や徐載弼等の動きは、朝鮮独立の名実を明らかにしようとする朝鮮独立派の願望をよく表すものであったといえる。しかし、清仏紛争が激化する中で、対清挑発ともいふべき対仏接近を図ることが独立派にとって政治的に賢明な選択であったかどうかは別問題である。

朝鮮軍再編はこうして日清両国の直接間接の影響を受けながら更にアメリカやフランスを巻き込んで展開しようとしていた。日本から帰国した後、八四年九月に徐載弼は親軍各營の教練を統轄する操練局士官長に任命された。¹⁹しかし、清国駐防朝鮮軍の營務処同知袁世凱そして朝鮮内親清派勢力の反対によって、日本から帰国した留学生は武官職に就くことすら困難な状況であった。ようやく、金玉均や韓圭稷などの弁論によって、徐載弼ら戸山学校留

学組の成果を高宗親ら検査して任用を正式に決定することになった。国王は留学組の操練に満足した。戸山学校留学生を中心にした士官学校設立あるいは徐載弼ら留学組の武官職任命が実現するのではないかと期待された。だが、日本側の思惑は外れた。竹添公使が朝鮮国王に該件を言上し間接的に注意を喚起したが、徐載弼等は「武官ノ名ハ有之候へドモ、支那党ノ為メ彼妨害職ニ任ズルヲ得ザル」²⁰状態がその後も続いた。朝鮮政府は漢城の親軍として四營の軍隊を整備したが、前・後・左・右四營の指揮官は親清派勢力が占めるに至った。日本に留学して近代軍の中隊・小隊規模の学術を修めた朝鮮人留学生が然るべき役職を得て朝鮮軍再編の一つの核を形成する途は閉ざされてしまった。結局、戸山学校留学から帰国した生徒は、三名のみが任官できたに過ぎなかった。残りは軍職に就くことを断念して新設の郵便局の下級官吏となったという。²¹

問題は、将来の軍幹部養成と任命に関わるものに止まらなかつた。軍再編には常に財政問題が伴う。この点でも、朝鮮軍再編の展開は楽観できなかつた。独立派の有力者であつた洪英植は、朝鮮軍再編を以て「民間の貨物を貪り苛酷なる奪掠を試みるは新設の四營を以て第一」とす、という印象を民衆が抱いていると語つた。²²民衆の不満を集める朝鮮軍は民衆の不満が爆発した場合には政府を支えるだけの實力を有していなかつた。新たな軍事教練が始まつたばかりであり、兵の装備と訓練は不完全な状態であつた。これに加えて、漢城では全く軍事訓練を受けずに弓矢と火繩銃を装備する民兵は俸給遅滞によつて不満を抱き政府に対する危険要因となつていた。²³

2 天津条約第二条問題と撤兵延期論

天津条約第二条は、朝鮮政府が日清両国以外から軍事教師を雇ひ朝鮮軍の教練を担当させようとするものであつた。日清天津交渉が始まる前、イギリスは公館と居留外国人の生命財産保護が危機にさらされるとして朝鮮からの日清両軍撤兵に反対した。両軍撤兵にかかる諸外国の懸念と不安に対応して案出されたのが天津条約第二条であつ

た。また、この朝鮮軍再編規定は甲申事変時には日の目を見なかった朝鮮永世中立化の実現条件を整備するものであったと言うことができる。何故ならば、甲申事変時において永世中立化という選択肢の実現可能性を狭めていたのが朝鮮の治安維持能力欠如であったからである。この意味で、朝鮮陸軍の実効的再編成が順調に展開するかどうかは以降の日本の朝鮮政策にとって大きな意味を有することになる。

さて、天津条約第一条は、条約調印から四ヶ月後には日清両軍が朝鮮から撤兵することを規定した。ところが、イギリス側は、条約調印から撤兵までの四ヶ月間で天津条約第二条を実質化することは非現実的であると考えた。ヨーロッパ或いはアメリカ人の指導の下に、漢城の治安を維持するに足る朝鮮軍再編のために残された時間はわずか四ヶ月しかなかった。にもかかわらず、日清間では朝鮮軍再編に向けた具体的な協議は存在しなかったからである。また、八二年冬以降に行われた清国駐留軍による朝鮮軍教練は、有能な将校を養成することもできていなかったからである。井上や伊藤の考えによれば、四一五〇〇人規模の治安警察軍の組織化は、独立国朝鮮が自主的に取り組むべき課題であった。井上にとって日清間の和平と日清共同朝鮮保護は矛盾するものであり、日清間で朝鮮軍再編に関して具体的協議を行うことは日清共同朝鮮保護策を実行する事に他ならず、日清間の再衝突の種子にならなかつた。しかし、イギリスの巨文島占領を見るように、英露対立は激化し朝鮮にも波及した。戦略的要点を占める朝鮮の軍再編事業が進展しないなかで日清両軍が撤兵することは、イギリスにしてみれば、ロシアをして朝鮮軍をコントロールする好機を与えるものに他ならなかつた。

駐清イギリス代理公使オコナー (Nicholas-Roderick O'Connor) は、天津条約第二条が朝鮮と国交を有する全締約国にとって強い関心事項であり、条約が要請する軍事組織再編を朝鮮が単独で行うことは不可能であるとし、天津条約第二条の実質化をどのように行ってゆくのかを清国側に問うた。これに対し、総理衙門王大臣らは、第二

条の実質化措置は未着手であり日清撤兵後に再度朝鮮で内乱が発生するかもしれない、朝鮮に軍隊再編を行うように働きかけるつもりであるが、日清両軍撤兵から朝鮮軍再編までの期間における外国人保護は天津条約第三条で対応すると答えた。オコナーは条約実質化に関心を示さない総理衙門王大臣らの姿勢は清国の朝鮮支配強化目的のためには朝鮮内乱を期待していることの表れではないかと感じ、事態を放置すれば朝鮮内乱が再発し日清両軍が再出兵し、日清間で衝突が再発する可能性に危惧の念を抱いた。天津条約第二条を即時に実質化することがイギリスの利益であると判断したオコナーは、日清両国が朝鮮に対し軍再編に向けた資金を貸与するなどして実効的措置を講ずることが望ましいと考え、英独両国が共同して該件を日清両国へ要請する必要性を本国政府に具申しした。²³

危機感を抱いたオコナーや駐清ドイツ公使ブランド（Maximilian A. von Brandt）は、榎本武揚駐清公使に対し、日本が朝鮮不干渉策を採るならば清国が実力を以て朝鮮保護を実行することを支持すべきであるという圧力を加えた。また、オコナーのこのような勸説は清国政府に対して影響を与えた。総理衙門大臣筆頭の慶郡王奕劻は朝鮮の「新兵を編制するに付き第一の必要は金員にして貧窮なる朝鮮国は或は之を支弁する事能はざるべきに付き、日清両国若くは其内一国より多少扶助せざるを得ざるべし」と榎本に語った。²⁴近藤真鋤駐朝鮮代理公使も何らかの形で日清共同保護が必要であると考えた。その理由は、朝鮮政府の「財政之困難実ニ甚敷、或ハ官ヲ売り又ハ地方官ニ調シ、重税ヲ取立サセ候様之事ニ而、處々ニ民乱ヲ生シ、国内不穩ニ見受ケ候」という朝鮮国内情勢であった。このような事情があったため、撤兵後にどのようにして朝鮮政府の基盤強化を行うのかと問うイギリス総領事代理カールス（William R. Carles）に対し、近藤は最も有りうべき事は日清両国から各一名のコミッシヨナーを任命してこれを検討することであろうと応えたのであった。²⁵しかし、このような方策は井上外務卿が容れるものではなかった。

だが、瞬く間に撤兵期限は近づき、朝鮮軍再編支援論は撤兵延期論につながってゆく。巨文島占領、露朝密約、英露対立等によって朝鮮保全が脅かされているなかで、日清両国が撤兵することは英露両国をして朝鮮を思うがままにさせるようなものである。このような危機感を抱いたアメリカ臨時代理公使フォーク (George C. Foulk) は、天津条約第一条の撤兵期限を越えて駐兵を継続させるよう日清両国に申し込む方策を本国政府に打診した。しかし、ベイヤーデ (Thomas F. Bayard) 国務長官は、駐兵継続論に反対し、フォークに対して日清両国出先と駐兵継続に関する協議を行うことを禁じた。アメリカは朝鮮の友好国の一つとしての立場を越えて政治問題に関与を深めることを好まなかった。²⁹⁾

しかし、撤兵延期論はアメリカ出先に限られるものではなかった。オコナーは、日清両軍撤兵は漢城の平穏と秩序に対する重大な危機であるという考えを有し続けた。大院君が帰国する可能性があるにも拘わらず、朝鮮政府は軍再編に向けた具体的動きを何ら為さず、清国政府も支援を行う様子をみせなかった。オコナーはこうした事情から、朝鮮での清国の影響力を削減するためには漢城の秩序も犠牲にして憚らない態度であると日本の撤兵固執に非難の眼を向けた。同時に、オコナーは、清国が撤兵に同意したのは、日本との紛争再発を嫌ったからではないと捉えた。逆に、朝鮮で騒動が生じれば清国は天津条約第三条で出兵して騒動を鎮圧することもできるし、それによって、日本との再衝突の危険を冒してでも、朝鮮に対する権威を再確立させることも可能であり、大院君帰国もそうした清国の策略の一環に違いないと強い疑念を向けた。ドイツ公使ブランドが本国政府に日清両軍撤兵に懸念を示す電報を發したことをうけて、オコナーは英独共同で撤兵延期を働きかける意志を強めてゆく。³⁰⁾ オコナーは、天津条約第一条の実行に反対するものと受け止められぬように慎重に言葉を選びつつも、朝鮮軍再編を担う外国人教師が来るまで (天津条約第二条の実質化)、朝鮮で秩序を維持すべき信頼の置ける軍隊を駐留させることについて日

本と何らかの了解に達するよう清国政府に働きかけることが自己の任務であると確信した。³¹⁾

しかし、些細な行き違いによって朝鮮駐留の日清両国兵の間で三度も喧嘩や殺傷事件が発生していた。これらの事件の一つは、日本側の歩哨線内に立ち入った総弁朝鮮商務陳樹棠の従僕を日本兵が行き違いの末に死亡させたというものである。この事件は、朝鮮では日清両国兵相互の闘争として伝わり、更には、日清間で新たな紛争が生じるに違いないという憶測にまで肥大化し、漢城の人々が避難を始めるという混乱を生み出した。事件は、日清両軍の駐兵継続の危険性と撤兵の必要性を日英清三国に等しく印象づけるものとなった。³²⁾ また、天津交渉での撤兵合意にはイギリスも一役買っていた。自らも関与した結果としての天津条約を、日清両国兵間の小紛争の続発とそれが予期し得ない混乱に拡大する危険性も顧みず、今度は効力を停止させようとして云うのである。オコナーが如何に慎重な言い回しで表現しようとも、その本質において天津条約に反対するものであると受け止められても仕方のない言動であった。さすがにイギリス外務省は、日清両国の条約履行に直接干渉して条約を無効ならしめようとしていと受け止められる事のためらいを覚えたようである。それでも、焦燥するオコナー意見を容れて、イギリス外務省は出先公使をして日清両国が朝鮮軍再編を具体的に支援するよう申し込ませた。³³⁾

井上としては、日清衝突の回避という原則的立場に立つ限り、イギリスの申し出を安易に容れるわけには行かなかった。大院君が帰国すれば恐らく新たな紛争が生じるかもしれないものの、現状では漢城に紛争が生じているわけではないとして、井上は外国人軍事教師雇用と朝鮮軍再編問題はアメリカ議会での手続きが済むまで待つてもよいという姿勢を示した。将来的紛争を予見する以上は清軍を駐兵させ続けた方が日本の利益になるのではないかと食い下がる駐日イギリス公使プランケット (Francis R. Plunkett) に、井上は天津条約の規定を盾にとって耳を貸さなかった。³⁴⁾

また、オコナー意見を反映してか、李鴻章は天津条約規定通りに全面撤兵するには不安が残るとして、一部駐兵継続論を天津領事原敬に持ちかけた。朝鮮政府も李鴻章に撤兵延期を申し入れた。更には、撤兵予定期日の一〇日程前になって、陳樹棠が清国兵五〇〇の駐留継続を示唆し、イギリス朝鮮総領事アストン (William G. Aston) もこれに賛成した。総領衙門からの要請をうけて李鴻章は駐兵継続論を榎本に伝えた。このような撤兵延期論に対して、原も榎本も天津条約を遵守すべきであると主張し撤兵延期に反対した。³⁵⁾天津条約第一条の撤兵規定は、若干の波乱を経ながら、撤兵期限よりも早く、日本が七月二日仁川から、清国が七月二日馬山浦から軍隊を引き揚げて実行され、天津条約第一条の危機はここに回避された。

3 天津条約第二条の危機―第一次露朝密約事件

朝鮮陸軍教師雇用問題は複雑な様相を帯びていた。漢城条約調印をうけて、朝鮮からの撤兵を日清交渉での協議題として位置づけようとした井上馨外務卿は、徐承祖駐日公使に対し、撤兵後の朝鮮治安対策としてイギリス若しくはドイツから軍事教師を招くという案を持ちかけた。徐は、ドイツ軍の世界的名声、朝鮮に対するドイツの公平な姿勢等によって各国からの理解が得られ易いとして、ドイツ軍人の採用が望ましいと李鴻章に報じた。³⁶⁾他方、朝鮮外交顧問であり協弁交渉通商事務メレンドルフ (Paul G. von Mölendorff) は、当初ドイツ人軍事・政治顧問採用論を有していたが八四年以降はロシアからの採用を図ろうとした。³⁷⁾更に、李鴻章は、アメリカ人の招聘を基本的には歓迎していたが、その派遣遅延の場合には自己の下に招聘していたドイツ人将校を代わりに派遣しようとした。³⁸⁾しかし、イギリスの巨文島占領に見るように英露対立が朝鮮に波及したことやドイツが植民地獲得政策を積極化させつつあったこと等によって、ロシア・イギリス・ドイツ三国から朝鮮軍事教師を雇用することは、朝鮮保全を図る観点に立てば不都合なものになった。尤も、巨文島占領の当事国であるイギリスは、第一次露朝密約事件

の発覚等もあって、依然として日清両国の駐兵継続を望み朝鮮軍再編への直接的関与は避けようとした。アストン総領事は、朝鮮軍が有効性と信頼性に欠けること、朝鮮軍の支配をめぐる朝鮮内党派間の権力闘争が既に始まっている日清両国撤兵後にそれは暴力的で剥き出しのものに激化すると予想できること等を理由に、この権力闘争に巻き込まれないためにも、イギリスが朝鮮軍再編に関与しないことを以て得策であるとしていた。³⁹

近藤代理公使は、天津条約第二条に関して、どの国の将校を招聘するかは緊要の問題であり、メレンドルフの意図するドイツ人将校招聘はドイツの強化されつつある植民地主義に好餌を与えるもので日清両国にとつて不得策であり、英露対立が朝鮮を巻き込んでいる以上この両国からの招聘も容認すべきではないと論じた。朝鮮政府は既にアメリカに外交顧問と陸軍将校派遣を要請していた。この情報を得た近藤は、高宗にアメリカ人将校の採用を熱心に勧めるとともにフォーク代理公使にもアメリカ人軍事教師採用論に賛意を示し、「無干渉主義なる米國」からの採用を朝鮮政府に働きかけるべきであると井上外務卿に求めた。⁴⁰ 井上も、同じ頃、同様の見解に立つて、アメリカ・オランダ・ベルギー等の諸国の中から朝鮮軍事教師を採用することを改めて清国側に提起した。徐公使も、井上意見を容れ、アメリカからの採用が望ましいと李鴻章に述べるところがあった。⁴¹ しかし、露朝密約発覚を受けて、井上は陸軍教師をどの国から雇聘するかは朝鮮政府の意向に任せて日本は干渉しない方が穏当であるという姿勢を示し近藤具申を取り合わなかった。⁴² 露朝密約問題について井上は、この時点で既に清側と対応について協議しており、右近藤宛訓令は清国の圧力による朝鮮政府のロシア軍事教師採用拒否を計算に入れたものと思われる。⁴³

外国人陸軍教師招聘に関する天津条約第二条規定に関して、朝鮮政府の意向も勘案し日本は当初からアメリカを念頭に置いてこれを規定したものと思われる。しかし、高宗のアメリカへの要請、イギリスの巨文島占領、露朝密約などによって、問題がアメリカ・イギリス・ロシア、更にはドイツとの関係を生じ極めてデリケートな事件となっ

ていた。また、ロシア人軍事教師採用問題は、天津条約第二条のみならず朝鮮領土保全自体を揺るがす可能性を有していた。天津条約は、朝鮮に対するロシアの脅威に対抗する性格を有していたからである。メレンドルフは駐日ロシア公使ダヴィドフ (Aleksandr P. Davydov) に朝鮮軍再編のために士官四人下士官一六人の派遣を要請したが、その俸給は毎月四〇〇〇金であったという。仮にこれが四千ドルを意味するとしても、メレンドルフはこの俸給を朝鮮政府が負担することは困難であると予想して、相当の代償をロシアに提供することを考えていたという。また、ダヴィドフは、ロシア政府の負担で軍事教師を派遣する代償として郵便・電信・鉱山開発などの経済的利権を得ようと考えていた。⁴⁵更に、ロシア側は、ロシア人軍事教師が排他的に朝鮮軍の教練を行うべきであるという態度を示した。これに対しフォークは、最初に依頼を受けたアメリカからの派遣を当然とし、米露両軍事教師の併存は教練方法が二途に分かれ不都合であるとしてロシア人軍事教師派遣に反対した。一方、ドイツ出先は軍事教練方法の一元化は望ましいとしながらも、アメリカに依頼し亦ロシア軍事教師も受け容れざるを得ないとするならば、ドイツ人軍事教師も併せて採用することで特定国の軍事教師が排他的影響力を形成するのを阻止すればよいという論法で割り込みを図ろうとした。こうした欧米諸国の錯綜する利害関係の下で、日本が天津条約第二条の危機を回避すべく朝鮮陸軍教師問題を斡旋すれば欧州列国の対日感情を悪化させるのではないかと井上は懸念し、アメリカ人陸軍教師雇用を積極的に主張することができなかった。⁴⁶問題の出口が見えぬ間は、ロシアの感情を傷つけないように振る舞い、アメリカ・清によるロシア教師招聘反対論に期待するしかなかったのである。⁴⁶

ところが、ロシア側にも大きな見込み違いが判明する。メレンドルフから軍事教師派遣を依頼されたロシア側は、メレンドルフの位置に照らしてこの依頼が朝鮮国王ならびに朝鮮政府の委任を承けたものであると信じており、尚かつ、朝鮮がアメリカに対して軍事教師派遣を既に要請していたとは露ほども知らなかった。ロシア皇帝とロシア

外務省の基本的承認を得た上で、朝鮮側の保護依頼を具体化すべく朝鮮に渡った駐日ロシア公使館書記官スパイヤール (Alexis de Speyer) は、朝鮮政府がロシア人軍事教師を受け容れ準備を充分に行っていると予期していたが、朝鮮に到着して初めて事態が予期に反するものであることを感じ取った。しかし、ロシア皇帝の命を受けてロシア人軍事教師の派遣と受け容れ協議をまとめるべく朝鮮に赴いたスパイヤールとしては、事前に想定していたものとは全く違う事情を今更本国に報告することは憚られた。駐日ロシア公使館の失点を糊塗する必要にかられたスパイヤールの言動は勢い恫喝めいたものとなってしまった。交渉に当たったスパイヤールは、当初、イギリスが占領した巨文島の一〇倍に相当する朝鮮領を奪取する用意があるなどと放言した。スパイヤールを謁見した際に高宗がロシア人軍事教師派遣を求めるとはならない、また、軍事教師問題は外督弁が対応すると語ったのに対して、スパイヤールは高宗自らがすぐに決断を下すべきであり、アメリカへの軍事教師派遣要請は取り消すべきであると熱弁を振るったという。⁴⁸ また、金允植外督弁に対しては、ロシア人軍事教師雇用を拒否すれば露朝条約の批准も行われなし後日大問題を生じさせることになる⁴⁹と脅迫じみた言辞を弄している。

このような露朝交渉のなか、ロシアの圧力に対抗すべく、朝鮮はアメリカ公使館に対しても交渉筆記録を送付し、高平小五郎臨時代理公使もフォークに交渉筆記録を提供した。スパイヤールの交渉は、ロシア政府の訓令の範囲を逸脱するものだったが、七月一日、朝鮮政府のロシア軍事教官招聘正式拒否決定により失敗した。

アメリカ代理公使及び清理事の反対論の後押しを受けて朝鮮政府がロシア人教師受け入れを拒絶しスパイヤールの交渉が失敗が明らかになって、井上外務卿は新たな行動に移る。井上は、駐アメリカ公使九鬼隆一に対し、陸軍教師問題一件は最早一日も猶予ならないとして、朝鮮政府のアメリカ陸軍将校招聘交渉の進展を國務長官に確認した上で、アメリカ政府が可及的速やかに朝鮮政府の依頼に応じるよう説得すべきことを命じた。井上は外国の朝鮮干

涉は朝鮮内政から派生するとし「務メテ朝鮮国ヲシテ外患ノ途ヲ避ケシメ以テ国内地争乱ヲ鎮圧スルノ実力ヲ養成セシメ其基礎ヲ固クシ以テ開達進歩シ遂ニ亜細亞ノ一国トナラシムル事ヲ以テ良策」とする立場から天津条約で朝鮮国王に対し外国將校を招聘して兵士を訓練するよう勧告する一項を加えたのであると述べ、將校招聘問題が如何に日本の朝鮮政策の中で重要な位置を占めているかを改めて開陳した。天津条約第二条規定の軍事教師派遣国としてはアメリカに依頼する事が最も得策であった。何故ならアメリカの東洋政策は他の列国のそれと比較して公平であり、海外領土拡張政策を採っておらず、アメリカは東洋の弱国が信頼することができる国とするイメージが強くあつたからであつた。⁵⁶⁾

しかし、列国に比し公平なアジア政策を持し弱国が信頼し依頼できる対象であるというアメリカ像は、アメリカの東アジアへの消極的な政治的軍事的関与の裏返しであつた。九鬼公使は、大統領は外国政府に雇用される現役將校を議会の承認をうけずに任命することができないこと、このため、朝鮮派遣將校任命権を大統領に付与するように議会で請求済であるものの、今会期中に承認される見通しはないこと、そして國務長官が次期会期にこれと同様の提案を行うつもりでいると報告した。⁵⁷⁾ 九鬼は、アメリカ政府が本件に関し議会の承認を取り付けることを支援する為、國務省側の要請に応じて、以下のような國務長官宛公文の作成も考慮した。

該(朝鮮)國王勇進開明の事業に従事せんとして先づ武弁を開明仁恕なる貴国に借り其兵を教練せんとす。拙者望むらくは貴国が該国勇進の美意を空ふせず速に該事件を許諾し該国勇進の機会を失はずして一日も早く武弁を派遣せられ該国政府の需に随て文明開進の事を補助せられん事を冀望す。是れ特り拙者の希望のみならず我政府も亦必ず拙者の希望する処に同じかるべく、宇内開明の国たるものは皆必同一の希望あるべき事を信す。開明仁恕なる貴政府も亦必同一の感を以て斯る仁恕の美拳を速にせらるゝ事あるを確信す。⁵⁸⁾

しかし、九鬼のとうとうとした働きかけに対して、井上は深入りを控えるよう命じた。既にスパイヤーは交渉失敗の裏に、清・イギリス・日本・アメリカ四国によるロシア將校招聘阻止の共同歩調を感じていた。⁵³ 九鬼の國務長官宛公文が明かとなればロシア政府の対日感情を大いに悪化させる危険性があつたからである。朝鮮政略はもとより大事ではあつたが、条約改正交渉を抱える日本としては、朝鮮問題のためにロシアの対日感情を傷つけ条約改正実現を更に困難とするわけにはいかなかったのである。⁵⁴ 結局、九鬼は、國務長官宛公文を送らず、アメリカ人將校の朝鮮派遣を日本政府が希望する旨の口頭声明を出すに留めた。

他方、朝鮮情勢が日・清・英・露諸国の相反する利害を巻き込んだ謀略の渦中にあることを確認したベイヤード國務長官は、アメリカの利益は諸国間の謀略から距離を保つことにあるとして、互いに競争する特定の一国に与したりアメリカの利益を追求するために謀略の渦中に身を投じたりしないように、最大限の慎重さを以て事に対処することをフォークに命じた。そして、アメリカが問題の渦中に巻き込まれないためにも、アメリカ人軍事教師採用一件は決してアメリカ側の発案ではなく、また、アメリカ人軍事教師を朝鮮に押しつけるものでもないことを銘記すること、そして、朝鮮側の要請に依りてアメリカ人軍事教師を派遣するには議会の承認手続きが必要であり、国内手続き上当面即時の派遣は困難であることを理解しておくよう求めた。アメリカ人軍事教師雇用を希望する朝鮮政府の要請は公然とアメリカ政府に伝えられており、また、日清両国の支持を受けているとして、ベイヤードは要請に応える姿勢を維持したが、あらゆる諸国に対して友好的な公平さを保つ事が義務でもあり希望でもあるとするアメリカ政府の立場とアメリカ人軍事教師派遣問題を両立させなければならぬと考へた。このため、日本或いは清国の政策に賛成したり反対したりする印象を与えないようにするために、日本・朝鮮・清駐在のアメリカ公使館が一体となつて朝鮮に関する出来事に対応するよう命じた。⁵⁵

イギリスの巨文島占領及び第一次露朝密約問題によって複雑化した朝鮮情勢の下で天津条約第二条を実質化すべく日本政府が積極的に働きかける余地はあまりなかったが、日本政府は可能な限りの努力は行ったといふべきであろう。懸案のアメリカ人陸軍教師招聘問題は八八年になってようやく実現した。

- (1) 一八八二年八月三〇日井上宛花房、付属書六『外文』一五巻、二〇三頁。
- (2) FO46/289, Parkes to Granville, No.158, Nov.6, 1882. 一八八二年一月四日付井上・吉田宛曾根俊虎 M.T. 5. 1・10・3 (曾根、町田、清水ノ三名清国内地視察一件)。古筠記念会編『金玉均伝』上巻、慶應出版社、一九四四年、一七七、一八五―六頁。
- (3) 『中日韓』五五四―一、五五四―二、五八九、六一四文書。
- (4) 一八八二年日付欠近藤報告第一号「公文録」2A―9―公三三三〇、件七六、国立公文書館蔵(以下、「公文録」三三三〇、件七六という要領で記す)。「中日」一六一―三三三文書。
- (5) 林明德「袁世凱与朝鮮」三〇―三三三頁。一八八二年一〇月三〇日付花房宛近藤「花房義質関係文書」(岩壁義光・広瀬順皓・堀口修編、北泉社、マイクロフィルム)一四一七。天城艦長報告「公文別録」2A―1―別二二三、件一四九、国立公文書館蔵(以下、「公文別録」二二三、件一四九という要領で記す)。
- (6) 田保橋「近代日鮮関係の研究」上巻、八七一―二頁。王芸生前掲『日支外交六十年史』一卷、二五七―八頁。『朝鮮史』六五八、六六一、六六四頁。一八八二年二月一六日付三条宛井上『外文』一五巻、二七四―八一頁。一八八二年二月二七日付島村久天津副領事宛品川『外文』一八巻、三九四頁。「中日韓」一八七―一文書。

尤も、朝鮮から天津器機局に派遣された留学生は十分な成果をあげる見通しも立たず八三年中には全員帰国している

（一八八三年七月二日付吉田宛島村久天津副領事「外文」一六卷、五三九―四〇頁）。詳細は、権錫奉著・馬越徹訳「領選使行に関する一考察」上・下、「韓」三〇、三二号、一九七四年。

(7) Fred C. Bohm and Robert R. Swartout, Jr., eds. *Naval Surgeon in Yi Korea: The Journal of George W. Woods*, Institute of East Asian Studies, University of California, Center for Korean studies, 1984, pp. 57-8.

(8) 一八八二年一月三日付三条宛井上「井上文書」六七―一八。

(9) 宮内庁「明治天皇紀」吉川弘文館、一九七一年、六卷、四―五頁。

(10) 日付欠、瀧野直俊海軍中佐（天城艦長）報告、一八八二年二月六日付三条宛川村純義付属書「公文別録」一二三、件一四三。一八八二年一月一六日付、一八八二年日付欠第二号、井上宛近藤「外文」一五卷、二七三―四、二七九―八〇頁。一八八二年一月一四日付野崎貞澄（広島鎮台司令官）宛波多野毅少佐（歩兵第一連隊第一大隊長）、明治一五年「参謀本部歴史草案（資料）」五、防衛庁防衛研究所図書館蔵。

(11) 「年報」（明治一六年）戸山学校の部、防衛庁防衛研究所図書館蔵。

尤も、これより一足早く、朴泳孝は一行と共に来日した朴祐定の陸軍士官学校入校許可を求め、陸軍省は朴祐定を陸軍士官学校幼年生徒として受け入れた。その後、朴は八六年に士官学校に入学したものの八八年に自殺した（一八八二年一月一四日付花房宛小澤武雄「花房義質関係文書」四七―三、一八八三年二月一日付三条実美宛大山巖「公文録」三五四六、件六）。

中国側資料では、壬午軍乱後も日本が朝鮮軍教練を行っていたかのような表現を屢々目にするが、管見の限り、軍乱後日本政府は朝鮮軍教練を行っていない。ちなみに、一八八二年秋、朴泳孝は、謝罪使として来日し、松尾三代治と原田一なる人物を軍事教師として雇って帰国した。松尾は退役陸軍大尉であったが明治四年頃に一旦陸軍を辞め明治一〇年に陸

軍に復職するも同年に軍職を辞任しているように、軍人としての経験が豊かであるとは言えない人物であった。朝鮮赴任途次同船した松尾を初めて知った竹添は、その人物が伶俐とも見受けられず挙動も粗暴で気ままな性格である故に朝鮮軍教練を担当させる事は不都合であると再三にわたって朴泳孝に忠告したという。朴泳孝は帰国後公州留守に就き松尾等をして軍事教練を担当させようとしたが、松尾等は八三年春には帰国する。朴泳孝が独自に進めようとした軍隊再編の軍事教練を実質的に担ったのは、趙秉鎬を長とする第三次朝鮮修信使に随行して来日し、戸山学校で歩兵下士の学術を修めた申福摸であった。公州で教練した兵は一〇〇名程であり、数ヶ月の訓練で相応の進歩を見せた模様である。しかし、朴が公州留守を辞職したためこの試みは順調には展開しなかった。申福摸が教師として教練した兵はその後、韓圭稷大將が王命を奉じて更に兵を募って日本式の教練を前營で継続させたという（一八八三年一月一二日付井上宛竹添『秘書類纂朝鮮交渉資料』中巻、四頁。『金玉均伝』上巻、二二五、二二八、二七〇、二七二—三頁。井上角五郎『漢城廼殘夢』井上角五郎、一八九一年、一〇頁。『朝鮮京城近況』（雑報）『時事新報』一八八三年一〇月三一日）。

(12) 一八八四年五月五日付島村『秘書類纂 朝鮮交渉資料』中巻、二五一—六頁。

(13) NA134/1, Foote to Frelinghuysen, No.32, Conf., Oct. 19, 1883; No.62, Apr. 8, 1884; No.109, Sept. 10, 1884; No.110, Sept. 17, 1884.

(14) NA134/1, Foote to Frelinghuysen, No.105, Sept. 3, 1884.

(15) 一八八四年一月二日付伊藤・井上宛竹添『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上巻、二六三頁。

(16) NA77K, Frelinghuysen to Foote, No.14, Nov. 6, 1884.

(17) FO46/238, Memorandum by Aston, Oct. 3, 1882, incl., in Parkes to Granville, No.140, Conf., Oct. 7, 1882.

CFI/30, Sienkiewicz to Ferry, Mar. 24, 1884; No.29, Apr. 8, 1884.

- 47 Richard Sims, *French Policy towards the Bakufu and Meiji Japan, 1854-95*, Japan Library, Richmond, 1998, p.133.
- (8) *CPJ/30*, Sienkiewicz to Ferry, No.39, June 7, 1884; "Note, Renseignements Recueillis dans une Conversation avec le Coréen Sô Chaipil", by Bougouïn, incl. in No.39, June 14, 1884.
- (9) 『高宗純宗実録』中、一五七、一六四頁。
- (20) 一八八四年一月二日付伊藤・井上宛竹添『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上巻、二五八頁。
- (21) "Report of information relative to the revolutionary attempt in Seoul, Corea, by Ensign George C.Foulk", December 4-7, 1884, George M. McCune and John A. Harrison eds., *Korean-American Relations: Documents Pertaining to the Far Eastern Diplomacy of the United States. Volume 1, The Initial Period, 1883-1886*, Kraus Reprint Co., New York, 1971, p.109. 一八八四年一月二日付伊藤・井上宛竹添付属書第一『秘書類纂朝鮮交渉資料』上巻、二六九―七〇頁。
- (22) 一八八四年一月三日付伊藤・井上宛竹添『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上巻、二九一頁。
- (23) *FO17/953*, Aston to Parkes, No.46, Conf., Nov. 15,-1884, incl. in Parkes to Granville, Corea No.38, Dec. 12, 1885.
- (24) *FO17/979*, O'Connor to Granville, No.166, Apr. 16, 1885. *NA134/2*, Foulk to Bayard, No.198, July 10, 1885.
- (25) *FO17/980/982*, O'Connor to Granville, No.183, Apr. 21, 1885; No.190, Conf., Apr. 25, 1885; No.302, June 17, 1885.
- (26) 一八八五年四月二七日発井上宛複本『外文』一八巻、三〇七頁。

- (27) 一八八五年四月一七日付原敬宛近藤『原敬関係文書』一卷、(原敬文書研究会編、日本放送出版協会、一九八四年) 六二九頁。『朝鮮史』七七九頁。『仁川通信』(雑報)『朝鮮通信』(雑報)『東京日日新聞』一八八五年四月八日、四月二二日。NA134/2, Foulk to Bayard, No.177, May 30, 1885.
- (28) FO17/996, Carles to Granville, No.11, May 6, 1885.
- (29) NA134/2, Foulk to Bayard, No.186, Conf, June 23, 1885, NA77K, Bayard to Foulk, No.59, Aug. 18, 1885.
- (30) FO17/981/982, O'Connor to Granville, No.252, Conf, May 27, 1885; No.302, June 17, 1885.
- (31) FO17/983, O'Connor to Salisbury, No.358, July 18, 1885.
- (32) 一八八五年五月二六日付三条宛井上「公文別録」二二八、件六三。「日本兵清人を斃す」(雑報)、「京城の殴打殺傷」【東京日日新聞】一八八五年五月四日、五月五日。一八八五年五月二〇日付井上宛原『原敬関係文書』四卷(一九八五年) 五四―頁。FO17/980, Carles to O'Connor, Apr. 19, 1885, incl., in O'Connor to Granville, No.224, May 12, 1885.
- (33) FO17/976, Foreign Office to O'Connor, No.155, Conf, July 6, 1885, FO262/433, O'Connor to Salisbury, No.343, July 7, 1885.
- (34) FO46/332, Plunkett to Salisbury, No.190, Conf, July 20, 1885.
- (35) 一八八五年六月一日付井上宛原『原敬関係文書』四卷 五四九頁。FO17/983, Aston to O'Connor, No.82, July 10, 1885, Incl., in O'Connor to Salisbury, No.358, July 18, 1885. 光緒十一年六月初一日到『李鴻章全集(電稿)』(顧廷龍・葉聖廉主編、上海人民出版社、一九八五年)、以下「李電」と略記) 一卷、五三四頁。『中日』三八九、三九〇―一・二・三文書。
- (36) 『中日』三三八―三文書。

- (37) 一八八五年四月二五日付井上宛近藤『外文』一八卷、三二五—六頁。NA134/2, Foote to Bayard, No.166, Apr. 28, 1885. *Lee, West Goes East*, pp.93-6.
- (38) 『中田』三七七—二文書。王莽生前掲訳書一巻、三六五—七頁。Kim Yung-chung, *op. cit.*, p.188.
- (39) FO17/982, Aston to O'Connor, No.66, June 16, 1885, incl. in O'Connor to Salisbury, No.340, July 6, 1885.
- (40) 一八八五年四月二八日付井上宛近藤『外文』一八卷、三二六頁。NA134/2, Foulk to Bayard, No.184, June 18, 1885.
- (41) 光緒一一年四月初七日寄訳署『李電』一巻、五〇〇—一頁。
- (42) 一八八五年六月一〇日付近藤宛井上『外文』一八巻、三三五頁。
- (43) 李は高宗に対してアメリカ人軍事教師採用を勧告した (FO17/982, Brennan to O'Connor, No.26 A, Conf., incl., in O'Connor to Salisbury, No.338, Conf., July 4, 1885)。
- (44) 一八八五年七月一日付高平報告『秘書類纂 朝鮮交渉資料』下巻、一五三頁。Lensen, *Balance of Intrigue*, p.37.
- (45) 一八八五年六月三〇日付高平報告、一八八五年七月七日付『魯國書記官使命不調ノ顛末』『秘書類纂 朝鮮交渉資料』下巻、一二九—三二（高平報告を明治二八年としているのは明治一八年の誤り）、一三二頁。一八八五年六月一三日付河瀬真孝宛井上『外文』一八巻、六〇二頁。一八八五年七月二〇日付九鬼宛井上MT・8・9・3・20—1（各国に於ける外国人傭聘関係雑件、韓国の一部）。
- (46) 一八八五年六月五日付高平宛井上『秘書類纂 朝鮮交渉資料』下巻、一二七頁。
- (47) NA134/2, Foulk to Bayard, No.192, Conf., July 5, 1885.
- (48) NA134/2, Foulk to Bayard, No.180, June 16, 1885. NA133/52, Foulk to Bingham, June 23, 1885, incl., in

Hubbard to Bayard, Conf., July 17, 1885. FO46/331, Plunkett to Granville, No.173, Very Conf., June 23, 1885. 「魯參齊見王」ではフォーンが言ひぢやうな無礼な言辭はなら（「秘書類纂 朝鮮交渉資料」下巻、一四四頁）。

(49) 金允植—スパイヤー第二回会見、『中日韓』一〇一九—二、『秘書類纂 朝鮮交渉資料』下巻、一四八頁。金允植—スパイヤー第一回会見、『中日韓』一〇一九—一、一〇一九—四、『秘書類纂 朝鮮交渉資料』下巻、一四二頁。NA134/2,

“Minutes of a discussion at the Foreign Office of Korea, held by order of His Majesty the King: the minutes prepared by the president of the Foreign Office for presentation before His Majesty (June 25, 1885)”, incl., in Foulk to Bayard, No.188, Conf., June 26, 1885. “Confidential, Memo. of conversation between Kim, the President of the Korean Foreign Office and M. de Speyer, the Russian Agent, Söul, June 20, 1885”, incl., in Foulk to Bayard, No.191, July 3, 1885.

(50) 一八八五年七月二〇日付、同年七月二一日発九鬼宛井上MT・3・9・3・20—1。これと同時に李鴻章も清政府の要請としてアメリカ人陸軍教師を速やかに派遣するようアメリカ政府に求め、同年秋にも同様の要請を繰り返す（光緒一一年六月初三日、六月初四日『李電』一卷、五三五—五三六頁。NA92/76, Smithers to Bayard, No.37, July 22, 1885; Denby to Bayard, No.8, Oct. 5, 1885, NA134/2, Foulk to Bayard, No.214, Aug. 16, 1885.）

(51) 一八八五年七月二二日発井上宛九鬼MT・同右。

(52) 一八八五年七月二一日付機密三五号、一八八五年七月二二日発、一八八五年七月二四日付機密三七号別紙丁号井上宛九鬼MT・同右。

(53) Lensen, *Balance of Intrigue*, p.46.

(54) 一八八五年七月二四日発九鬼宛井上、一八八五年七月二〇日付機密二七号九鬼宛井上MT・3・9・3・20—1。

アメリカ議会に対する大統領教書は、アメリカ人将校を軍事教官として採用したいという朝鮮の要請を好意的に受け止めるということと、本件に関しては日本と清国も既に同意しているという文言を含んでおり、九鬼の口頭声明をアメリカ政府が利用していたことが確認できる（FO262/553, Salisbury to Plunkett, No.2, Jan. 11, 1886）。

(5) NA77K, Bayard to Foulk, No.63, Conf., Aug. 19, 1885.

また、ヘンリーの朝鮮政策に関する著書 C. Callan Tansil, *The Foreign Policy of Thomas F. Bayard 1885-1897*, Kraus Reprint Co., New York, 1969, pp.426-8.

第二節 朝鮮軍再編

1 アメリカ人軍事教師

さて、一八八五年当時、漢城には、前・後・左・右・別の五営が設置されていた。一営あたりの戦列員の定数は約五〇〇人で、実員は二一三〇〇人であった。各営から毎日一〇〇人が漢城守備につき、一〇〇人が休暇をとり、残りが在営するという規則であったようだが、在営の兵にしても勝手に外出するものも多かったという。天津条約の規定に従って日清両軍が撤兵した後、朝鮮政府は陸軍の改良に取り組み始め、六基のガトリング砲と弾薬を新規に購入し、演習によって消費したライフル銃の弾薬等も補充した。兵士は訓練時には一体に従順で号令に従い服務に熟練している部分があったが、射撃の練度は高いとはいえず、兵器の統一も進んでおらず小銃は多様な種類が混用され、加えて兵器の手入れも不十分であり多くは錆を生じさせていた。大隊相当の各営には、将官相当の営使と参謀長・参謀相当の兵房・領官が各一名づつおり、五〇〇の兵員は五哨に分けられ、中隊相当の一哨（一〇〇人）

には中隊長相当の哨官一、曹長相当の哨長一、軍曹相当官二が配置され、一哨は更に兵一〇名から成る一〇個小隊相当の單位に区分されていた。しかし、中隊・小隊單位の教範とそれに基づく訓練は欠如していた。また、軍事指揮官に相應しい人物は現存の將官には見いだせず、將校は訓練時に号令をかけることもなく見物人のように佇んでいるだけで下士官が部隊の実質的指揮をとっていた。国王は自国軍隊に信を置かず、同時に兵士の側も政府軍あるいは国軍としての意識を有していなかった。¹⁾

それでも、アメリカ公使館付海軍武官フオークからガトリング砲の操作を伝授された朝鮮兵を主体とした王宮守備隊が組織されたことなどを以て、アメリカ政府は朝鮮の進歩の証であると関心を示し、日本人観察者もアメリカ人軍事教師の到来によって多少は朝鮮軍の面目も一新するのではないかと期待をかけるころがあった。²⁾ 朝鮮軍を国王並に政府にとって信頼の置ける存在に仕上げ、国内治安維持を可能ならしめる道筋を拓くものとしてアメリカ人軍事教師の到来が待たれていたのであった。

八五年の第一次露朝密約による天津条約第二条の危機は、朝鮮政府がロシア人將校雇用を頑として拒み続けたことで回避された。密約によって天津条約を危機に陥れたのは朝鮮であったが、密約を拒否して条約を救ったのも朝鮮であった。朝鮮はアメリカに対し公式に陸軍教師派遣を依頼済であるという事実を以てロシア人將校雇用圧力を撥ね返した。換言すれば、アメリカが速やかに軍事教師を派遣しなければ、ロシア人軍事教師採用問題は火種を残し、すくすぶり続けるであろう。各国の利害関係上、ロシア軍事教師採用が受け容れられるのは、朝鮮永世中立化保障が存在するような条件が必要であったが、それは当面実現困難であった。また、これらの事情によって朝鮮がアメリカ人以外、例えばドイツ人將校を雇用することにも制約が生じた。更には、アメリカ政府のこれまでの対応は、朝鮮政府にアメリカ人軍事教師派遣を期待させるに充分なものであった。以上の理由で、フオークは朝鮮政府の要

請に応えることはアメリカの道義的責務となつたと考えた。³⁾

しかし、アメリカ本国の対応はなかなか進展しなかつた。その原因は、現役将校の海外派遣は議会の承認を必要とするという憲法上の手続きにのみあつたわけではなかつた。アメリカ陸軍省は、軍事教師派遣に関して消極的で、国務省から対応を問われた時には本件は陸軍総司令官シェリダン (Philip H. Sheridan) が決定すべき事柄であると責任を転嫁し、他方、シェリダンも現役将校を朝鮮に軍事教師として派遣することは米陸軍にとって利益にならないとして否定的であつた。⁴⁾

このため高宗は、フォークの個人的つてで適任者を捜し出すことを求めたり、フォーク自身がその任に就くことを屢々要請した。朝鮮駐在のアメリカ公使は議会での承認手続きが煩雑な現役陸軍将校を派遣する代わりに、退役軍人あるいは軍歴を有せずとも士官学校出身で軍隊教練の技倆を有する者でも可能であるとして早期の派遣実現を重ねて本国政府に求めた。⁵⁾ 朝鮮政府も、現役陸軍将校の採用にこだわらず軍事教師の技量を有する者であればよしとし、教師団は団長及び補佐役の都合三名を二年契約（更新もあり得る）で雇用する意向を示し、国務省も現役将校以外からの派遣に方向転換し、アメリカ人軍事教師招聘は紆余曲折を経てようやく実現に向かう。⁶⁾

かくして、八八年四月にダイ (William M. Dye)・カミンズ (Edmund H. Cummins)・リー (John G. Lee) の三人が朝鮮に到着した。ダイを教師団長に選んだのは、シェリダンであつた。一八三一年生まれのダイは、ウエストポイントを卒業して常備軍に入り、南北戦争時に義勇軍の少将となり、戦後軍縮で常備軍の中佐で退役し、その後、エジプト軍大佐として六年間勤務し、任命時には文民職に就いていた。朝鮮では敬意を以て遇される六〇歳に近い年齢であつたこととその経歴によつて、ダイが教師団長に就いたのは好都合であつたと言えるかもしれない。ダイが補佐役として選んだのがカミンズとリーであつた。カミンズは南北戦争時に南軍の少佐で、任命時はコロ

ピア地区の警察官で六〇歳であった。リーは三〇歳の医師でありペンシルベニア州民兵以外の軍役経験はなかった。この三名に加えて、朝鮮政府は前アメリカ神戸領事ニンステッド (Ferdinand J. H. Niensstead) を三人の軍事教師の補佐役として雇用した。この時三五歳のニンステッドは海軍経理員の経験はあったが軍職に就いたことはなかった。²⁾

八八年五月九日から二年間の期間を以て交わされた雇用契約は三名の軍事教師を相当に優遇するものであった。朝鮮駐在弁理公使ディンスモア (Hugh A. Dinsmore) の俸給は、月によって多少の増減はあるが、月額四二〇ドル程であり、公使館書記官のそれは一三〇ドル弱であった。これに対し、ダイは年俸六〇〇〇ドル、カミンズとリーは各々三〇〇〇ドルであり、俸給の月割り分を毎月前払いで支給されることになっていた。³⁾ 朝鮮政府は、ダイを少将に、カミンズを大佐に、リーを少佐に、そしてニンステッドを大尉に任じることになる。

ともかくこうして、アメリカ人教師の下に約四〇〇〇人の兵士が教練を受けることとなった。朝鮮軍の再編成が着手されたことに朝鮮駐在の各国外交使節は歓迎の意を示した。⁴⁾

2 陸軍再編阻害の内的要因―再編計画不在と伝統的政治文化

①近代的地陸軍創設

西洋式の軍事制度は個別の技術的領域であり、西洋文明から軍事部門だけを切り取って、伝統と深刻な摩擦や軋轢を起こすことなく非西洋諸国に移植することが可能なものであると往々にして理解される傾向にあった。しかし、戦争という目的のために創出されたこの軍事組織は、それを生み出した社会の中にあつて他の非軍事的領域を運営する専門主義・機能的合理性といったものと密接な関係を有しており、このような西洋文明の質を顕在化させたものが近代的軍事組織に他ならなかった。この意味で、非西洋諸国が西洋式の軍事組織を輸入あるいは模倣しようと

する場合には、伝統的社会との衝突は免れないところであり、西洋式の新たな軍隊を創設しようとする非西洋国家は、多くの困難に直面せざるを得なかった。先ず、多くの資金が必要であった。高性能の新式兵器は非西洋諸国にとって高価であるのみならず、高水準の規律を保持し集中的な訓練を必要とする常備軍を維持するには多大な資金を必要とした。この資金を調達するためには、地域の財政を實質的に支配してきた勢力の抵抗を押し切り中央政府が財政の一元化を達成する必要があった。また、新式軍の創設は、それまでの戦争技術を旧式化陳腐化させ、旧式軍の存在意義や既得権を奪うことを意味するが故に、こうした旧式軍の抵抗を克服しなければならぬ。また、近代の軍の軍政・財政上の要請に応えるためには、公平且つ効率的な政府組織を必要とする。このような軍事・非軍事両面にわたる組織を支えるには、諸専門知識・技術とその前提となる近代的諸学問を身につけた多くの人々を必要とし、こうした人材は、伝統的な人材供給とは異なる方法や階層に求めざるを得ないものであった。かくして、非西洋諸国が近代的軍事組織を創設することは、伝統的社会と広範な領域において摩擦を生み出すと共に、近代の軍事組織を生み出した西洋社会そのものへの関心を喚起し、旧来の伝統的社会を批判的に見る知的枠組みを提供することになった。日本でも江戸末期の文久年間に直属歩兵銃隊を組織化する段階で、徳川幕府は、財源を捻出するために諸役所の整理統合と人員削減による冗費節省を行い、政策決定の効率化のために制度の簡素化と事務手続きの効率化、人材登用と老朽淘汰、賞罰の厳格化による綱紀肅正、儀礼・服装の簡素化、洋学撰取の強化等を同時に構想した。こうした幕府の軍制改革は、第二次征長戦争敗北をきっかけに、幕府財政の膨張を伴いながら、更に徹底的に追及されてゆくことになった。¹⁹⁾別技軍編制と旧式軍の不満、俸給支払遅延と不正経理が呼び起こした旧式軍の反乱（壬午軍乱）、戸山学校留学組の任用問題等は、朝鮮が近代の軍隊を組織化する場合に直面せざるを得なかった問題であったと言えるし、問題の所在の幾つかは既に明らかになっていたと言ふべきである。これらの問題に朝

鮮政府はどのように取り組んだのであろうか。

②朝鮮軍再編構想

論

さて、天津条約第二条が規定する外国人軍事教師雇用と朝鮮軍教練に関し、元々教練規模についての明確な合意は存在していなかった。日清両国軍撤兵後、外国人の生命財産を保護するに足る漢城の治安維持部隊の組織化を朝鮮政府に要請したのが天津条約であり、日本はこの条約上の要請に対応する最も小規模な再編を念頭に置いていた。国防軍というよりは、一営(五〇〇人)規模の治安維持部隊を朝鮮政府が漢城に創設することを内容とし、費用も安く、短期間(三ヶ月から六ヶ月程度)で成果を得る事が期待でき、朝鮮政府としても十分実行可能な案として井上馨や伊藤博文が考慮したものがこれである。金允植外督弁が外国人軍事教師俸給は一人か二人分を払うのが精一杯であると語っていた程に、朝鮮政府の財政的窮乏は明らかであった。日本案は、このような朝鮮内事情を考慮した上で、朝鮮政府が独力で軍再編事業を遂行することに期待をかけるものであった。ここでは、新編成の一営が模範となり、そこで習得した新たな教練を他営に漸進的に広めてゆく事が想定されていた。¹⁵⁾

これよりも大規模な構想は、漢城にある親軍全体を正規軍として同時に再教練の対象とするものであり、駐清イギリス公使パークス(Harry S. Parkes)は三―四千を、メレンドルフは二千を想定し、李鴻章も漢城の親軍五営を念頭に朝鮮に対して再編勧告を行っている。¹⁶⁾しかし、二千人規模の統一的正規軍を一時に再編しようとすれば、相当の経費を要することになり、朝鮮政府単独でこれを実行するのは困難であると観察された。このため、オコナーは、朝鮮軍再編に必要な資金は日清両国から支援すべきであるとする考えを抱くことになる。また、数千規模の親軍全体の教練と再編は二・三名の軍事教師が為し得るところではなく、第一次露朝密約問題の折りにロシア側が示したように、士官四人と下士官一六人程の採用は必要であったと考えられる。しかし、二〇人近い軍事教師の俸給

を支払う余裕は朝鮮にはなかった。¹⁵⁾

漢城の親軍全体の再編を一気に実行しようとするれば、財政的支援を始めとする外国の関与は不可避となる。井上が天津条約で数名の軍事教師による五〇〇人規模の治安維持部隊の創設を意図したのは、該部隊の創設と維持にかかる諸費用を朝鮮政府単独で負担することが可能であると判断し、また、朝鮮政府が自主的にこの課題に取り組むことによつて諸外国の干渉を回避し朝鮮独立の実を挙げしめようとしたからである。朝鮮独立を尊重すればこれ以上の介入は避けなければならなかった。ところが、朝鮮政府の取り組みは緩慢で、金允植外督弁によれば八五年五月の時点でも朝鮮軍再編計画は未定であつた。また日清両国兵の撤兵期限が近づいた七月になつても、一体どのような計画が検討されているのかさえ外部には不明であつた。¹⁶⁾

伝統的社会が西洋流の近代軍を創出する過程は、その社会の伝統と近代が生み出す多くの軋轢を乗り越え、伝統社会全体を変革してゆく過程でもあつたが、朝鮮独立派は、近代軍創出と伝統社会の変革の有機的関連性をよく捉えていた。甲申事変後日本に亡命していた金玉均は、西洋文明の道を以て人民を啓蒙し、商業を振興し、財政を整理する、このような施策の下にあつて初めて「兵を養ふ事亦難きにあらざるなり」と論じた。何故ならば、新式の武器を用いた新しい戦闘・戦術に耐える軍隊はそれらを生み出し運用する知的背景を知る必要があるし、新式兵器は高価で費用もかかるので近代軍を創出して維持する財政基盤を確保するには経済発展を抑制するのではなく逆に経済を發展させ税収を増大させる必要があるからである。そしてそのためには、朝鮮の伝統的身分制社会そのもの変革を必要とした。苛酷な収奪によつて人々の生産意欲と能動性を奪い国力を日々消耗させるのが「両班の跋扈専横」であつたからである。¹⁷⁾

同様の観点に立つて、より詳細な朝鮮改革意見を示したのが朴泳孝であつた。八二年秋から二ヶ月程東京に滞在

し陸軍士官学校や海軍工廠、そして帝国大学に強く印象づけられた経験を有する朴は、意見書中で朝鮮軍の現状における問題点を以下のように指摘する。まず、アメリカ人軍事教師雇用に關して、それが兵卒教練を目的とし「將帥の材」の育成を目的としないならば、兵卒は学んでこれを知り逆に將帥は学ばず無知のままとなり、兵卒は將を疑い信用せず將は兵卒を統率できなくなるといふ問題を掲げる。次に、旧式軍、新式軍（前・後・左・右等各營）それぞれの規則がばらばらで統一されておらず、互いに敵視する状況にあること。更に、「無制之軍」が恣に乱暴を働き、民衆は兵卒を「仇讐」視していること等である。以上のような問題点に対して朴は、数万の兵力があれば朝鮮国内の治安維持は可能であると、清国とロシアに備える事を目標とする朝鮮国防軍創出に向けて以下のような対応策を論じる。①士官学校を設置し王族を始め四民から優秀な少壯者を選んで將校教育を受けさせること。②軍再編の必要経費を概算し財源を確保するとともに使途目的に応じた軍事予算配分を予め定めておくこと。③全国の兵を兵曹が一元的に管理し、兵曹と諸將の指揮命令關係を明らかにし、全国统一兵制とすること。④軍法の改正。⑤募兵法改正と在役年限を定めること。⑥海軍創設。⑦兵器を更新し適切に保存を図ること。⑧隋や唐の軍隊を撃退した高句麗の軍事的栄光の歴史的記憶を呼び覚ます事などを通じて軍事奨励策を示すこと。金玉均や朴泳孝の考へは、中長期的観点に立つて朝鮮独立を確保するための政策を論じたものであるが、目前の差し迫った天津条約の要請を如何にして実効的に遂行すべきと考へていたのかはわからない。政権の座にあったわけでもなくクデーターに失敗し亡命していた彼等にこれを求めても詮無きことかもしれない。

これに対し事大派の金允植は、当国防軍育成を諦め漢城の治安維持部隊の再編に限定すべき考へを有した。金允植は、軍事に關する難題は財政にあるとし、歴史的に見て職業兵から成る常備軍の兵一人を養うには農民一〇人分の食を費やし国力を消耗させる原因となった故に最下策であるとし、朝鮮軍近代化を試みた自らの八〇年代の経

驗に照らして、養兵（国防軍建設）は今日の急務に非らざるを知らんと論じる。その発想は、「信」が全ての本であり、先ず政令を修め、次に民の食を足らしめ、これらの後に初めて兵を論ずることが出来るとする儒学的なものであった。金允植の見るところ、百官の俸給を滞らせ民力を奪って「驕兵七八千」を養っているものそれでも兵の俸給も充分ではなく、その兵にしても元来「脆弱」にして訓練に服せず、一〇〇人の朝鮮兵を以てしても一人の外国兵に太刀打ちできず、数十万の兵を養ったところで国防の任は期待できないところであり、そうであれば、むしろ内は政令を修め、外国とは良好な関係を固め、兵数を削減し軍事費負担を軽減し、漢城の親軍は治安維持を主目的として各一千の左右兩營に統廃合し軍の練度を高めるべきであるというのである。¹⁷

朝鮮独立のために大規模な改革の下で国防軍創設を意図するのか、それとも、現体制の枠組みの下で、限られた軍事的資源を分散化させるのではなく、当面可能な範囲で信頼できる治安組織の育成と維持に資源を集中させるのか。後者に立つ金允植の発想の方が天津条約第二条との親和性を有していたように思える。しかし、金允植のような発想を基に、朝鮮政府が軍隊再編計画を明確に決定しこれに向けた必要不可欠な措置を十分認識して事に臨んだとは言い難い。具体的軍再編計画の欠如は、軍再編成に伴う必要経費の確保問題に直結する。

③軍事予算・編制・教練の連鎖

軍再編に伴う必要経費が確保できていないという問題は八五年以前から顕在化していた。朝鮮政府内部でも軍再編問題とそれに伴う財政問題は多かれ少なかれ意識はされていた。左議政金炳始は、兵は数よりも質を重視すべきであり、規律無き軍隊は平時にあつては有害で有事にあつては役に立たないので無い方がましであるとし、財政窮乏化のもとで精兵の育成の重要性を指摘していた。しかし、軍再編の前提となる財政的裏付けをどのように確保するかという点に関しては、具体的方法論は欠如し、対応策は「節省」といった消極的なものに止まらざるを得なかつ

たし、また、それに付随した諸変革に言及することもなかった。¹⁸⁾

こうした財政的制約の中で、「営制変通」は目下の急務であるとして軍再編の方向性を打ち出そうとしたのが高宗であった。高宗自身朝鮮軍が抱える問題点に無自覚であったわけではない。軍事費に余裕が無いにも拘わらず多くの軍営が散在し、各軍営間の規則もまちまちで錯綜し、兵も「精鍊」ではなく、兵の待遇も充分とはいえないといった現状を理解していた。そこで高宗は、漢城の親軍五営制は、冗費が多く、五〇〇人規模では演習を行うにも不都合が多いとして、右営と後営と海防使を統合して統衛営とし、前営と左営を統合して壯衛営とし、別営を総禦営とする軍制改革を主導した。軍制改革について高宗の諮問を受けた領議政沈舜澤は自らの意見を述べることなく高宗の案に賛意を示したが、金弘集は、時宜によって軍制改革を行う必要性を認めつつも、これまで八〇年代に経験してきた猫の目が変わるような制度いじりでは効果はなく、「必立一定之規、以為幾百年遵守之圖」と慎重な制度設計を行った上で軍制改革の実行を求めた。しかし高宗は、諸規則は各営指揮官と総理大臣が後日合議して決定すればよいとして、五営を三営に統合することを先ず優先させた。¹⁹⁾

軍隊編制・人事・予算・教育・軍紀等にかかる制度や諸規則を後回しにして軍営の統廃合を優先させた高宗の姿勢は、金弘集が間接的に指摘した如く、数々の問題を生み出すことになる。免職された営使は不満を抱き、また、兵曹判書にして総禦営の提調を兼任した閔泳煥と壯衛營大將韓圭高との間では兵員配分に関して相争い敵視し合った²⁰⁾という。また、親軍五営体制下の五〇〇人規模の一営は五〜六哨（中隊相当）から成っていたので、教練は先ず小隊から中隊規模での近代的戦闘術を導入し、その上で、大隊規模の戦術教練を行う事が基本的な順序であると思定できる。ところが、八八年に親軍五営を統合し三営体制に移行した段階では、一営の兵員規模は三千人規模となり、九一年には親軍經理庁も新設されることになる。²¹⁾ 軍事予算の効率化が貫徹されたとは言えないであろうし、ま

た、一營が連隊規模になれば、複数の大隊を同時に運用する高度な戦術訓練を行わなければ効果的ではなくなる。しかし、近代的兵学の知識・技術を有する将校が存在しない中で部隊規模を拡大することは、無能な将校により多くのより高位の軍職を提供するに過ぎない結果に終わる可能性があった。

高宗が期待した規模の効率性の追求は意図通りの結果をもたらすとは限らない。また、高宗主導の親軍再編は、はたして、漢城の治安維持を主眼とするものであったのか、それとも将来の朝鮮国防軍の中核を成すものとして意識されていたのか。いずれにせよ、朝鮮側の主体性が問われていたと言えるであろう。

④ アメリカ人軍事教師俸給問題

軍事予算確保に関する有効な対応策は打ち出されないまま事態は推移し、その結果、予算不足が朝鮮軍の有効な再編成を阻むことになった。予算不足に伴い表面化した問題の一つがアメリカ人教師の俸給支払問題であった。着任からまだ日も浅い八八年六月、アメリカ人教師の俸給（三ヶ月分）が早くも契約に反して未払い状態となつて問題化した。²⁵

次で、契約満期に満たない八九年九月朝鮮政府はカミンズとリーの雇用契約を中途で打ち切ると通告するに至つた。アメリカ人軍事教師団は、教練すべき戦術とその水準、教師団内での職務の命令関係・役割分担・遂行能力と意欲、軍事教官としての適格性等をめぐって内輪もめを起こし、ディンスモア公使も巻き込んで相互非難に明け暮れるという混乱に陥り、カミンズは職務怠慢を繰り返した。また、自己の職務に見切りをつけたリーは、無能で腐敗した朝鮮の官僚組織や財政の窮乏等を激しく非難し、漢城の朝鮮兵は装備が悪く充分な俸給も受けられず、朝鮮軍将校は近代的軍事知識を欠き兵士を掌握していないとし、このような朝鮮軍を教練することはやりがいのある任務ではなく朝鮮軍教練自体も他の事業同様早晩廃れてしまふだろうと決めつけ、これらを上海発刊の新聞

(Shanghai Mercury)等に書き送った。こうして、カミンスとリーは朝鮮から退いた。後任の補充は行われなかった。軍事教師団の教育機能は大きく低下し、軍事専門将校養成の目論見もわずか一年で暗雲に覆われてしまった。

加えて、軍事教師への俸給支払遅延も年とともにひどくなり、ダイもニンステッドも雇用契約通りに俸給を受け取ることはなかった。八八年赴任以来九三年四月までにダイが受け取った俸給は僅か二〇〇〇ドルであったというし、ニンステッドも九二年二月から一二月までの間は半月分の俸給しか受け取っていなかったという。俸給が契約通りに支払われる見込みは絶望的であり、ダイもニンステッドも任務成功の見通しを失いすっかり落胆してしまった。²³

⑤朝鮮の伝統的秩序と近代的秩序

さて、高宗は、アメリカ人教師の着任より一足早く、「武備、有国之重務、亦不空虚也……今將課日講習、處所稱之以練武公院」として士官学校を設立し、統衛使・壯衛使・綏禦使が練武公院弁理事務を兼任する体制を整えた。高宗は、時原任將臣と重將に対して、息子・婿・弟姪・族戚中から一六―二七歳の者で適格者を三名ずつ推薦するよう命じ、四〇名の生徒を入校させた。ここを卒業した士官を順次軍職に就かせることで統一朝鮮軍を漸次創出する計画に基づくものである。²⁴

清国において陸軍士官学校(天津武学堂)が設置されたのは八五年のことであった。一国の軍学校の設立は往々にして近隣諸国を刺戟し同様の学校設立を促したが、この意味で朝鮮の士官学校設立は、清国の動向に影響を受けたものと言えるかもしれない。天津武学堂は一八―三六歳までの約一五〇名の学生を受け容れ一年後には更に一〇〇名程の学生増員を見る。しかし、学生は、年齢が高く、知的水準が低く、尚かつ外国語や一般諸科学に関する基礎知識も有していなかった。こうした状態では一年過程で成果を挙げることは期待できなかった。このため、八七年から、応募者を一三―一六歳までの者に限り、五年過程で学生に教育を授けることになった。しかし、程なく李

鴻章は北洋陸軍への関心を薄れさせ、このため天津武学堂もただのお飾りと冷評されるようになった。²⁶ 清国では大尉級以上の将校の多くは、太平天国の乱の際、軍に身を投じ昇進した者であり、近代的戦争術を理解していなかったし、伝統的武科の試験では、弓矢・刀・馬術などの実技試験はあっても、用兵術に関する試験科目はなかったという。このため、武科の試験に合格して将校の地位に就いた者は、身体強壯で腕力が強く馬上から弓矢を射る事は上手でも、一兵士としての働きを為し得るに過ぎず、近代兵器を用いた戦闘・戦術指揮を執ることはできなかった。こうした将校の下で行われる平時の訓練で兵士は、隊列中で笑ったり、おしゃべりをしたり、きよるきよるとよそ見をしたり、勝手に隊列から離れ、戦時には掠奪を働き人々から恐れられていた。²⁷

清国の人材登用システム上、読書人・士大夫層は科挙合格のため古典の学習に勤しんでも数学や物理学等の近代諸科学の基礎を学ぶわけではなかった。また、君子は器に非らざるが故に個別専門技術の取得は軽視され、専門能力を足掛かりに政府に登用され社会的上昇を達成するという途は閉ざされていた。伝統的な儒学のエートスや道徳的価値観にかかる論理は、政治家にして最高軍指令官を一身に兼ね備えるのに必要な資質を涵養することはできても、新しい兵器とそれに伴う新たな戦術・戦闘術を身につけ近代戦争を遂行するに必要な特定領域における軍事的専門技術を有する中堅将校の養成は不可能であった。天津武学堂の目的は、清国軍において欠落していたところの近代軍にふさわしい将校を育成することであり、その成否は軍事的能力主義が貫徹するかどうかにかかっていた。しかし、李鴻章麾下の北洋陸軍にしても一隊の組織・訓練・将校選任・兵員募集等は、隊の指揮官の個人的・地域的紐帯等に依存しており、盛字軍とか銘字軍といった個別部隊の寄せ集めの性格を有していた。そこでは、指揮官の取り替えは効かず、将校ポストは売官の対象であり、有能な将校が配属されたとしても、部隊と個人的地域的紐帯を有しない限り、その軍事的専門性を発揮することができなかった。²⁸

儒学を体制教学とし科挙による人材登用を行っていた朝鮮も、近代軍建設に向けて清国が抱え込んだ同様の難問に直面せざるを得ないであろう。伝統社会と近代的軍事力建設とのミスマッチはすぐに表面化した。高宗は近代的軍事専門官僚を養成するプロセスを無視する対応を行った。練武公院に入学したのは武官の子弟であったが、全員が両班貴族の子弟然としていた。更に、軍事教練を未だ終えてもおらず任に堪えるかどうかとも全くわからない段階で、高宗はその半数を親軍の哨官に充て六品官の位を与えた。これに伴い長年硝弁の位にあった者は故なく免職されてしまった。²⁹

アメリカ人教師は士官候補生と下士官に対する教練を行ったが、一年半余の経験で朝鮮軍將校養成にかかる問題の所在の一端が明らかになった。その中で最大の問題は、練武公院の士官候補生が極めて散漫にしか授業に出席せず有能な將校養成を行う見通しが立たなかったことである。練武公院ではないが、朝鮮政府が設立した日本語学校（「日語学堂」）の教師を九一年から九三年まで勤めた岡倉由三郎は、当該期の朝鮮社会で新設の学校教育が直面せざるを得なかった問題を指摘している。第一に、生徒の父母が死去した場合には喪に服するため少なくとも二―三ヶ月間は登校せず、その間学力が退化してしまうこと。第二に、雨天時に外出しないことである。雨に濡れれば糊づけしている服装が乱れてしまう。雨天時に傘をさしたり雨合羽を着用して外出するのは身分の卑しい者のすることであり、両班たる者は駕籠に乗るべきであった。しかしそのような金銭的余裕が生徒にあるわけでもなく、結局雨天時には登校しないことになる。第三に、科挙との関係である。多い時は月に三―四回以上行われたという試験にあわせて多くの語学学校は臨時休校のやむなきに至ったという。最後に、官職への接近問題であった。語学学校を卒業しても就官の途が開かれていないために学業に身が入らず、授業料を徴収せず昼食まで供する官立の語学学校を給食所と割り切るような生徒さえ存在したという。³⁰

このような事情は日本語学校に限らなかつた。外衙門の通訳養成学校同文館を前身とし、人材養成のため高宗が設立し、バンカー (Rev. Dezell A. Bunker)、ハルバート (Homer B. Hulbert)、ギルキートン (George W. Gilmore) の三人を教師として、英語の他に自然科学・国際法・政治経済学などを教授する七年制の高等教育機関として八六年に開校した育英公院でも事情は同じであつた。育英公院の定員は約五〇名であり生徒は高宗が内・外衙門堂郎の子弟から任命し、高官の子弟も在学した。しかし、毎日授業に出席するのは約半数であり、時と共にその出席率は悪化し二割程度にまで落ち込んでゆく。また、午前中に出席した生徒でさえ午後は一人も出席しないという時もあり、生徒たちに規則通り出席するよう規律を守らせる事は困難というより不可能であり、朝鮮政府も育英公院への関心を薄れさせてゆく。³¹

練武公院の士官候補生の授業出席率の悪さなどは隠蔽され、高宗に対する報告では生徒に都合のいい事柄ばかりが記述されたものになつた。こうして高宗は「練武公院及統衛壯衛両營習操、既有成効」として、ダイとニンステッドの労に報いるために朝鮮の官職を与えることになるが、実際には、このようないい加減な報告によつて士官候補生たちは、武官職ではなく地方文官に昇進して、軍事関係學術を完全に放棄してゆくことになつた。³² 練武公院の士官候補生は日本語学校生徒よりも恵まれた環境にあつたと思われるが、学校出席率が極めて低かつたことの理由の一端は上記のものと共通する部分があつたと察せられる。

士官候補生が身分的体面を繕うため雨天時に通学しないとか、駕籠を利用するということであれば、近代的な軍隊の将校育成はまず不可能である。良い鉄を釘に使わない、良い人材は兵隊にはならないといった表現があるように、朝鮮では「武」は著しく蔑視されていた。科擧の武科は合理的な武官の充員計画に基づくものではなく、易しい試験で大量の合格者を出していた。九〇年では、一度の試験で文科合格者七名に対し武科は何と二五―三名もの

合格者を出している。また、九二年では五回の試験を通じて、文科合格者は九四名であるのに対し、武科合格者は一五・一五名といった具合である。軍事蔑視と華夷の弁別で成り立つ朝鮮の小中華意識からは、軍務を名譽と考える余地はなかった。³³⁾ 練武公院の生徒を直ちに任官させるという高宗の一種の軍事奨励策は、逆に軍事軽視を助長したに過ぎなかつたかもしれない。朝鮮の伝統的政治文化は近代軍創出を著しく困難とした。

また、自ら身体を動かし労働することは両班の両班たる所以を否定することであつた。公衆の面前に出るときは、高い威厳とそれに伴う重い責務のために一人では歩けない程であることを誇示すべく、従者に支えられてゆつたりとした規則的な動作を以て気取つて鷹揚に歩かなければならなかつた。³⁴⁾ これに対し、近代的軍事訓練は、伝統的社会に於ける身体秩序の変革を強要した。例えば、長崎でオランダ軍人から陸軍伝習を受けた長州藩の中級武士は、足が痛く座することもできなくなり、伝習から脱走しないのは一生の誤りだと苦痛と不平を訴える程であつた。こうした泣き言・弱音を吐く者に対して、伝習引率の監督者は「稽古にて死ね」とまでハツパをかけなければならなかつた。西洋式軍事教練を取得するには、銃の持ち方、集団での動き方、号令に反応すること、行軍の仕方、走り方等々全員一斉に機械的な一連の動作が機械に行えるようになるまで反覆練習して身体におぼえさせるといふ人為的な身体制御を伴う身体秩序の大変革を必要とした。こうした新たな身体秩序を獲得した者の戦闘場面での動きは、野山を駆け回り、号令一下散兵展開を為し、防禦物を巧みに利用して身を隠したり敵の背後に回つて発砲し、すぐに移動して地面に伏せて弾込めを行い、次の攻撃に移るといった機敏な動きを特徴としていた。これは静謐の世の武士の「進退挙止の閑雅悠々」なる「美的趣味」が戦闘場面では何の役にも立たない事を意味した。³⁵⁾ 幕末日本がそうであつたように、朝鮮も例外たり得なかつた。両班の身体性は近代的軍人のそれとは全く異質のものであつた。近代的軍事組織を創出する祭に直面しなればならなかつたのはこうした朝鮮の伝統的身体秩序でもあつた。

さて、練武公院の教育の外に、アメリカ人軍事教師は、国王の要請で王城守備兵の下士官一六〇名を選出して訓練を施した。高宗は王城守備隊を強化する事を意図したが、ダイは訓練を施した下士官らが各隊に教練担当下士官として配属され西洋式の教練を親軍諸營に伝授することを通じて朝鮮軍全体の改良に役立てようと目論んだ。こうしてダイは、新たに編制された模範教練隊に対して主として密集隊形教練と一六名から成る小単位での機動演習の教練に力を注ぐことになった。²⁸しかし、こうした教練にも困難はつきまとった。ロシア参謀本部ウエーベリ（*M. Debel*）中佐は、アメリカ人軍事教師が直面しなければならなかった問題点の一つとして日程表に従って集団で定式化された行動を一齐に行うという感覚が欠けていたことを記している。朝の五・六時から始まる予定になっている教練のためにアメリカ人教師が教練場に来てみると一人の兵士も姿が見えない。アメリカ人教師は朝鮮官吏を通じて兵士たちを集合させようとすると、無益な議論で二時間程が費やされる。ようやく兵士たちが全員集合したと思つたら、兵士たちは暑すぎるから兵舎に引き揚げたいと言いつつ始末であつた。こうして、日曜日を除いて毎日二時間の訓練を行うという規則は励行されず、冬季と夏季は事実上休暇状態となつてゆく。²⁹

近代軍は、戦術・戦術的要請の下に、まとまつた兵力を一定の時間内に目的地に移動させ効果的にこれを使用するために、同じ歩幅で行軍する訓練を繰り返す。ここでは、時間あたりの移動距離が計かれ、戦闘に至るまでの時間が想定され、その時々何をするべきかという課題が整然と秩序づけられてゆく。こうした時間秩序は、平時にあつては一日や週ごとに応じた時間割によつて行動が規律されるなかで個人に内面化されるものであり、更にはこうした時間区分も一時間単位から分単位にまで細かくなってゆく。兵学を学ぶ学校や教練場での訓練を時間割に従つて遅滞なく遂行し、機械時計の刻む単位時間あたりの行動効果を高める効率の観念が求められたのは、近代軍の性格が産業革命の成果と密接な関わりを有していたことに鑑みれば蓋し当然であつた。³⁰

近代的時間秩序が形成されておらず、また近代的將校養成が困難な社会の中で、下士官を通じた伝習はごく初歩的な演習以上のものは期待できなかった。これに加え、朝鮮軍の再編には少数の外国人將校の他に、兵に対する教練実務を担う相当数の外国人熟練下士官が不可欠であったが、アメリカ人教師団にはこの熟練下士官が存在しなかった。外国人教師や朝鮮軍兵士の俸給も遅配が恒常化していたことに鑑みれば、相当数の下士官を新たに外国から雇用することも財政的に困難であった。³⁹⁾ ウェーベリは、アメリカ人軍事教師雇用から一年半が経っても近代的軍隊を養成する課題は未達成であり、朝鮮政府に安定性を付与し叛乱や騷擾から朝鮮政府を支える軍事組織を漢城に編制することは当分先の課題であると観察した。⁴⁰⁾

このような状況の下にあって、朝鮮軍再編成の成果が全くあがらなかったかと言えばそうではない。模範教練隊の演習を目撃したベルナップ (George Belknap) アメリカ海軍少将は、中隊規模の演習において下士官らが精密さと優秀さを以て演習を行ったとしているが、これはアメリカ側の手前味噌ではなかった。九二年六月、壮衛營の繰練模様は一定の条件さえ整えば朝鮮軍の近代的再編可能性を示すものであった。壮衛營は志願兵からなり、兵士の勤務はそれぞれ三分の一が営内、王宮守備、帰休に振り分けられていた。該營の中隊(一二〇名・四小隊)の繰練はアメリカ式の操典に則り整然たる中隊運動を行い親軍諸營中にあつても最も優れた部隊であると観察された。壮衛營のこの一中隊は、ダイが教練した模範教練隊そのものであったのか、それとも模範教練隊の下士官が教練担当下士官として取り組んだ成果なのかは明らかではない。しかし、その部隊にしても、両班出身の將校は自ら号令をかけることなく什長と呼ばれる下士官にまかせきりで繰練時にも傍観しているだけという事情は何ら改善されなかった。⁴¹⁾

こうして、時と共に朝鮮軍再編の見込みは困難になってゆく。九三年になつても未だ朝鮮には国防軍の名に値す

る軍事組織は形成されていなかった。戦時には朝鮮全土で一〇万人を動員できると予想されたが、軍事的に意味があるのは一万程度の兵力であった。漢城には約五〇〇〇の兵がいたという。これらの兵は三分の一ずつ交代しながら王宮警護に就き教練を受けあるいは帰休していた。これらの兵に対し二人のアメリカ人軍事教師が十分な教練を行う事は困難であり、多くの部分が朝鮮人將校に委ねられていた。総禦・統衛・壯衛・經理の親軍四營体制の下で、各部隊は二連隊編制中に、將官から佐・尉官級までの各級指揮系統將校が配属されていた。しかし、名目的試験を経て両班から任命されたこれらの將校の殆どは、文官職の任命までの待機期間として数ヶ月間軍職に就くだけであり、全く軍事教練を受けたことも無い將校も多数存在した。これは、營の規模こそ拡大したものの、大隊規模での近代的戦術を導入することができなかったことを意味する。このため將校は当然部下を指揮する能力を欠き軍人としては無能で、下士官が英語で号令をかけていた⁴³。両班にしてみれば、卑しむべき異質の身体秩序に率先して身を投じ細かな仕事を行うことは、自らの身分的尊嚴を傷つけるといふ感覚があつたのであろう。そのような状態では、結局士官は万事下士官に依存しなければならず、士官の力を必要としない下士官は士官を眼中に置かなくなるのは当然であり、軍隊統制は著しく困難になる。

このような問題点は、九四年のいわゆる東学党の乱に際して如実に表れた。「半騎半歩、被甲冑、各執長槍大刀」の農民軍を鎮圧すべく赴いた漢城の親軍を主力とする官軍は、モーゼル銃・ガトリング砲や大砲を装備していた。しかし、朝鮮官軍は装備の優越性を活かす能力を欠き、官軍が農民軍を東に逐えば農民軍は西に逃げのびるといった具合で、有効な戦術的対応をとることができず、「万無剿滅之道」に陥つた⁴⁴。朝鮮官軍が新式兵器を前提とした近代的戦闘・戦術を展開できなかった事を意味している。それは、朝鮮軍の弱点として指摘され続けた教練水準と將校の技倆を端的に物語るものであつた。このことは行軍にも表れており、朝鮮親軍の機動的運用がおよそ考えら

れない状態にあつたことを示している。九四年六月下旬、全州から漢城に帰還する朝鮮軍一行は五〇〇人程度の部隊であつたが、一行の先頭が一地点通り過ぎて最後尾がそこを通過するまで約一二時間もの時間を要したという。兵士は三々五々歩いたり立ち止まったりして軍隊の行軍としては体を為していなかつた。兵士の中には軍服を脱いで歩く者もあり、兵は銃を自ら担ぐこともなく馬に運ばせたり人夫に持たせていた。兵士が行軍中に手にしていたものは煙管と扇のみであつたといふ。⁴⁵

新たな士官学校設立から丸四年、練武公院を退校せずに残つた三〇名の生徒に対する教育効果は進展を見せているものと思われていたが、未だ軍事専門家としての将校が育成され始めたとは言えない状態が続いた。朝鮮兵の質が劣つていたわけでは無い。アメリカ人軍事教師の教練を受けた下士官出身者は中隊所属の中尉相当官に昇進した者もあり、少ないながらも中には相対的に優れた技量を示す者もいた。⁴⁶極めてゆつくりとした足取りではあつたものの、朝鮮軍再編の芽は始めていたと言ふことができるかもしれない。しかし、朝鮮軍の近代的再編には身分制秩序が大きく立ちはだかつていた。幕末日本の経験でも、西洋式軍事組織には洋学の知識が必要となり相應の資格を有する階層から幕府が新設部門の役職者を補充することは困難となり、身分制による人事拘束性は弱まつた。むしろ、近代軍事組織の創設そのものが身分制秩序を解体する方向性を内包していた。国内の伝統的社會秩序の変革無しに近代軍を育成することが困難であることは、多くの国々が経験したところであり、朝鮮も亦こうした困難に直面した。このような問題点を意識するところがあつたのであろうか、高宗は、朝鮮では有能な軍事専門家養成を阻害する風土があるとし、アメリカ陸軍士官学校と海軍兵学校に随時二―三名の留学生を派遣することを企図し、アメリカ人軍事教師の朝鮮軍教練の失敗を宣告した。しかし、留学によつて軍事専門職を養成することも多くの困難を内包することは言うまでもない。ちなみに、九三年一月時点でウエストポイントの士官学校に留学している

外国人生徒は六名であった。アメリカ政府の意向では、朝鮮人留学生の士官学校受け入れは二名が上限であり、ア
ナポリスの海軍兵学校でも受け入れは一名を限度としていた。これに加えて、留学費用は派遣国負担とすることが
受け入れ条件でもあった。²⁷ アメリカ人軍事教師の俸給すら満足に支給できないにも拘わらず、留学生の費用が確保
できるのであろうか。いずれにせよ、この段階で朝鮮軍再編事業はその伝統社会との矛盾の中で完全に行き詰まっ
たといえよう。

⑥ 朝鮮軍の悪弊

朝鮮国内では窮乏化が進行しつつあった。高宗に対して大きな影響力を有していた閔妃は国家的利害には無関心
で、その関心の一端は自身の心もとない健康状態に注がれ、閔妃の周辺には祈禱師や巫女やペテン師もどきのやぶ
医者を取り巻き、連日の宴会などで膨大な金銭を浪費しつつあった。そのような環境の下で王城守備兵は高宗と閔
妃の迷信のために動員されていた。閔妃の病が久しく治癒しないのは王宮が崇られているせいであり悪霊を銃で追
い払うべしと占った巫女の言を信じて、高宗は連日数百人の守備兵に崇りを打ち払うべく発砲させたり、王宮を移
転すべく王宮修理を行ったりしていた。²⁸ 軍隊の銃は恰も爆竹代わりであった。

また、閔妃のもう一つの関心事は一族の栄華に向けられ、閔一族はあらゆる手段を尽くして収奪を恣にしていた。
このため国内では根深い不満が蓄積され、閔氏支配体制の内実は火薬庫の上に存在するような極めて不安定なもの
で、広範囲にわたる不満分子を糾合するリーダーが一人でも現れれば革命を起こすことができると思われた。
悪貨乱鑄を通じて利益を手にする閔氏に対して、兵士や官吏は、貨幣価値の下落によって俸給では必要な生活物質
を購入することも困難となった。そして、規定に満たない俸給を数ヶ月の遅配によってしか得る事ができない兵士
たちは王城守備に就く中で官中における浪費や乱痴気を見聞きしていた。かくして兵士は高宗に対する畏敬の念を

喪失し、上官への服従も欠くに至り、軍の規律は低下し続け、軍事教練も行うことができない状態に陥った。兵士は軍服を着用したまま小銃を携え商人を脅して金銭を強奪しようとするなど、本来ならば政府が治安維持に対して依拠せざるをえない漢城の軍隊は、民衆蜂起が発生すればそれに呼応する危険性を有する潜在的秩序破壊要因である。とまで見做されるに至っていた。⁴⁹⁾

また、親軍衛の武器購入は中間で官吏が金額の半分を詐取するといわれ、購入価格が水増しされるか予定数量の半数の購入に止まらざるを得ない状態であった。また、折角購入した武器も修理や適切な保存を怠ったりすぐに錆を生じさせ使いものにならなくなってしまうた。これによって新規購入が必要とされ、同時に関係官吏が利得を得る機会を生み出すことになる。⁵⁰⁾更に、個別の官衛が徴税権をそれぞれ有する朝鮮の税制によって、親軍に公式に徴税権が与えられることもあったが、その場合でも違法課税を行ったり、違法な防穀を独断で行うなどの弊害も生じさせていた。朝鮮軍の軍紀の乱れ、「兵隊之驕頑不法」「兵隊之横奪」は、目に余る状況になった。⁵¹⁾

こうした問題は年と共に益々悪化した。九三年の東学党騒動の折り、朝鮮では金玉均と大院君が東学党と通謀し、日本人も密かにそれを支援して、漢城襲撃を図っているという流言が広がった。俸給自体が満足に支給されていなかったため、兵士の中には徒党を組み給米支給を政府に強要したり、容れられなければ武器を携えて東学党に投じる計画を立てる兵士も出てきた。⁵²⁾高宗は漢城の親軍数千を以て日夜王宮を嚴重に警備させ、王宮が襲撃されるような万一の事態に備えて急遽北漢山城の修理に着手した。東学党の側は漢城の親軍は自分たちの味方であり攻撃してくることはないと思っており、高宗は東学党鎮圧に漢城の親軍を派遣すれば兵が寝返るのではないかと恐れた。兵の忠誠心を信用できないにも拘わらず、高宗は一身の安全を図るために親軍を使用する事を考えていた。自国治安を自力で確保する強い意志も自信も持てない高宗は、漢城防禦と東学党鎮定のため清国に軍艦と陸兵を派遣するよ

う要請し、また朝鮮政府内には袁世凱が朝鮮軍を率いて東学党鎮圧に赴くよう求める声もあった。地方官の収奪がこの東学党騒動を誘発していると見た袁世凱は清陸兵派遣要請を容れなかった。袁は、朝鮮政府が腐敗地方官を更迭し朝鮮軍の操練を活発化させ武力鎮圧の姿勢を示すことを求め、また、高宗にも反乱解散を諭すよう要請し、高宗もそれを聞き容れてようやく騒動は沈静化した。⁵³ 三万人が集結していると言われた東学党にせいせい多くても一六〇〇程度の軍隊が対峙するだけで東学党は速やかに解散したのである。しかし、親軍は地方に赴けば武器にものを言わせて「掠奪至らざる所な（く）」、民衆から東学党よりも嫌われる始末であった。⁵⁴ こうしたこともあって、比較的大規模な民衆蜂起を鎮圧するために漢城の親軍を投入しても効果は期待できないとして、朝鮮政府と漢城の人心を落ち着かせるためには外国諸国が軍艦を仁川に碇泊させる方が効果的であると考える外国公使も存在した程度であった。⁵⁵

翌年の所謂の甲午農民戦争鎮圧に向かった親軍は、有能な将校を欠き充分な糧食すら提携しなかったこともあり多くの発病者を出し、戦地に至るや統出する兵士の逃亡に全軍の士気を喪失した。そして軍紀を欠落させた親軍は、民間人から財を強奪し、女性に暴行し、全州回復の偽報告のために無辜の人民を虐殺するなど一層の暴状振りを露わにするに至った。⁵⁶

3 陸軍再編阻害の外的要因—清国の干渉と高宗の対抗

アメリカ人軍事教師による朝鮮軍教練の効果を削いだ外在的要因は、常に朝鮮支配を強める機会を窺っていた袁世凱の謀略であった。例えば、八七年、袁は朝鮮政府をして高宗の信頼が篤いフォークの退去を強要するために謀略を企てている。即ち、高宗暗殺計画が謀られている、朴泳孝が五〇〇〇の日本兵と共に来襲しこれを支援する日本軍艦四隻も仁川に到着した、全羅・慶尚道での民乱を扇動し拡大させているのは日本人である等と流言を広め人

心を興奮させて高宗及び朝鮮政府を恐怖に陥れつつ、他方で袁の清帰国情報を流して、高宗及び朝鮮政府が袁の意向に従わなければ保護の手を差し伸べないという脅しをかけたのである。⁵⁴⁾

また、アメリカ人教師が教練を開始した八八年六月、朝鮮では幼児誘拐の噂によって混乱が生じた。在漢城外交団は、袁が朝鮮人密偵を使つて根柢のない噂を流してアメリカ人軍事教師を含め欧米人及び日本人誹撃を企てたのだという観測を専らとした。⁵⁵⁾このような興奮の中、アメリカ・ロシア・フランスが公館及び居留自国民保護のために水兵を漢城に入京させたこともあつて人心は急速に沈静化した。アメリカ水兵を始めとする数十名の少数の警備力が数千の朝鮮兵の存在よりも多大な治安維持効果を發揮したのである。

この騒動は、清国が朝鮮支配を強化する際の手段の一つとして、高宗・朝鮮政府と朝鮮軍間の信頼関係の不在につけ込んでいたことを示している。このような兇戯にも類する袁の脅迫手段がそれなりの有効性を有した理由は、朝鮮政府の情報収集・分析能力が低く朝鮮軍に対する信頼性も低かつたからである。高宗と朝鮮政府にとつて朝鮮軍が非常時に信頼できる存在であれば、袁の慣用手段たる流言蜚語による各種の謀略の効力も減少するであろう。そうなれば、その分だけ清国の内政干渉の機会も減少するだろう。そのためには、軍再編にかかる必要な財源を確保し、軍事専門家として有能で信頼の置ける自前の指揮官・将校を育成するため士官教育に力を注ぎ、国王や政府と軍の一体感を醸成する各種の措置をとつてゆくことこそ中長期的に必要なものであつた。

だが、高宗は軍に対してそのような一体感を植え付けようと積極的に働きかけることはせず、軍事演習を統監することにも消極的であつた。国王による監兵式は概ね三〇年に一度程度しか行われないほど極めて珍しいものであつた。九三年六月に行われた監兵式は三万人もの見物人が集まつたという。しかし、午前九時に開始が予告されていたにもかかわらず、一万人を下らない行列を率いて高宗が演習場に姿を見せたのは一七時になつてからであつた。⁵⁶⁾

朝鮮兵たちが時間厳守という観念を有しなかったのも無理はない。

こうした中、高宗が探ろうとした手段はそれまで繰り返してきたところの外国への依頼であった。アメリカ人軍事教師が朝鮮に至る前、高宗はアメリカ陸軍将校でエジプト政府にも軍事教師として雇用された経歴を有しアメリカ公使館書記官兼公使館付武官として赴任すると朝鮮側に伝わっていた（実際には公使館書記官兼漢城総領事として赴任）アメリカ人チャールズ・ロング（Charles C. Long）に朝鮮軍司令長官の地位を与えようとした。⁶⁰ 高宗の意図としては、強化された清国の影響力に対して、アメリカを引き込むことで勢力バランスを図ろうとしたものと察せられる。また、自国軍隊に信を置けない高宗は、九〇年六月、趙大王王妃の崩御を契機とする大院君派の叛乱を恐れアメリカ水兵に王城守備を求めたように、アメリカ依存の姿勢を強めていった。アメリカ人が教練しアメリカ人が指揮する朝鮮軍を以って高宗が清国の圧力に対抗しようとしたことは、次に袁によるアメリカ人軍事教師排撃という対抗手段を生み出さずにはいられなかった。

朝鮮独立国論の立場から清国の朝鮮干渉に対抗していたデニー（Owen N. Denry）やフォークといったアメリカ人と袁は幾多の確執を演じてきた。袁はアメリカ人に対して冷ややかな態度を示し、ロングの朝鮮陸軍総教師就任が実現するかもしれないと警戒した。そして、朝鮮が学校を設立し年少の子弟を選んで軍事教育と英語教育を施しその卒業生を以て各地の兵士教練にあたらせる方針に対しても否定的見解を有していた。即ち、朝鮮兵は規律が無くばらばらで、優れた技量を持つ軍事教師が教練にあたったとしても如何ともし難い。逆に朝鮮内政全般の改善を図らず軍再編を行おうとすることは本を棄てて枝葉末節に向かうことであり無益である。⁶¹ しかし、袁は朝鮮内政改善のための具体的計画を有していたわけではなかった。このため袁からは朝鮮軍再編に対する否定的態度しか出てこなかった。のみならず、アメリカに対する依存度を強める高宗の動きを封じるために、袁は清国政府の名の

下に、外国人による軍事教練廃止とアメリカ人教師解雇要求を朝鮮政府に突きつけた。明らかに天津条約の趣旨に反する要求であった。そのためか袁はこの要求を後日取り下げたというが、アメリカ人軍事教師の契約が満期に達すれば契約更新に反対し後任者の新規雇用も行わせなかつた。その後も袁は、朝鮮軍教練に従事していたダイとニンステッドに関して、両名が朝鮮政府の助言無しに多数の兵士を訓練しており朝鮮政府内部の一部勢力と結んで活発な反袁活動を行っているという非難を浴びせ続け朝鮮軍再編の途を益々困難なものとしたのであった。

- (1) 「旧韓外文」日案一、五二四文書。一八八五年二月三日付「朝鮮国景況報告」松村淳蔵中艦隊司令官宛井上良馨金剛艦長、一八八六年二月二日付「京城景況報告」相浦紀道常備小艦隊司令官宛隅崎守物海門艦長、日付欠「朝鮮概況」
「海軍制度沿革史資料」一四五外交(清・朝鮮)、防衛庁防衛研究所図書館蔵。NA134/2, Foulk to Bayard, No.224, Sept. 2, 1885. 陸軍士官学校「韓国軍制史」近世朝鮮後期篇(韓国)陸軍本部、一九七六年、三二四頁。車文燮「朝鮮時代軍事関係研究」檀国大学校出版部、一九九七年、一〇〇—一頁。
- (2) NA134/3, Foulk to Bayard, No.15, Nov. 1, 1886. NA77K, Bayard to Foulk, No.43, Dec. 18, 1886. 日付欠「朝鮮概況」
「海軍制度沿革史資料」一四五外交(清・朝鮮)。
- (3) NA134/2/3, Foulk to Bayard, No.9, Oct. 3, 1886; No.192, Conf., July 5, 1885; No.257, Conf., Dec. 1, 1885.
- (4) Weinert, "The Original KMA G", pp.95-6.
- (5) NA134/3, Foulk to Bayard, No.10, Conf., Oct. 6, 1886. NA134/4, Dinsmore to Bayard, No.29, June 20, 1887.
- Lee Yur-bok, *Diplomatic Relations between the United States and Korea, 1866-1887*, Humanities Press, New York, 1970, p.164.

- (6) NA134/4, Rockhill to Bayard, No.63, Feb. 13, 1887. NA77K, Bayard to Dinsmore, No.42, Oct. 20, 1887. ㄱ
かし、米陸軍省はやの後も本件に関し冷淡であつた (Weinert, *op. cit.*, 96-7.)。
- (7) Bishop, "Shared Failure", pp.60-1. Lew, "American Advisors in Korea, 1885-1894", pp.69-70, 76. Lee Yur-bok, "Korean-American Diplomatic Relations, 1882-1905", in Lee Yur-bok and Wayne Patterson eds, *One Hundred Years of Korean-American Relations 1882-1982*, University of Alabama Press, 1986, p.29. 一八八七年十一月二〇日付伊藤宛赤羽四郎米臨時代理公使 M T . 3 . 9 . 3 . 20—1。
- (8) NA134/4/5, Dinsmore to Bayard, No.67, Oct. 24, 1887; No.89, Jan. 31, 1888; Long to Bayard, Jan. 31, 1887. 一八八七年一〇月二五日付機密二二八号井上宛近藤 M T 同右。
- (9) NA134/5, Dinsmore to Bayard, No. 113, June. 11, 1888.
- (10) Bengt Abrahamsson, *Military Professionalization and Political Power*, Sage Publications, Beverly Hills, 1972, pp.21-38. David B. Ralston, *Importing the European Army: Military Techniques and Extra-European World, 1600-1914*, University of Chicago Press, 1990, pp. 173-7. 三谷博『明治維新とナショナルリズム』山川出版社、一九九七年、二〇六—八頁。
- ラルストンの研究は、ヨーロッパが如何にして近代的軍事組織を創り上げ、ロシア・オスマントルコ・エジプト・清・日本が近代軍を如何に移植しようとしたかに関する比較研究である。これらの諸国中で日本は、例外的に短期間で近代的軍事組織の創設に成功した事例として扱われる。幕末維新期の日本が西洋式軍事組織と伝統的身分制との間で生じた軋轢を如何に克復してゆくことになるかについては、園田英弘『西洋化の構造 黒船・武士・国家』（思文閣出版、一九九三年、一二二頁以下）を見よ。また、ロシアが軍近代化過程で直面せざるを得なかった問題については、例えば以下のよう

たのむ。Robert F. Baumann, "The Russian Army 1853-1881", Frederick W. Kagan and Robin Higham eds, *The Military History of Tsarist Russia*, Palgrave, New York, 2002.

- (11) 一八八五年四月一〇日伊藤—李第四回天津交渉、一八八五年二月八日付榎本宛井上、一八八五年六月一〇日付近藤宛井上「外文」一八卷、二一七—一九三、三三三頁。FO17/981, Carles to O'Connor, Very Conf., May 19, 1885, incl. in O'Connor to Granville, No.265, Conf., June 4, 1885.
- (12) FO17/978, Parkes to Granville, No.72, Conf., Feb. 14, 1885. FO228/794, Carles to O'Connor, No.33, Mar. 11, 1885. FO17/979, O'Connor to Granville, No.152, Apr. 7, 1885. FO46/328, Plunkett to Granville, No.65, Secret, Feb. 26, 1885. 【中四】三三十一—二文書。
- (13) FO17/980, O'Connor to Granville, No.190, Conf., Apr. 25, 1885. 日付欠高平報告【秘書類纂 朝鮮交渉資料】下巻、一三三—三頁。【中日韓】一〇一九文書。【旧韓外文】日案一、五一七—一文書。
- (14) FO228/794, Carles to O'Connor, No.47, May 19, 1885. FO262/433, O'Connor to Salisbury, No.343, July 7, 1885.
- (15) 金玉均上疎（一八八六年七月）【朝野新聞】一八八六年七月八日。
- (16) FO46/290, Parkes to Granville, No.177, Dec. 30, 1882. 一八八八年二月二四日付朴泳孝上書【外文】二二卷、三四—三五頁。
- (17) 「十六私議」韓国学文献研究所編『金允植全集』上、亜細亜文化社、ソウル、一九八〇年、四八一—三頁。また、金允植については、木村幹【朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識】ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、第五章。
- (18) 『高宗純宗実録』中、二四七頁、また、池錫永の疎略（同、二六五頁）。『朝鮮史』八七五頁。
- (19) 『高宗純宗実録』中、二九二—三頁。

- (20) 一八八八年六月二四日付機密六〇号大隈重信宛近藤 M.T. 4・2・2・69（朝鮮国京城に於て外国人の同国児女誘拐風説に關し不穩一件）。
- (21) 『韓国軍制史』近世朝鮮後期篇、三三七―三八頁。車文燮「朝鮮時代軍事關係研究」、九九―一〇二頁。一八九二年一月三十一日付京城公使館報『日清調書』八卷、一三三―三三二頁。
- (22) 『旧韓外文』美案一、五三三、五六一―文書。
- (23) NA134/5, Long to Bayard, Conf., Feb. 19, 1889. NA134/6, Dinsmore to Blaine, No.203, Sept. 25, 1889; No. 211, Nov. 10, 1889; No.220, Jan. 27, 1890; No.227, Mar. 24, 1890; No.233, Apr. 15, 1890. 『旧韓外文』美案一、六八二、七〇五、七〇六―文書。
- (24) NA134/9, Heard to Foster, No.331, Nov. 25, 1892. NA134/10, Allen to Gresham, No.471, Oct. 16, 1893. 『旧韓外文』美案一、一〇八―文書。
- (25) FO228/868, Watters to Walsham, No.10, May 22, 1888. Lew Young-ick, "Yuan Shih-kai's Residency and the Korean Enlightenment Movement", *Journal of Korean Studies*, 5, 1984, p.101. 『高宗純宗実録』中「二八〇」二八二頁。
- (26) 樊百川『清季的洋務新論』一卷、上海書店出版社、二〇〇三年、六一五、六一八頁。FO17/1156, "Report by Consul Beman on the Army of Chi-li", incl. in O'Connor to Rosebery, No.108, Conf., Apr. 26, 1893.
- (27) 小山一郎『東亞先覺 荒尾精』東亞同文会、一九三八年、六六一―七頁。
- (28) Ralston, *op. cit.*, pp. 122-5. FO17/1156, "Report by Baron von Speck Sternburg on the History and Present Condition of the Land Forces of the Chinese Empire", incl. in O'Connor to Rosebery, No.113, Conf., Apr. 27,

(29) 『中日韓』一四二—一文書。

保守派の批判に対抗して、学生の学習意欲を刺戟するために所定の課程を修了していないにもかかわらず、学生に官位を与えたり官職に任命するといったことは育英公院の学生に対しても行われてゐる（“The Royal College”, JWM, Aug. 22, 1891）。

(30) 信夫淳平『韓半島』東京堂書店、一九〇一年、二二九—三〇頁。

日本語学校はこれ以外の困難にも直面せざるを得なかつた。例えば、日本語学校生徒に有志者が仁川港や仁川碇泊の日本軍艦を見学させようとしたところ、生徒の父兄が事大派の批判を恐れて参加しないよう説き、その結果わずか一人のみが見学に参加したに過ぎなかつた。更に、この見聞に対して日本に秘密を漏らしに行つたのだと中傷する声もあり見学した生徒は仁川での見聞を他の生徒に話すこともできない状態であつたという（一八九四年二月一七日付西郷宛黒岡、海軍省「明治二七年公文雜輯」五、防衛庁防衛研究所図書館蔵）。

(31) MA134/8, Heard to Blaine, No.222, Dec. 17, 1891. 李光麟著、阿部洋訳「育英公院の設置とその変遷」『韓』一卷九号、一九七二年、一三—一五頁。『高宗純宗実録』中、三二六頁。『朝鮮史』八九八頁。

(32) FO228/877, Hillier to Walsham, No.28, Nov. 26, 1889. 『高宗純宗実録』中、三四五頁。

(33) 姜在彦『朝鮮儒教の二千年』朝日新聞社、二〇〇一年、四三六—八頁。田中明『物語韓国人』文春新書、二〇〇一年、七七—六、一五三頁。宋俊浩著、田中明訳「李朝後期の武科の運営実態について」『韓』六九号、一九七七年。恒屋盛服『朝鮮開化史』博聞館、一九〇一年、三三六頁。『高宗純宗実録』中、三三七、三九九頁。『朝鮮史』九八二、九九七、九九九、一〇〇二頁。

- (34) 末広重恭『北征録』青山嵩山堂、一八九三年、一〇七頁。Bohn and Swartou, Jr., eds., *Naval Seryeon*, p.58. George N. Curzon, *Problems of the Far East: Japan-Korea-China*, Longmans, Green, and Co., London, 1894, p.162.
- (35) 成沢光『現代日本の社会秩序』岩波書店、一九九七年、六六、一四五―六頁。小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』思文閣出版、一九九八年、五八、一八九頁。野口武彦『幕末歩兵隊』中公新書、二〇〇二年、七〇―三、一二二頁。
- (36) Bishop, "Shared Failure", pp.62-3.
- (37) ゲ・テ・チャガイ編、井上紘一訳『朝鮮旅行記』東洋文庫、一九九二年、一六二頁。一八九四年一月三日付西郷海相・中牟田軍令部長宛黒岡「明治二七年公文雑輯」五。
- (38) 成沢『現代日本の社会秩序』一八、三一、一〇二頁。小川『幕末期長州藩洋学史の研究』六九、一〇〇、一二四、一五〇頁。ウイリアム・H・マクニール著、高橋均訳『戦争の社会史―技術と軍隊と社会』刀水書房、二〇〇二年、第七章。ちなみに、日本での伝統的時間秩序は、例えば、渡辺京二『逝きし世の面影』葦書房、一九九八年、第六章。
- アジアでの諸国家間の階層秩序意識は儀礼の場にあっても時間秩序として反映していたようである。趙大王大妃大葬に対する清国慰問使が漠城に入る際の儀式では、光緒帝の勅諭を持する慰問使は出迎えた高宗を一時間儀場に待たせて姿を現している。このような儀礼上の階層的時間秩序は、高宗が外国使節を引見する時にも示される。高宗は、袁世凱の場合を除いて、外交使節が信任状を提出する時にも使節が控え室や謁見の間に通された後に大幅に遅れて姿を見せる (Ex: FOZ228/888, Hillier to Walsham, No.41, Nov. 11, 1890)。これと違って、明治天皇は信任状を提出する新任公使を謁見の間で待ちかまえていた (佐藤三郎『中国人の見た明治日本』東方書店、二〇〇三年、四五頁)。
- (39) FOZ228/877, Hillier to Walsham, No.28, Nov. 26, 1889.
- (40) チャガイ編前掲『朝鮮旅行記』一六三頁。

- (41) Bishop, *op. cit.*, p.66.
- (42) 一八九二年六月二十四日付在漢城日本公使館報告『日清調書』七卷、六五五—六頁。
- (43) (46) FO228/1129, "The Corean Army", incl. in Wilkinson to O'Conor, No.53, Aug. 4, 1893. Curzon, *op. cit.*, pp.164-70.
- (44) 一八九四年五月八日付林董外務次官宛能勢、一八九四年六月三日付陸奥宗光外相宛杉村M T・5・3・2・4〔朝鮮國東学党動靜に關し帝國公使館報告一件〕。
- (45) 一八九四年七月六日付西山盛壽步兵中尉報告、有吉雅一步兵少尉報告、大本營陸軍參謀部〔從明治二七年六月至同年九月 混成第九旅団・第五師団 報告〕防衛庁防衛研究所圖書館蔵。
- (47) 『旧韓外文』美案一、一三四三文書。NA134/10, Allen to Gresham, No.450, Sept. 6, 1893; No.471, Oct. 16, 1893. NA166, Ye Cha-yun to Gresham, Oct. 10, 1893. NA99, Gresham to Ye, Nov. 22, 1893.
- (48) 光緒一五年四月初一日寄訳署『李電』二卷、七一頁。【中日】六三九文書。【中日韓】一四二一文書。金文吉『津田仙と朝鮮』世界思想社、二〇〇三年、八一—九頁。一八九二年二月一三日付在漢城日本公使館報告『日清調書』九卷、三一—二頁。FO228/1091, Hillier to Walsham, No.19, June 20, 1892.
- (49) NA134/8, Heard to Blaine, No.220, Conf, Dec. 3, 1891. FO17/1119, Hillier to Salisbury, No.16, Sept. 15, 1891. 『旧韓外文』日案二、二〇三三三文書。一八九二年四月五日付榎本武揚外相宛梶山鼎介駐朝鮮公使『日清調書』七卷、三三〇—一頁。一八九二年一〇月四日付林宛杉村、一八九二年一〇月一二日付在漢城日本公使館報告『日清調書』八卷、一〇八二、一二二〇—一頁。一八九三年六月一八日付林宛能勢『日清調書』五卷、一二三五—六頁。一八九三年二月二三日付在漢城日本公使館報告『日清調書』九卷、一一—二頁。

- (50) 一八九三年四月二日付林宛能勢「日清調査」五巻、九六五―六頁。
ちなみに朝鮮政府の武器購入額は以下のとおりである（一ポンド約七、五ドル）。
- 一八八六年―一四〇八ポンド
 - 一八八七年―一六〇三ポンド
 - 一八八九年―三二五六ポンド
 - 一八九〇年―一七一ポンド
 - 一八九一年―四八七二ポンド
 - 一八九二年―四六〇二ポンド
- （典拠：FOI71049/1070, *Walters to Principal Secretary of State for Foreign Affairs*, No.3, June 13, 1887; *Walters to Minister for Foreign Affaires*, No.9, Apr. 16, 1888, FO2228/1128, Hillier to O'Connor, No.18, Mar. 25, 1893, "Trade Report for Korea", *JWM*, Sept. 5, 1891.)
- (51) 『旧韓外文』日案一、二二〇二、二二三八文書、日案二、二二二三文書。一八八八年六月二二日付大隈宛近藤『外文』二二巻、三七六―八頁。「前司諫権鳳熙の上疎」一八九三年四月二〇日付陸奥宛大石付属書『外文』二六巻四二二―二頁。
- (52) 「韓山来信」(雑報)『郵便報知新聞』一八九三年六月一八日。
- (53) 『高宗純宗実録』中、四五四頁。『中日』八八三文書。『中日韓』一八〇七文書。FO2228/1128, Hillier to O'Connor, No.31, May 13, 1893, NA134/10, Heard to Gresham, No.398, May 16, 1893.
- (54) 一八九三年五月一八日付陸奥宛大石正巳朝鮮公使『外文』二六巻、四三八―九頁。「朝鮮の近情」『時事新報』一八九三年六月四日。FO2228/1128, Hillier to O'Connor, No.33, May 15, 1893; No.36, May 29, 1893.

(55) NA134/10, Still to Gresham, No.5, May 17, 1894.

(56) 一八九四年五月二日付陸奥宛杉村「秘書類纂 朝鮮交渉資料」中巻 三三〇頁。『日清戦争実記』一編、博文館、一八九四年、三三—四頁。「Korean Affairs', *JWM*, June 23, 1894, "Korean Affairs", *JWM*, June 30, 1894.

(57) NA134/4, Dinsmore to Bayard, No.16, May 9, 1887. FO228/851, Watters to Walsham, No. 12, May 26, 1887.

(58) NA134/5, Dinsmore to Bayard, No.115, June. 25, 1888; No.116, July 1, 1888.

(59) 一八九三年七月二日付在漢城日本公使館報告『日清調書』一〇巻、一三三〇頁。榎瀬軍之佐「朝鮮時事(見聞隨記)」

春陽堂、一八九四年、九九—一〇〇頁。Curzon, *op. cit.*, p.169.

(60) NA134/5, Long to Bayard, No.159, Dec. 31, 1888.

(61) 『中日韓』一三三—三三三頁。

(62) NA134/6, Heard to Blaine, No.12, June. 3, 1890.

(63) Lew, "Yuan Shih-kai's Residency", p.101.

第三節 朝鮮海軍設置と天津条約第二条の空洞化

1 海軍設立過程

天津条約第二条の空洞化は、朝鮮側の海軍設立によっても促された。アメリカ人軍陸軍教師が到着したのと同じ年の末、高宗はアメリカ臨時代理公使ロングに対して済州島や海岸防衛について諮問するところがあった。ロングが海岸防衛は水雷を以てするのが簡便で費用も安くて済むであろうと答えたところ、高宗はロングに対し水雷の設

置場所や水雷隊規則を作成するよう求めた。米國務省は朝鮮の軍事的防衛計画や作戦に関する助言に類する発言や示唆をすることは本国政府の方針と合致しないと、以降そのような関与を自重するようロングに命じた。¹⁾

この後、高宗の海防への関心は再燃する。一八九二年二月、高宗は朝鮮に沿岸警備隊 (Custom Cruise Service) を創設するためにイギリス海軍将校を教師として年俸五〇〇〇ドルで二年間雇用したい旨をイギリス総領事ヒリヤー (Walter C. Hillier) に伝えた。更に、朝鮮外署もヒリヤーに支援要請を行った。この背景には全羅・慶尚両道沿岸に日本の密漁船や密貿易船が多数出没しているという事情があった。袁は、清国が小型巡洋艦二隻を朝鮮に提供し、朝鮮国旗を掲げるこの艦船で漁業区域を巡視させるといふ考えを高宗に示した。²⁾だが、沿岸警備隊創設は海軍創設に切り替わる。清海関から船舶を借り入れることを前提とした沿岸警備隊創設論が立ち消えになったのは、朝鮮側がその維持費さえも負担できる見込みがなかったからであった。ところが、そのような財政事情にも拘わらず、袁は高宗が他の事業に資金を浪費するくらいならば海軍学校設立のために使用した方がまだましであると考え高宗を誘導したのである。³⁾

オコナーにせよヒリヤーにせよ朝鮮側が提示した海軍設立構想が現実的なものであるとは考えていなかった。殊にヒリヤーは、必要とされる資金も知識も技術もない朝鮮が海軍を設立するなど全くばかげた見戯に類することであると嘲笑し、本件は高宗が思い付きで始め金を浪費するばかりで最後には嫌気がさして放り投げた幾多の事業と同じでしかなく、イギリス本国政府は該件についてまともに取り合わないであろうと語った。ヒリヤーとオコナーの報告を受けたイギリス海軍本部は、朝鮮のイギリス海軍将校派遣要請をあらゆる手段を以て思い止まらせるようイギリス外務省に求めた程であった。また、アメリカ公使ハード (Augustin Heard) は、ヒリヤーと同様の印象を抱き、朝鮮海軍設立構想について当初は本国に報告する必要性すら認めていなかった。更には、李鴻章も当初は

イギリス海軍將校派遣について軽率に支援すべきではないと袁世凱にたしなめるところがあった。本件自体が非現実的で無意味であると広く認識されていたことを示すものに他ならない。⁴⁾

だが、九三年春には、江華島に海軍兵学校が設立された。高宗と朝鮮政府が海軍設立を企図しイギリス人將校派遣を要請した以上、イギリスとしても事態を放置する事はできなかった。何故ならば、イギリスが派遣を拒否すれば高宗はアメリカやドイツに依頼するであろうし、場合によってはロシアに対してさえ依頼する可能性を考慮しなければならなかったからである。実際に、フランス理事官フランダン (Joseph H. Frandin) は、協弁交渉通商事務リゼンドル (Charles W. LeGendre) と協力して、海軍將校・鉦山技師・鉄道技師等も配属したフランス語学校開設を準備し利権獲得への意欲を示していた。そして、フランスとロシア外交筋はイギリス海軍將校雇用に反対した。フランダンには、朝鮮海軍設立の動きをイギリスが東アジアで追求してきた日英清同盟強化策の成果であると捉えていた。この観点に立てば、朝鮮海軍設立は、地中海ではイタリアをそして極東では日本と清国を抱き込み露仏連合海軍力に対抗するというイギリスの戦略を完成させる最後の環に他ならなかった。少なくともそれは、ハードの目には、朝鮮におけるイギリスの影響力拡張の試みの具体化であり、アメリカの朝鮮での影響力の消長にも関わる事柄であると映った。イギリスは、フランダンが觀察したような思惑を有しなかったものの、海軍將校派遣を拒否しその結果ロシア海軍將校派遣という事態を避けるために、朝鮮海軍設立構想が如何に非現実的であれ人員を派遣せざるを得なくなる環境にあったのである。⁵⁾

また、対清関係上もイギリスは朝鮮に海軍將校を派遣する必要を意識した。この頃、オコナーの許には、李鴻章が北洋艦隊教練のために改めてイギリス海軍將校数名を雇用する希望を有しているという情報が伝わっていた。オコナーは、これに慎重な態度をとったが、もし李の強い要望をイギリス海軍本部が拒否すれば思いもよらない望ま

しくない結果を生じさせるかもしれないという懸念も抱いた。このためオコナーは、朝鮮に人員を派遣することによつて英清關係を強化し、併せてこれを以て清国に対するイギリス兵器の売り込みに役立たせようとした。こうした政治的・通商的观点に立つた海軍將校派遣論にローズベリ (Earl of Rosbery) 外相も同意した。イギリス海軍本部は海軍將校の朝鮮派遣は大した利益にはならないと判断していたが、ローズベリ外相の要請を容れて派遣を承認した。このような事情に伴い、オコナーは、非現実的な話に海軍本部が関与したり派遣された將校が結果的に為すすべもなく本国に帰国し体面を汚す事態を虞れ、ヒリヤーに対して、朝鮮政府の真意が海上警察設立にあるのかそれとも海軍創設にあるのかを確定し、海軍將校俸給の財源の手段を確保した上で雇用契約条項を起案することを求めた。ヒリヤーは袁世凱と協議の上、清国が朝鮮の構想を了解しイギリス海軍將校雇用を支援すること、俸給支払いが確約されること等に関して言質を引き出した。これをうけて、イギリスは具体的人選に取りかかることになった。⁶⁾

江華島の海軍兵学校には朝鮮海関に勤務していたイギリス人ハチソン (William duFon Huchison) が学校教師に採用された。しかし、学校設立といつても実態は兵学校の予備校的なものとして出発せざるを得なかった。制度上朝鮮では伝統的に各道に「水軍」制が存続していたが近代海軍の觀念は浸透しておらず、士官候補生徒として五〇名の志願者を募つたものの応募者は三〇名であつたという。志願者の多くは地方中等官吏の子弟であり中国文を理解し文章を書くことはできたが、近代海軍教育の前提となる普通教育を修めているわけではなかつた。このため入校して最初の一年間は英語の勉強を行い、次で数学・物理学・化学等も教授してゆく方針が立てられた。更に、二〇名の水兵募集も行われたが審査のための身体検査の方法も無く、水兵教育訓練方針も未確立のままであつた。⁷⁾

2 海軍設立とその帰結

朝鮮海軍設立論はシベリア鉄道建設の進捗や日本との通商上の摩擦の激化等に見るような朝鮮をめぐる国際的緊張の高まりを反映したものであり、朝鮮が陸海軍整備によって自国防衛を図ろうとする側面を有していたとも言えるかもしれない。⁸しかし、このように朝鮮海軍創設の正当化を図ろうにも、朝鮮海軍設立が客観的に意味したのは、陸軍再編成の見込みを最終的に潰えさせたことであつた。元来、朝鮮海軍統御營の財源は定額の三分の一も集まらなかったし、その一部は各道から親軍營（陸軍）に上納する米穀の幾分かを移管することで賄われることになつていた。九三年は、陸軍兵士の給与として配分されるべき米は2—4ヶ月分が遅配となつていた上に、一年間に必要とする量の内一〇ヶ月分しか集まっていなかつた。ただでさえ不足している親軍營の財源の一部を海軍統御營に移管すれば、陸軍には一年の内八ヶ月分の俸給しか支給できなくなる事態に陥るものと予想された。⁹その結果は、朝鮮政府が「熱心に従事し来れる洋式陸軍兵制の如きは殆ど棄てて顧みざるが如き勢」¹⁰となつたのである。事実、陸軍兵士への俸給遅配を放置したまま軍艦購入を図ろうにもそれは不可能であつた。¹¹

高宗並びに朝鮮政府にとつて必要なことは海軍設立ではなく、これまでともかくも行つてきた陸軍再編事業の成果を点検し、問題点を明らかにし、再編事業の有効性を高めてゆくことにあつたはずである。

しかし、以上のような陸軍再編成事業壊滅と朝鮮海軍設立を袁世凱は清国の朝鮮支配強化の契機として利用することを怠らなかつた。朝鮮海軍設立を機に勢道閔泳駿は天津の水師・武備・機器の各学堂に朝鮮から留学生を派遣して清国と朝鮮との「海防連絡為一」ことを実現しようとした。アメリカ人陸軍教師が行う朝鮮陸軍教練への冷ややかな態度とは反対に、袁は朝鮮が清国に海軍留学生を派遣しようとしているのは清国を敬い信頼していることの表れであるとし、留学生の受け入れを李鴻章に求めた。¹²李は高宗の清国依頼を評価しつつも、海軍設立には巨額の

費用を必要とするのでまず海岸防御から着手した方がよいとし、留学生は海岸砲台・水雷・魚雷の学習を行うべきであり水師学堂（海軍兵学校）への派遣は後回しにして事の緩急を図るよう求め、併せて袁を信頼するよう高宗に勧告した。⁹³

朝鮮海軍設立を機に清国の一層の朝鮮支配を支援し併せて自国利益を確保しようとしたのがイギリス出先外交筋であった。駐清兼朝鮮公使オコナーは、ロシアの朝鮮侵略に対する清国の抑止機能はイギリスの利益に合致するとし、清国が朝鮮に多くの借款を供与し朝鮮財政を掌握すべきだと李の歡心を買いつつ、朝鮮政府が求めるイギリス海軍教師派遣への理解と支援を求めた。⁹⁴ 九三年一月、イギリス海軍本部は退役海軍中尉コールウェル（William H. Callwell）を派遣することを決定した。こうして清国とイギリスとの了解の下に、朝鮮海軍統御官の学校長にコールウェルが任命された（下士官カーチス（Curtis）と共に朝鮮に到着したのは九四年五月のことであった）。新設の海軍統御官総制使には、反日派として知られ袁の意を汲んで朝鮮軍を袁の手に委ねることを主張したとされる（後述）、関心植が就いた。

更に、袁は、閔氏中の親清勢力と提携しつつ、朝鮮政府に排米策を採らせようと圧力を加え、長年敵視し続けてきたアメリカ人教師への攻撃を再開した。アメリカ人軍事教師ニンステッドの任期は九三年一二月で満期となったが、朝鮮政府は契約更新を行わないことをニンステッドに通告した。また、ダイも九四年五月で契約は満期終了する模様となった。育英公院に最後まで留まっていたバンカーも、学校の生徒は少なく教育環境整備もなされず一四ヶ月にわたって俸給を受けることができなかつたこともあつて、任務に見切りをつけ朝鮮政府に全俸給を支払う事と契約解除を求めていた。更に、八五年に関泳翊の協力と高宗の支援の下に設立された病院（済衆院）の医師アヴィソン（Dr. O. R. Avison）も俸給を受けることができず、薬品や燃料を購入する資金もままならず任務の見通し

を失っていた。¹⁵⁾

こうした清国の排米策を側面から支援したのもイギリス出先であった。ヒリヤーは、駐清公使館書記官から朝鮮総領事代理に就いたが、朝鮮に赴任する途次天津で李鴻章に会い、宴席でイギリスが清国と共同歩調をとることを公然と述べたことがあった。その後任たるウィルキンソン (W. H. Wilkinson) も、ヒリヤー同様露骨であった。ウィルキンソンは、朝鮮政府が雇用しているアメリカ人は、朝鮮独立主張時に採用されたものであり、最早過去の遺物でしかないと冷評した。何故ならば、九〇年に趙大王大妃大喪時に派遣された清国弔慰使に対し高宗が朝鮮は清国の属国たることを承認したからであり、この意味で朝鮮が独立を熱望することは無益であり、アメリカが朝鮮独立を支援することは無効であると考えたからである。このように述べながらウィルキンソンは、清国政府の許可無しに今後朝鮮政府は外国人雇用を行ってはならないという条件を付けて、清国が朝鮮政府に金銭を貸与してアメリカ人教師の俸給を支払わせて彼らを朝鮮から追い出してしまうのが良策であろうと進言した程であった。アメリカの朝鮮に対する政治的影響力の源泉の一角は朝鮮政府に雇用されていた顧問や教師の存在にあった。こうしたアメリカの影響力を削減するために、アメリカ人教師が占めていた役職などはイギリスの影響下にあった朝鮮海関の官吏が代位する事が想定された。朝鮮陸軍再編事業の失敗と朝鮮海軍設立構想は、英清同盟の更なる圧力を呼び込み、その結果、朝鮮独立にシンパシーを抱くアメリカ人教師の勢力は風前の灯火と化した。¹⁶⁾

(一) NA134/5, Long to Bayard, No.159, Dec. 31, 1888; No.160, Jan. 21, 1889; NA77K, Blaine to Long, No.101, Mar. 15, 1889; Blaine to Dinsmore, No.111, May 1, 1889.

(二) 『旧韓外文』英案一、八六五、八六六、八七三文書。FO228/1091/1128, Hillier to O'Connor, No.38, Dec. 12, 1892;

No.13, Feb. 6, 1893. 一八九二年一月六日付林宛室田、一八九二年四月三〇日付榎本宛中川、一八九二年二月二七日付陸奥宛室田『外文』二五巻、三九九、四〇〇―、四四二―三頁。

海上警備船が仁川―釜山間を巡視する予定であったことから、清国が平安・黄海両道で大規模に行っていた密貿易を朝鮮側が規制する意図を有していたとは言えない。密貿易は朝鮮駐在の清国官吏が清国軍艦の威嚇の下に朝鮮海関の権限を踏みだして行つた場合もあった（FO228/1129, Wilkinson to O'Connor, No.55, Conf., Aug. 10, 1893; No.74, Conf., Oct. 30, 1893）。

(c) FO17/1170, O'Connor to Rosebery, No.80, Mar. 20, 1893; No.126, May 25, 1893; No.127, May 25, 1893. FO228/1128/1129, Hillier to O'Connor, No.15, Mar. 11, 1893; No.43, Conf., July 8, 1893.

(4) NA134/9, Heard to Gresham, No.374, Conf., Mar. 22, 1893. FO17/1170, ADM. to FO, No.3076, Apr. 13, 1893. 光緒十九年五月二十六日復朝鮮袁道【李電】二巻、五八一頁。

(5) FO17/1170, O'Connor to Rosebery, No.127, May 25, 1893; No.138, June 15, 1893; No.140, June 15, 1893; No.175, Conf., Aug. 2, 1893. FO228/1128/1129, Hillier to O'Connor, No.38, June 2, 1893; No.43, Conf., July 8, 1893. CPML, Frandin to Devell, July 23, 1893. NA134/9, Heard to U. S. Sec. of State, No.372, Mar. 21, 1893. 光緒十九年五月二十七日袁道來電【李電】二巻、五八三頁。

(6) FO17/1155, O'Connor to Rosebery, No.11, Jan. 13, 1893; No.70, Mar. 2, 1893. FO17/1170, O'Connor to Rosebery, No.25, Jan. 20, 1893; No.223, Oct. 4, 1893. FO. to ADM. draft, May 2, 1893; ADM. to FO, No.4131, May 6, 1893. FO228/1128, O'Connor to Hillier, Private, May 29, 1893; No.11, June 13, 1893. FO228/1129, Hillier to O'Connor, No.43, Conf., July 8, 1893; No.44, July 10, 1893. 【旧韓外文】英案一、九〇九、九二〇文書。

- (7) 一八九三年一月七日付林宛能勢『外文』二六卷、四四五頁。一八九四年三月二日付南大尉・西少尉「朝鮮江華島海軍官庁視察報告」、一八九四年三月三日付西郷海相・中牟田軍令部長宛黒岡付属書「明治二十七年公文雜輯」五。FO228/1129, Fox to Wilkinson, Dec. 13, 1893, incl. in Wilkinson to O'Connor, No.90, Dec. 14, 1893.
- ハチソンを推薦したのはヒリヤーであったが、ハチソンは胡散臭く素行が悪いとしてオコナーは快く思っていなかった
(FO228/1128, O'Connor to Hillier, Private, June 15, 1893).
- (8) 『中日韓』一七九四—一文書。
- (9) 一八九三年八月二七日付在漢城日本公使館報告『日清調書』一一卷、一六八三頁。
- (10) 一八九四年一月三日付林董外務次官宛能勢辰五郎仁川領事『外文』二六卷、四四六頁。
- (11) 光緒十九年十一月二日寄訳署『李電』二卷、六三〇頁。一八九四年二月二日付陸奥宛杉村「秘書類纂 朝鮮交渉資料」下巻、一九五頁。
- (12) 『中日韓』一七八一文書。
- (13) 『中日韓』一七九四—一文書。
- (14) 『中日』九〇五、九〇六文書。
- (15) NA134/6, Heard to Blaine, No.12, June 3, 1890. NA134/10, Allen to Gresham, No.526, Feb. 12, 1894. 『中日韓』一四二七文書。『旧韓外文』美案一、一〇八三、一一七一、一一九九文書、美案二、一二四四文書。一八九四年一月二十四日付西郷・中牟田宛黒岡、筑波艦長、明治二十七年一・二・三月「朝鮮国警備事件」防衛庁防衛研究所図書館蔵。一八九四年二月一七日付筑波秘第一〇号西郷宛黒岡「明治二十七年公文雜輯」五。
- (16) FO228/1168, Wilkinson to O'Connor, No.7, Conf., Jan. 8, 1894. NA134/10, Allen to Gresham, No.471, Oct. 16,

小括

高宗が取り組んだ朝鮮陸軍再編事業をはじめとするマツチ製造工場、製紙工場、西洋式農場、外国語学校、病院等の一連の開化事業は、九二年末の段階で多くは失敗していた。その原因は、事業資本が極めて貧弱であり、事業の適切な管理運営技術に欠けていたことなどに起因していた。このため、外資を導入し外国人が管理運営を行えばこれらの諸事業の成功の見込みはあるとヒリヤーは判断した。また、朝鮮の基本産業たる農業は、可耕地の半分しか利用されておらず、農産物を輸送する交通手段さえ整備されれば生産者の意欲を刺戟し、穀物輸出は容易に一〇倍程に増大すると期待できたが、朝鮮政府当局者は、運輸交通手段の欠如がそのような富源開発の可能性を閉ざしているという意識を有していなかった。¹ ところか、逆に、開港場周辺では商品流通路の至る所で違法課税が行われていた。違法な課税所は、王室や在京有力者達に一定の金銭を支払ってその承認を得て設置されており、その他にもさまざまな手法で官吏は貿易を利用して人々から収奪を繰り返していた。このような公然たる条約違反に締盟諸国が抗議しても無駄であった。何故ならば、他ならぬ高宗自身がこのような違法課税システムから利益を得ていたからである。² 朝鮮開化事業の失敗の根本原因は、朝鮮の統治システムそれ自体に内在していることをヒリヤーにしても認めざるを得なかった。また、朝鮮を知れば知る程朝鮮改革の困難性をハードが感じていたのも、問題が社会・統治構造そのものに内在する根深いものであることを理解したからに他ならない。³

このような段階にあって、『東京日日新聞』は、甲申事変から既に一〇年近い年月が過ぎたにもかかわらず、未

だ軍隊・警察・行政組織などの改良の成果は挙がっていないとして「小康十年為す所ある能はざりしの朝鮮政府にして万一にも之（東学党騒動の沈静化）に応じ更に振作する所あらざらん乎、一の東学党去りて百の東学党来るも亦未だ知るべからず」と論じて、朝鮮の命運は一つの岐路に立っているという認識を示した。⁵⁴これとほぼ時期を同じくして、袁世凱も朝鮮が重大な転換点に立っていると捉えていた。袁は、朝鮮の現状は極めて陰惨なもので、このままの事態で推移すれば現体制は一〇年と維持できず革命は必至であると述べる。そして、朝鮮の腐敗と陰謀に対する当惑と苦惱で袁自身も消耗してしまい、不可避的な破滅が生じる前に、朝鮮での任から解放され清国に帰国することを希望していると語った。袁の悲観的観測は朝鮮に四年以上勤務していたヒリヤーが抱いた印象と多くの点で一致した。⁵⁵

朝鮮の現状と将来に悲観的見通しを抱いた袁であったが、袁は朝鮮で清国の優越的地位を確保するため閔泳駿と提携していた。袁はこのこと自体が朝鮮の腐敗と混乱を深めるのに一役買っているという事には無自覚であった。勢道閔泳駿の権力的地位は、閔王妃の一族であるということに加えて、国王や王妃の歓心を買って財政と人事権を掌握することによって築き上げられていた。民衆からの収奪や諸官職の売官等が、袁が恐れた革命の原因を醸し出すものに他ならなかったが、袁は朝鮮の疲弊した内地を改良する具体的対処策を有していたわけではない。袁の関心は、閔泳駿を通じて高宗や閔妃をして「敬服中国、恪守藩礼」せしめる点にあったに過ぎない。⁵⁶その閔泳駿は、朝鮮で内乱が発生すればロシアや清国の武力干渉となることを恐れていたが、朝鮮内治外交にかかる困難に対して「如何なる針路を取り如何なる方法を立て、此大勢を挽回すべきやに至りては拙者（閔泳駿）共には全く其目的相立たず五里霧中に彷徨する有様」と心中を吐露したように政治指導者としての資質に欠けていた。

内治改良の方向性を見い出せない閔氏権力者と宗属関係の維持強化のみに腐心する袁世凱の存在も、天津条約第

二条の空洞化を推し進めた。シベリア鉄道建設への清国側対応策の一つは、朝鮮兵と清国兵の軍服を同じものとすることであり、平時から清国兵が朝鮮兵と混在しつづつ朝鮮に駐屯し、有事の際には清国兵が朝鮮要所を守備するという類の論であった。袁世凱は外国人の眼には清兵と朝鮮兵との区別は付かないとしてその策を「兵法の所謂不意に出づるといふ神謀」であると称したという。⁸⁾これを朝鮮政府内で推進したのは閔応植であった。閔応植は、防穀問題で九三年に日朝交渉が行き詰まり緊張の度を増していた時にも非賠償論を唱え、対日戦争も辞さないという強硬な姿勢をとっていた。閔応植が云うには、朝鮮は精兵二万、商隊（裸負商のことか）二〇万、僧兵三万、民兵数百万、騎兵五千、將校三千を有しており、朝鮮の峻険な地形を利用して日本軍に対抗できるし、海上では清国海軍が朝鮮を支援するのは既に密かに約定済みである。清国は国土広く且つ富み兵は強くロシアのような強国でさえも軽視できない程であり、また、清朝間の兄弟の信義は三〇〇年の久しきに亘っており、朝鮮は清国が提供する安全保障を期待できる。このため、日本は武力発動できないし、仮に武力攻撃を加えてきたとしても恐れるに足らないと主張したという。更に、閔応植は、イギリス人に親軍一營の指揮管理を任せるか、あるいは、袁を「大将トナシ軍制錢穀甲兵ヲ統領セシメレバ彼レ必ズ周旋シ久シカラズテ富国強兵ノ道自然ニ成就セン」と奏したともいう。⁹⁾

日本の天津条約第二条に対する姿勢は、アメリカ人軍事教師の支援を受けながら漢城の治安維持が可能になるよう朝鮮政府が主体的に軍再編に取り組む事を期待するものであった。しかし、朝鮮陸軍の近代的再編事業は、朝鮮の伝統的統治システムとの不適合性によって挫折した。そして、天津条約第二条は、朝鮮海軍設立によって、袁とこれに呼応する朝鮮内勢力によって、更には英清同盟の圧力によって、空洞化していった。ヒリヤーの観点は、外国人軍事教師による近代的教練導入のみならず軍事組織そのものの管理運営への参画を外国がしなければ朝鮮軍再編事業は不可能であることを意味する。それは、八五年天津条約締結前後に議論された朝鮮軍再編資金を外国が提

供し軍の管理・運営に関与するといふ共同保護論的発想に近い。九二―三年に見る朝鮮軍再編事業の失敗は、この意味で、日本が日清共同朝鮮内政改革を構想する背景の一つをなしたと言つことができる。

- (1) FO228/1128, "Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance: Corea, 1892", incl. in Hillier to O'Conor, No.18, Mar. 25, 1893.
- (2) FO228/1129, Hillier to O'Conor, No.42, July 7, 1893.
- (3) FO228/1128, Hillier to O'Conor, No.40, July 3, 1893. NA124/7, Heard to Blaine, No.78, Conf., Oct. 30, 1890. 改革を困難とする朝鮮の伝統的政治・経済構造の分析に、James B. Palais, *Politics and Policy in Traditional Korea*, Harvard University Press, 1975.
- (4) 「隣国の事態」『東京日日新聞』一八九三年四月二十六日。
- (5) FO228/1129, Hillier to O'Conor, No.43, Conf., July 8, 1893.
- (6) 『中日韓』一七八一文書。
- (7) 一八九二年三月三十一日付榎本宛樋山鼎介「公文雑纂」二四四所収。
- (8) 一八九三年七月二十四日付陸奥宗光宛杉村「外文」二六卷、四四八頁。
- (9) 一八九三年四月二〇日付陸奥宛大石「秘書類纂 朝鮮交渉資料」下巻、六六頁。一八九三年七月二十九日付陸奥宛杉村「外文」二六卷、四五〇頁。

第三章 天津条約三条の運用

第一節 天津条約第三条運用原則の成立——一八八五年末の金玉均事件

1 大院君帰国と袁世凱任命問題

諸外国の公館・居留民保護を可能ならしめることを目的として天津条約第二条は規定された。また、日本政府は、濟物浦条約第五条で規定する公館・居留民保護のための護衛兵駐留権を天津条約締結後も保有した。日本が濟物浦条約第五条によつて護衛目的のために出兵する場合には、天津条約第三条規定に従つて清国に行文知照することになる。ここでは、公館・居留民保護の実際の方法と護衛兵派遣の關係、つまり天津条約第三条運用の実態を見ておくことにする。¹⁾

一八八五年九月、長らく清国に拘留されていた大院君の帰国が決定した。当初、大院君の帰国と同時に相当の清国兵が派遣されるという情報もあったが、²⁾ 実際は違ったものになった。李鴻章は高宗に対して「派兵船水師数十名護送」と通知し、清国軍艦に搭乗して大院君は一〇月三日に仁川に到着し同月五日に漢城に還つた。この時、袁世凱等が四〇名程の水兵を指揮して大院君を護衛しながら漢城に入った。³⁾ 大院君帰国に伴う清国水兵の漢城入城に関して、清国は天津条約第三条に基づく出兵通告を日本に行わなかつた。高平小五郎臨時代理公使は、陳樹棠に対して清国水兵入京理由を問い、本件を日本政府と協議済みであるかどうかの事実確認を求めた。高平のこの問い合わせ

せに陳報告は「蓋謂我背約之意也」と記している。清国が日本政府に対して行文知照を行っていなかったことがわかる。⁵⁴

また、朝鮮も天津条約第三条の趣旨に合致しない行動をとった。大院君の帰国と時を同じくしてウエーバー (Karl I. Weber) が露朝条約批准のために朝鮮に赴いたが、大院君に対する恐怖心に加え袁世凱による高宗廢位の謀略を恐れ、高宗はウエーバーに対しロシア政府が軍艦二隻を仁川に派遣するよう要請した。ロシア側は、このような朝鮮保護要請を拒絶し、むしろ清国との関係改善を勧告した。⁵⁵ロシアが保護要請を容れなかったことで高宗は、今度は清国に対し三營を朝鮮に駐兵させるよう求めた。清国は、天津条約第三条の手続きを踏んで派兵すれば日本も派兵するかもしれないとして朝鮮の駐兵要請を断った。⁵⁶大院君は、帰国後、国政に関与する姿勢を示さず、外国使節とは進んで交際し旧来の排外主義的態度を一変させたかのような印象を与えていたが、閔氏は大院君派への強い警戒を緩めることなく、あまつさえ清国に派兵を要請した。清国が派兵に応ずることはないであろうとしながらも高平が「一婦人の不安心より大國之条約に差響候様の処置は無之様仕度儀に御座候⁵⁷」と綴ったように、天津条約第三条の土台は脆弱であった。

さて、大院君帰国に同行した袁世凱は、一月には駐劄朝鮮総理事通商事宜として着任した。アメリカの大学で教育を受け袁の助手として朝鮮に赴任した唐紹儀は、清国は朝鮮を独立国と認めないので袁の位置は弁理公使に相当するものではあり得ず、袁の役職を英語で表現すれば“His Imperial Chinese Majesty's Resident, Seoul”であると語った。前任の陳樹棠も、光緒帝誕生日を祝う宴会において、朝鮮は中華の一員であり (“a member of the house of China”) でありそれ故に朝鮮外督弁は招待客ではないとして、招待した外国総領事よりも下座に外督弁の席を据えた。そして、自らの地位を、イギリスがインドに置く総督 (Resident) と同様のものであると

答えた事があつた。諸外国外交使節は、陳樹棠が領事相当官でしかなく袁はそれよりも高位に位置すると考えていたが、袁の地位が国際法上どのような性格のものであるのか大きな関心を抱くことになった。⁸⁾ また、天津条約には、李鴻章の伊藤宛照会文が附属していた。そこでは、甲申事変時の清国軍指揮官を「戒飭」すること、清国兵の違法行為の有無を調査し違法行為の証拠があれば清国の軍法に照らして処分することが記されていた。袁世凱はこの懲戒処分該当する人物であり、袁の任命は李の上記照会に反するではないかという物議を日本国内で醸した。⁹⁾ これに関して『ジャパン・メール』は、もし日本が反清政策をとるのであれば袁の任命を政治問題化することもできるとしながらも、元々袁任命は、日清間の協議を経て為されたものであり、朝鮮赴任途次日本に立ち寄らせる予定になつていたものの、すぐに任務に就く必要が生じたために、日本政府が袁の訪日中止を了承したのであると説明した。そして、袁の任命・大院君帰国は、日本が慌てふためく類のものではないと断じ、朝鮮に関しては日清間において最も良好な協調が存在しているものと信じられると結び事態の沈静化に努めた。¹⁰⁾

袁が日本訪問を中止しすぐに朝鮮に赴任することを日本政府が了承した理由は、ロシアの動向にあつた。ウエーバーは、露朝条約を批准するや、露朝間で陸路通商交渉を始めた。また、井上外務卿は、スパイヤー同様ウエーバーがロシア陸軍教師採用を強く求めてくるのではないかと警戒していた。ロシア人軍事教師採用問題が再燃するのではないかという懸念は、日本のみならずアメリカ出先でも抱かれていた。これに加えて、ロシアは、朝鮮の隣国であることを理由に、天津条約第三条に均霑することを求める姿勢も示していた。更には、高宗のウエーバーに対する保護依頼が一〇月下旬になると漏れ出てきた。高宗の歎心を繋ぎとめるためにか、ウエーバーはロシア艦隊を仁川に集結させて朝鮮国王保護に供すると発言し、高宗はこれに同意を表したか少なくともそれを拒否しなかったという情報が流れていた。¹¹⁾ 袁世凱任命に関する日本国内の懸念はこのような環境の下でそれ以上拡大することはなかつ

たものの、朝鮮の外国に対する保護依頼と清国の曖昧な条約運営姿勢は、天津条約第三条の行方を暗示するものであった。

2 大阪事件と金玉均来襲騒動

日本政府の天津条約第三条運用原則は、八五年末の金玉均来襲騒動を通じて成立した。日本亡命中の金玉均は、大院君帰国にあわせて、江華留守の李載元に対し、銃一千挺を買い込んで朝鮮に来襲する旨の書翰を送り人心を動揺させていたが、金玉均一派来襲説は八五年一月以降再燃した。サンフランシスコ亡命中の朴泳孝や徐光範らは、アメリカ政府の支援を受けているとし、脅迫ともとれる言辞を以て、国王や王妃に赦免を求めめる書翰を送った。一二月に至るや、爆弾を携帯した日本人一二人が朝鮮に渡ったとか、そのダイナマイトはアメリカ政府が提供したのだとか、武装集団が八隻の船に乗り込み朝鮮に向けて出発したとかの情報が飛び交い緊迫が高まった。¹²

こうした噂が飛び交う中、袁は高平に対して朝鮮駐在の日清両国出先で朝鮮への派兵に関する協定を結ぶよう持ちかけた。しかし、高平は天津条約第三条の運用は両本国政府間協議に委ねるべきであるとする姿勢を崩さずそれを拒否した。¹³ところが、飛び交う噂に動揺した高宗はまたもや清国に派兵を要請した。袁は高宗の動揺を宥めるために、もし金玉均一派が来襲すれば自ら朝鮮親軍を指揮して対処すると語った。¹⁴天津条約は清国人が朝鮮軍の指揮を執ることなどを元々想定しておらず、袁発言自体が条約の趣旨に反するものであった。清国側のいう武装集団朝鮮来襲説に接した高平は、イギリス総領事バーバー (E. Calborne Barber) や清署の譚廣堯に対して、仁川停泊中の警備艦金剛から水兵を上陸させ暴徒を取り押さえる場合もあり得ると述べた。譚は清国軍艦も仁川に停泊しているのも日本側に協力したいと申し出るが、高平は日本人暴徒を取り締まるのに他国の水兵の力を借りるのは好ましくないと考え日本単独で対処することを断言し、「尚清艦警備のため近地に於て見張致居候儀は差支無之旨申

述粗軍議も相調」ところがあった。¹⁵ こうした清国出先とのやり取りもあってのことであろう、高平は朝鮮政府による保護が期待できないような混乱時には、朝鮮駐在の日清両国代表が協議し水兵を上陸させ（釜山や元山では日清両国領事が協議し朝鮮地方官の承認を得た上で水兵の上陸を行う）公館・居留民保護に当たるといった意図を見具申した。¹⁶

しかし、井上は高平よりもずっと慎重な態度で天津条約第三条の運用を図る。一二月一四日、李鴻章は、日本から武装集団が朝鮮に向けて出発したとして、徐承祖駐日公使を通じて、金玉均の所在を確認し金玉均一派の朝鮮侵攻を阻止する処置を執るよう日本政府に求め、もし金玉均率いる武装勢力が朝鮮に侵攻すれば清国は直ちに派兵するという通告を行った。¹⁷ 断片的で不十分かつ不正確な清国側情報は、「日兵扮作小商八十余名」「金剛船官率小兵官昨晚巡城」と日本政府に伝えてきた。これについて井上は、日本人暴徒八〇名が商人に扮して漢城に紛れ込んでおりこれを取り締まるために金剛から水兵が上陸したものであろうと理解し、八〇余名の武装集団を一〇数名程度の日本人警察官（天津条約以降、漢城には公館居留民保護のために警部二名と巡查一四名が勤務していた）が取り押さえる事は困難であると判断し、高平に対し水兵を上陸させ日本人暴徒を取り締まることを一時的便法としてやむを得ず承認した。¹⁸ 井上は、高平が金剛から水兵を上陸させ暴徒取り締まりの為に使用したとすれば「一時救急の法にて不得止事」ではあるとしながらも、水兵上陸は「天津条約も有之甚だ宜しからざる事」であると考え、本国から警察官二〇数名を急遽派遣して暴徒を取り締まる措置をとった。¹⁹ この警察官派遣を日本側は、天津条約を遵守するが故の対応策である事を徐承祖公使に伝えた。このことはまた朝鮮政府に通知される。²⁰ 『東京日日新聞』は、こうした政府の措置を説明するとともに、領事警察では日本人暴徒取り締まりが困難であるとか居留地での邦人の生命財産が危機にさらされる等の場合に、警備艦の水兵を警察官の助手として使用することは天津条約に違反する

するものではないとする政府見解を代弁した。²¹⁾

金玉均と結んだ日本人暴徒二〇〇人來襲説に対して、元々袁は、日本政府がそのような暴徒の挙動を取り締まらないわけではないと朝鮮側に説明していた。また、李鴻章も金玉均が日本兵とともに來襲するという情報は正確ではなく日本政府は金玉均を監視していると語っていた。²²⁾この後、清国は朝鮮に上陸したという暴徒一味の逮捕を要求し、これをうけて日本政府は、天津条約に抵触しないように、警察官二〇余人を急遽派遣した。ところが、この日本側措置と入れ替わりに、今度は李鴻章が日本に対して警察官派遣を中止するよう求めてきた。紛争を予防し清国への好意を示す為に執った措置に李が全く逆の反応を示してきたことに井上外相も伊藤首相も大いに困惑した。井上と伊藤は、清国が日本に難癖をつけて戦争を挑発しようとしているのではないかとさえ懼れた。井上も伊藤も李が開戦論者であるとは考えていなかったものの、誇張された清国側情報は、李が北京政府に掣肘されていることであらわれではないかと考えざるを得なかったのである。²³⁾

朝鮮清署において洋務と通商にかかわった者の質、朝鮮語通訳の質、電信取り扱いの不慣れ等を差し引いても、袁世凱がまき散らした情報は劣悪であった。金玉均が小銃一千挺を購入し続いて三万人もの兵が來襲するならば、その費用のみでも一体どれ程のものになるであろうか。金玉均にそのような力量があるかどうか冷静に考えてみれば容易に判断できる事柄であった。三万人という数字は、日本陸軍の一個師団を優に越える規模である。袁情報を信じるならば、日本政府が朝鮮に対して武力侵攻してくることを意味する。また、最初は「兵官入城」としたものをその後「巡城」と言い直し、「日兵紛商八十余人」としていたものをその後誤りを認めて「只有数人」と訂正した。更に、袁は日本の派遣警察官の数を四〇名と李に発電したが、二〇名の警察官を派遣するという日本側の説明と食い違うことから李は対日猜疑心を強めることになってしまった。李も徐もこうした袁の「乱報」のみを信じ、

日本側が提供する情報に一切耳を貸さない頑なな姿勢に終始した。徐の対応も混乱を生じさせた原因の一因であった。大坂事件発覚に関連して、暴徒が朝鮮に向けて出発したという噂を西洋人から耳にした長崎清国領事の電報を、何らの事実確認をすることなく徐は本国にそのまま転電していたからである。不正確で一方的な情報に寄りかかる清国との交渉は実に厄介極まるものであった。²⁴

ようやく金玉均来襲一件騒動が一段落して、徐公使は、袁が軽率に報じた電文に「多有失実之処」を認識し、袁に慎重な対処をとらしめるよう李に訓戒を求めると至った。²⁵しかし、こうした情報の不正確性をめぐる問題がその後も絶えることはなかったことは、本論の行文中において確認するところとなる。こうした中、日英清協同関係枠組みの維持を図り事態の悪化を防ぐために、清国の行き過ぎをたしなめたのがイギリス公使プランケットであった。²⁶

さて、井上は、先に示した二〇数名の警察官で対処しきれない場合には仁川停泊の警備艦から水兵を上陸させることとした。但し、「海兵を其儘上陸せしめ清国政府に通知せずして直に公使館保護に充つるときは天津条約に抵触するの恐れ」があるので「海兵若干名を則ち巡查の代りとして其本職を解かしめ臨時公使館若しくは領事館に借用」する特例措置を執るよう指示した。急遽朝鮮に派遣された外務省書記官栗野慎一郎が朝鮮政府と特別協定交渉を行なったのもこれがためであったと察せられる。²⁷ 濟物浦条約上の権利を有してはいたものの、井上は比較的小規模の混乱に際して妄りに護衛兵を上陸させて天津条約第三条を発動することには反対であった。水兵を警察官として借用するという上記措置もその表れであるが、これは条約の脱法行為を意図したものでは決してない。井上の意図は、朝鮮駐在出先の協議で護衛兵を上陸させる許可を求めた高平に対する訓令によく示されている。井上は、天津条約第三条の運用は「独り両国政府間に於て可施行義に而在朝鮮両国公使間に於而施行可致筋に無之」と条約運用は本

国政府のみが管掌する重要事項である事を明言する。そして、事変発生によって情勢が切迫した場合に警備艦から水兵を上陸させ公館居留民保護を行うことは天津条約に違反するわけではないとする解釈を明らかにする。しかし、井上は朝鮮での事変発生時に採るべき態度としては、公館保護を朝鮮政府に託し、官員や居留民は仁川など比較的安全な場所に避難する事を図るべきであったとした。「朝鮮政府に於て交通国の使館並に人民を十分保護すべきは常時変時を問わず不可免の義務」であったからである。²⁸⁾

元来、朝鮮治安維持のために天津条約第二条が存在しているのであり、朝鮮政府が安易に清国に派兵要請を行うことは条約の趣旨に反するものであった。殊に袁世凱は「再び支那兵を京城に入れんことを希望」しており、袁が情報操作を行ってその機会を得ようとする思惑も警戒しなければならなかった。これに加えて、清国に駐兵を要請し断られた朝鮮政府が、金玉均来襲の訛言に乗じて袁と謀議して民心不穩を口実として清国に再度派兵を要請しようとした可能性も否定できなかった。²⁹⁾ 清国再派兵をめぐるこのような清国出先と朝鮮側の思惑が存在するとするならば、日本が迂闊に水兵を上陸させればそれを機に天津条約第三条は一気に形骸化しかねない。また、日清両国が第三条を緩やかに運用して小紛争が生じる毎に水兵を上陸させれば、第二条の意義を希薄化させかねない。朝鮮政府に軍再編の必要性を直接間接に促すためには、護衛兵の上陸を自制する必要があった。天津条約のなし崩しの空洞化を防ぐには、井上外相が示したように厳格な運用が必要であったのである。

3 袁世凱訪日の再要請

八五年一二月一四日の夜日本外務省に伝えられた李の電文に関して、東京の各紙は一樣にそれが誇張されたものであると論じて不必要に騒ぎ立てる事を慎み冷静に受け止めた。しかし、事実関係が明らかになるにつれて、袁世凱への反感は強まってゆく。何故なら、「如何に事を過大に言ひ做すを以て常とする清人と雖も又た如何に万国の

公法に頓着せず又た容易に信を隣国に置かざる清官」と雖も全くの虚報を公式に他国に伝達するとは通常では考えられないことであつたからである。⁹⁰ところが、李電の基になつた袁情報は無根であり、徒に國際的混乱を醸成したに過ぎなかつた。これによつて、『東京横浜毎日新聞』は、「何故に日本人が認めて昨年十二月京城暴動の首謀者とする人を選んで京城に派遣せし歟。日本の在留民は袁氏が再び京城に入り来り且近日新たに同所に入り来たりし清人には種々の風説（清国兵が商人に扮装しているのではないかという疑念のこと）」もあるもので、日本政府は清国に対し袁世凱召還を求めべきであるという主張を行う。⁹¹

大阪事件に関連する金玉均一味の来襲情報は、長崎駐在清国領事から駐日清国公使へ伝えられ、更に朝鮮駐在の袁世凱を経由して一二月一三日に朝鮮政府に伝えられた。金玉均が武装集団を率い朝鮮に来襲すると清国側がもたらした警報は朝鮮政府を驚愕させた。朝鮮王室はすぐにフォークのもとに使いを出しこの情報に関する意見を聴取した。そのような情報に接しておらず、また、日本政府が暴徒の出航を許可するはずがないと考えたフォークは、そのような情報は誤報であろうと朝鮮側に伝えた。しかし、興奮していたのは朝鮮王室だけではなかつた。一二月一三日に袁から電報を見せられたイギリスのペーバーも軽率な対応を行った。金玉均一派の来襲電報を見せられたペーバーが袁に対し高平代理公使に当該情報の確認を行ったのかと問うたところ、袁は高平に情報確認を行っていないのみならず行うつもりもないという態度を示した。ペーバーも高平に情報確認を行うことなく慌ててオコナーに要件を伝え仁川にイギリス軍艦派遣を要請した。ペーバーは電報を發した後で高平に面会して高平が当該情報に接していないことを初めて知つた。ペーバーは翌年夏の第二次露朝密約事件時にあつても職務上の怠慢と不正確な報告更には公務上の不誠実さによつて、袁世凱同様問題を生じせしめることになるが、こうして、清国及びイギリスの軍艦合計五隻が仁川に急行した。袁は朝鮮政府が本件に関し在漢城日本公使館に対して照会しないように仕向

けていた。そして、二月二五日、袁は駐日清国公使からの第二報を朝鮮政府に通報する。清国公使が金玉均一味の企てを探知して日本政府へ通報し、これによって陰謀を未然に防ぐことができたという情報であった。³² 二月一五日段階で清側は、少なくとも袁は、自身の拠って立つ情報の不正確性に気づいた。李鴻章が日本の警察官派遣を中止するよう申し入れたのもこのためであった。そして、袁は上記第二情報を以て自己の誤りを取り繕った。結局、金玉均騒動は架空の情報に踊らされた清国の自作自演でしかなかった。しかし、駐朝鮮清署と駐日清国公使館側の情報収集・分析に関する極めて初歩的な誤解或は対日先入観によって自らが生み出した偽情報と無用な混乱を、清国側は朝鮮の情報不足に乗じてその対日不信を煽りつつ利用した。

日本国内での袁世凱批判や、これ以上の無用な混乱を避けるためであろう、八五年末から八六年初頭にかけて井上と伊藤は李鴻章に対し朝鮮問題協議のため袁世凱を訪日させることを再度要請した。李は、伊藤と井上が「願欲與中国結好並願連絡朝鮮談次願望現駐朝鮮之袁世凱赴東京一晤正月初九駐津日領事來謁謂奉其政府之命求派袁赴東京一行壽商中日朝和局」と述べ、「伊藤、井上実欲与中韓結好」と袁の訪日に同意した。李の意向を受けて、袁も当面の懸案処理を済ませた上で訪日する事を李に伝え、同時に朝鮮政府に対しても八六年三月二〇日前後を期して日本を訪問する旨を告げた。袁世凱は清軍艦揚威に乗艦して渡航するものと思われた。³³

井上と伊藤はこれを通じて日清提携関係強化を図ろうとしたものと思われるが、袁世凱が朝鮮政策に関する全般的な対日協議を行う用意を持ち合わせていたか疑わしい。袁は金玉均暗殺に固執し密かに朝鮮人壮士を一行に加えるつもりでいた。³⁴ そのためもあつてか、袁の訪日論は進展しなかった。その後、朝鮮内における清・朝宗属関係破壊・自主論が高まってゆき第二次露朝密約の伏線が準備され、また長崎事件の発生とも相俟って、袁世凱の訪日は遂に実現せずに終わった。

(1) 天津条約第一に抵触し、第三条の行文知照義務に該当するものは、将兵が朝鮮領土内に駐留し続けたり、武装した兵員が上陸することである。それは、公使館付武官の存在を否定するものではないし、参謀本部員などが朝鮮政府の許可を受けた上で内地旅行を行うことを禁止するものでもない。ちなみに、朝鮮側は、日本の兵士と商民は外見上も区別がつかず等しく武器を使用することができるので、これでは天津条約で撤兵するとしても実質的には撤兵しないのと等しいと論じている（『中日』三九〇—三九一三文書）。これは、漢城徹棧の口実として言及されているが、徴兵制をとる日本の場合、予備役・後備役に編入されている国民の朝鮮居住を禁じるものではない。また、仁川などの開港場に碇泊する警備艦が交代する場合には、公使同道の上艦長並びに士官が参内し高宗に拜謁しており、艦隊が仁川に寄港した時には艦隊司令長官なども参内している。こうした儀礼行為は天津条約第三条の行文知照の対象外であった。同様に、軍艦から漢城見物のために一時的に士官数名が連れ立って上陸することや、休養のために居留地に将兵が武装せずに上陸することなども同じく対象外であったと考えられる。更に、仁川近くの月尾島で小銃を使用する水兵教練なども各国が朝鮮政府の承認を受けた上で行っている。

なお、一八八五年二月六日に、甲申事変で殺害された機林真三大尉の一周忌に際し、朝鮮地方官の承諾を得た上で、警備艦金剛から一個小隊の水兵が上陸して招魂祭を営んでいる。これは、朝鮮民衆に不必要な疑念を起こさせたため、以降海軍も水兵上陸には慎重な態度をとることになった。招魂祭のため上陸した水兵は銃を提携したと推測できるが、本件を清国側に事前に通知したかどうかは不明である（一八八五年二月二日付井上宛栗野書翰MT・1・1・2・4「韓國亡命者金玉均の動靜関係雜纂」）。

(2) 一八八五年八月一日付井上宛波多野『外文』一八巻、三二七頁。FOI7/984, O'Connor to Salisbury, No.403, Sept. 23, 1885.

大院君帰国に対し、閔妃は八二年の壬午軍乱への関与があったとして大院君派数名を処刑に付して大院君派の策謀を牽制した(『朝鮮史』七八六―七頁。『統署日記』一、二六九頁)。一〇月五日までに容疑者が監獄に溢れかえる。この措置は公共の秩序を乱し混乱を生じさせるものだとして外交使節の公然たる批判を招く程のものであった(NA134/3, Foulk to Bayard, No.237, Oct. 14, 1886.)。

(3) 小田切前掲『朝鮮』五一丁。「大院君帰国」(雑報)『東京日日新聞』一八八五年一〇月三日。NA134/2, Foulk to Bayard, No.237, Oct. 14, 1885.

(4) 『中田』四〇七―三文書。

(5) Lensen, *Balance of Intrigue*, p.73.

(6) 『中田』四〇九―二、四〇九―五、四一―、四一二文書。“Korean Scares Again”, *JWM*, Nov. 21, 1885. NA134/3, Foulk to Bayard, No.249, Oct. 20, 1885; No.258, Dec. 5, 1885. FO46/335, Plunkett to OConor, Nov. 11, 1885, incl. in Plunkett to Salisbury, No.233, Conf., Nov. 11, 1885.

(7) 一八八五年一〇月二五日付吉田清成宛高平『吉田清成文書』二巻(京都大学文学部日本史研究室編、思文閣出版、一九七七年)、二一六頁。一八八五年十二月二日付井上宛高平『外文』一八巻、三七七頁。

(8) NA134/2/3, Foulk to Bayard, No.214, Aug. 16, 1885; No.255, Nov. 25, 1885.

(9) 例えば、『朝野新聞』は、甲申事変時の袁の行為の当否は不問にしておくとしても、袁を役職に任じ再度朝鮮に赴任させることは「無遠慮」であり日本に対する「大胆」な行為であると清国政府を批判する見解を示した(『大院君の帰国』『朝野新聞』一八八五年八月二〇日)。

(10) “Korean Scares Again”, *JWM*, Nov. 21, 1885.

- (11) 小田切「朝鮮」五二丁。一八八五年五月二六日付井上宛近藤機密七二号【伊藤文書】四卷、四七五―五頁。NA134/2/3, Foult to Bayard, No.214, Aug. 16, 1885; No.238, Oct. 14, 1885; No.245, Oct. 21, 1885. FO17/986, O'Connor to Salisbury, No.463, Conf, Nov. 21, 1885. FO46/334, Plunkett to Salisbury, No.216, Oct. 2, 1885.
- (12) 【旧韓外文】日案一、六一―三三三文書。【統署日記】一、三〇三―四頁。NA134/2/3, Foult to Bayard, No.215, Conf, Aug. 17, 1885; No.262, Conf, Dec. 2, 1885.
- (13) 【中日韓】一〇八九文書。
- (14) 【中日】四二二文書。
- 尚、朝鮮では、大院君帰国時に壬午軍乱に關与した者を処刑したように、この時、甲申クデータに關与した残党狩りが行われる（『朝鮮史』七九八―八〇頁）。また、前營兵士数十名から一〇〇名近くが獄に繋がれたとか、独立派数名に対して死刑執行が行われたともいう（一八八六年一月二〇日付相浦常備艦隊司令官宛井上金剛艦長「海軍沿革史資料」一四五―一四六頁）。
- 外交（清・朝鮮）、『朝鮮通信』雜報【朝野新聞】一八八六年一月七日、三月四日）。
- (15) 一八八五年二月二日付機密第一七六号井上宛高平M.T. 1. 1. 2. 4。一八八五年二月一日發井上宛高平電【外文】一九卷、五三〇頁。
- なお、袁によれば、高平は暴徒が押し寄せてくるにしても五―六〇〇名程度にしか過ぎないであろうから金剛の水兵を以て取り押さえられると語り、これに対し袁が清国軍艦からも水兵を上陸させて間接的に支援することで意見が一致したという（【中日】四二七文書）。
- (16) 一八八五年二月二日付井上宛高平【外文】一八卷、三七七―八頁。
- (17) 一八八五年二月一日付三条実美太政大臣宛井上、付屬書一、【外文】一九卷、五二七頁。

- (18) 一八八五年二月二十五日発栗野慎一郎外務書記官宛井上電MT・1・1・2・4。
- (19) 一八八五年二月二十五日付三条宛井上「外文」一九巻、五二七頁。
- (20) 『李電』一卷、五八九頁。『旧韓外文』日案一、六一七文書。『統署日記』一、三〇四頁。
- (21) 「朝鮮出張の理由」(雑報)、「朝鮮事件の風説」『東京日日新聞』一八八五年二月一六日、一七頁。
- (22) 『中日』四〇九—三三三文書。FOI7/986, O'Connor to Plunkett, Dec. 16, 1885, incl. No.1, in O'Connor to Salisbury, No.492, Dec. 16, 1885.
- (23) FO46/355, Plunkett to Salisbury, No.259, Very Conf, Dec. 18, 1885.
- 井上や伊藤が懸念したように、清国内部では天津条約を締結したことや朝鮮側の派兵要請に応じなかった李鴻章の朝鮮「失策」を非難攻撃する声が挙がった。それは、東三省の藩屏としての朝鮮を固めるために監国的地位の人物を派遣し二〇營(約一万人)から一四・五營を漢城他に駐留させ朝鮮と清国との軍事的連絡を密にするとともに、対外的に自主の名を食り内には苛斂誅求によって民怨を受けている閔派を排斥し以て清国の「威徳」を布くべきであると論じるものであった。それは条約を全く眼中に置かない論であった。右のような措置は当然天津条約違反となるが、この論者は条約などよりもまず「曲直」が問題であり曲直の勢いは「先後」にあるとし、朝鮮が派兵を要請しているのだからそれに応えて派兵することは清国にとって「直」であるとすると、そして、清兵は日本兵より強く日本は財政難で強い態度に打って出ることにはできない状態にあり、ロシアはアフガニスタン問題で制約されて朝鮮に手出しする余裕はないので、清国が先んじて「保護属藩之義」を確保し朝鮮上下の人心を収攬すれば対外的紛争無しに事を成就できると論じている(『中日』四一七文書)。
- (24) 『中日韓』一〇八八、一一〇三一、一一〇四—一文書。

- (25) 『中日韓』一一〇七文書
- (26) FO17/986, Plunkett to O'Connor, Tel, Dec. 17, 1885; O'Connor to Plunkett, Dec. 28, 1885, incl., No.1, No.3, in O'Connor to Salisbury, No.497, Dec. 28, 1885. FO46/343, O'Connor to Plunkett, Jan. 22, 1886, incl., in Plunkett to Salisbury, No.34, Mar. 10, 1886.
- (27) 一八八五年二月一日付栗野宛井上内訓案『外文』一九卷、五二九頁。NA134/3, Foulk to Bayard, No.267, Conf., Jan. 3, 1886.
- (28) 一八八六年一月二六日付高平宛井上『外文』一八卷、三七八頁。
- (29) 一八八六年一月四日付栗野復命書、一八八五年二月二三日付井上宛高平『外文』一九卷、五二五、五三六―七頁。
日本の対応とは違つて、清側は水兵上陸に関してなおざりであつた。八六年一月末、清国密輸団が仁川の海関を襲撃するという事件が発生した。清国仁川領事は清国砲艦から一〇名の水兵を海関護衛のために上陸させ、イギリス領事もイギリス軍艦から一〇名の水兵を同様の目的のために上陸させている。これに関して、袁が日本出先に水兵上陸を事前に通知したかどうかは今のところ確認できない。(FO228/830, Barber to O'Connor, Tel., Jan. 27, 1886; No.4, Feb. 6, 1886. NA134/3, Foulk to Bayard, No.275, Feb. 1, 1886. 『中日』四五〇文書。『中日韓』一一二〇文書。"Correspondence, Korea", JWM, Mar. 6, 1886)。
- (30) 「朝鮮に関する風説」『郵便報知新聞』一八八五年二月一七日。
- (31) 「朝鮮の近勢」『東京横浜毎日新聞』一八八五年二月二〇日。また、「朝鮮の近情」『郵便報知新聞』一八八五年二月一八日。
- (32) NA134/3, Foulk to Bayard, No.265, Conf., Dec. 29, 1885.

- (33) 呉汝綸編『李文忠公(鴻章)全集』(文海出版社、台北、一九六二年、以下、『李集』と略記) 訳書函稿一八、二八頁。
光緒二十一年二月二十四日寄日本使、光緒二十二年正月初九日寄漢城袁道、光緒二十二年正月二二日到袁道來電『李電』一卷、六〇〇頁、六二五頁、六二七頁。一八八六年三月二二日付金剛艦長磯部包義報告「海軍沿革資料」一四五外交(清・朝鮮)。
- (34) 光緒二十二年正月一日付寄漢城袁道、光緒二十二年正月二二日付寄日本徐使『李電』一卷、六二六頁、六二七頁。『中日韓』一一〇九—一三。

第二節 一八八六年廢王騒動と公使館護衛兵問題

一八八六年の第二次露朝密約事件に関して、袁世凱はまず陸兵を搭載した軍艦を派遣し高宗を廢して新王を擁立し、次いで既成事実を固めるために数千の陸兵を増派するという方策を提示した。既成事実を作り上げ軍事支配を固めておけばロシアも手出しはできないというのである。この高宗廢位謀略の中で、袁は高平に対してロシアを牽制するために朝鮮に派兵する意図があることを口頭で伝えた。また、李鴻章は、派兵が必要となれば天津条約に従って徐公使を通じて日本政府に通知した後に出兵するという対応策を示した。¹⁾

李も袁も数千の陸兵を大々的に派兵する際には天津条約を無視できなかった。しかし、清国が天津条約を誠実に遵守したかと言えばそうではなかった。軍機処から対応を命じられた李は、旅順駐留の陸兵二哨(約二〇〇人)を「改装」させて漢城に潜り込ませた。民間人を装ったこの清国兵は八月二十六日までには撤退した。この清国の脱法行為に伊藤首相は徐公使に対し注意を喚起するところがあつた。²⁾ 清国が八月二二日に「二百人程の水兵を商人に扮装して仁川より夜を冒して入京」せしめたことに対して、『東京日日新聞』は社説で「明に銃を肩にせざるを以て

兵卒に非ずと分疎するとも天津条約に顧る所あるべき筈なり」、「七隻の軍艦を一時に仁川に繋ぎたるが如きは尤も與国に対して其憚なしとせざるなり」と不快感を示した。⁵³これは日本政府の見解でもあったと考えられる。また、日本側は「清国政府果して問罪使を發せんとせば日清条約に因り其事実を明示し一応の通知を為す可き」事は当然と受け止めていた。⁵⁴アメリカは、天津条約の政治的含意がロシアの朝鮮侵略に対抗するための日清共同朝鮮保護にあり、天津条約によって朝鮮独立の相互承認を行ったと理解しており、天津条約第三条の手続きと高宗廢位という極めて重大な内政干渉は別問題であり、廢位は戦争を引き起こすことになると思えていた。⁵⁵

日清両国が提携して東アジアの平和を維持し他国に漁夫の利を与えないようにするため日清間の紛争を回避しなければならぬと袁世凱との協調関係を追求した高平であったが、八六年五月段階になると、高平は袁の朝鮮外署に対する助言の域を超えた命令的態度は天津条約の了解を逸脱し干渉の域に達していると不快感をアメリカ出先に漏らしている。これは高平に限られるものではなかった。言語道断なまでの袁の傲慢さは朝鮮官員に知れ渡り朝鮮側は袁を召還するよう清国に働きかけていた。総稅務司として朝鮮で勤務していたメリル (Henry F. Merrill) ですら袁の存在は「絶対悪」以外の何ものでもないと言ふことをためらわなかった。⁵⁶

袁も李も天津条約を公然と蹂躪することはできなかつたが、天津条約の趣旨あるいは精神を日本と共有しようとする姿勢は極めて薄弱であつた事が確認できる。清国側の天津条約脱法行為はこの後も続き、五〇〇名程の兵を江華島に送つたとも言われている。『東京日日新聞』は「天津条約に憚かるが故なるか通常の風体になつて竊かに支那の兵士を朝鮮に入込めしめたるは事実なりと云ふも聞こゆれば」と社説でも言及している程である。⁵⁷

さて、第二次密約騒動の下、不穏な空気に包まれた漢城では外国公使館保護に重大な懸念が生じた。八月二三日、ロシア代理公使ウエーバーは、公使館保護のため本国から兵を招く旨を朝鮮政府に照会した。これに対し朝鮮政府

は、「日清両国撤兵後既に一年余を経過すれども国内静安にして有事の虞無之」としてロシアから兵を呼び寄せる必要もなく「返て人心を動揺する憂」があり、「若し一国をして護衛兵を置かしむる時は他国よりも同様の請求可申出に付き右は承諾難致」旨を復照したという。⁸ ロシア側照会から数日後の八月二五日、今度はアメリカ公使パーカー (William H. Parker) がアメリカ公使館護衛のために仁川停泊中のアメリカ軍艦から二〇名の水兵を上陸させることを徐相兩外督弁に通知した。これに対し徐外督弁は、在漢城の各国公館警護のために朝鮮兵一〇名を派遣する措置をとっておりアメリカ水兵上陸は不必要であると抗議し、また行文知照なしに朝鮮に派兵できないとする天津条約第三条を引き合いにしながらアメリカ武装兵の上陸に反対した。⁹ しかし、八月二六日にアメリカ水兵は米公使館に入った。ところがアメリカ水兵は二八日には仁川に帰艦し、水兵上陸を要請したパーカー公使は程なく召還された。アメリカ水兵上陸が清国によって天津条約の抜け道として利用される悪い先例となる事をフォーク臨時代理公使が懸念したように、水兵上陸にはアメリカ出先内部でも慎重論があった。¹⁰ こうした反応は、天津条約が条約当事国以外の利害関係諸国の行動を一定程度制約するものとして理解されていたことを示している。これと同時に、朝鮮政府の対応も天津条約を利用していたことが確認できる。

ところで、日本政府は、ロシア・アメリカの公使館護衛兵が一時的なものではなく恒常的なものになり天津条約が空洞化してしまうことを最も懸念したようである。このため高平は、一国が護衛兵を派遣すれば他国もそれに倣うので朝鮮政府または袁世凱に勧告して反対論を出させようと考えた。しかし、表裏反覆著しい袁世凱はアメリカ水兵上陸に対し高平が反対したという説を捏造していたため、高平が朝鮮政府の反対論を後押しするわけにもゆかない事情が存在した。それでも、青木周蔵外務次官は「米公使及朝鮮に勧諭し護衛兵を派出せしむる事勿れ」という高平宛訓令案を提示し、天津条約の空洞化を防ごうとした。ところが井上外相は第三国の行為に対して干渉する

ことには慎重であつた。井上は「猥りに我より容喙するは是又重大の關係を生ずべきに付き」此際に於ては我より強て之に干渉せざるの外無之と存候就ては「以上取り消し」此辺之意味篤と御体認相成好き機会も候はゞ右御含にて可然被幹旋可相成候也」と訓令した。¹¹ 結局、アメリカ・ロシアの公使館護衛兵問題は一過性のものであることがその後判明した。

しかし、天津条約の変質を招きかねない事態はその後も続いた。八五年四月に朝鮮巨文島を占領したイギリスは撤兵の機会をうかがっていたが、撤兵するまでの間、巨文島の清国引き渡し説が流れた。イギリスが清国に巨文島を引き渡し清国がロシアの占領を防ぐために巨文島を警備するという説である。仮にそうなれば、天津条約に明確に齟齬する事態に陥る。また、八六年の長崎事件も未だ解決に至らず日清關係が緊張していた中で、イギリスが巨文島を清国に引き渡すことは、日本国内で外交上の深刻な難問を惹起し井上・伊藤が追求してきた日英清提携路線をも窮地に陥れかねなかつた。更には、日本の同意無しに巨文島が清国に引き渡されることは日本を侮辱するものであるとして、ロシアが天津条約違反に抗議するよう日本に求めてくれれば日本の立場は一層苦しくなる。ロシアによって日清・日英關係にくさびを打ち込まれてしまえば、井上・伊藤の対外政策の土台が崩れ去ってしまう危険性があつた。このような観点から井上や伊藤は、プランケットに対して、イギリスと清国が日本を疎外して天津条約の空洞化を推し進める危険性に注意を喚起し巨文島を清国に引き渡さないよう求めた。¹² そして井上や伊藤の意見を反映して『東京日日新聞』は、巨文島の対清引き渡しのような取り決めは日本の承認を必要とするとして以下のように牽制した。つまり上記のような取り決めは「予め我国に通知して我が承諾を経ざる可からざるなり……巨文島が朝鮮の版図たる限りは支那が之を占拠して兵を置くに關しては日本の承諾を要すること（天津）条約の予定せる所なり」と。また、「支那が巨文島を占領して露国の控制に備ふることに於ては我國に利害なきに於ては我國とても必ずしも支那

の談判に應ぜずと云ふにも非ざるべき歟。是等は其時に至らざれば予め其政略を窺ひ知るべき事には非ざるなり」と論じて、清国から申し込みがあった場合には日本政府が何らかの日清合意のもとで清国提案に同意する可能性を示唆した。¹³⁾ 実際には、イギリスが巨文島を清国に引き渡すという事態は生じなかったものの、東アジア国際政治の荒波に翻弄されながら、英清同盟の対日圧力如何によつては、天津条約の柔軟な解釈と運用を容認せざるを得なくなる可能性が示されたと言えよう。

- (1) 一八八六年八月二五日付井上宛高平「公文雑纂」2A—13—纂8、件一九、国立公文書館蔵（以下、「公文雑纂」八、件一九という要領で記す）。『李集』海軍函稿二、六卷、三四三五頁。
- (2) 『李集』海軍函稿二、六卷、三四三七頁。光緒二十二年七月二十六日至徐使來電『李電』一卷、七〇四頁、光緒二十二年七月二十七日寄訳署転呈醇邸『李電』一卷、七〇五頁。
- (3) 「支那の朝鮮政略」『東京日日新聞』一八八六年九月八日。商人に扮した清国水兵の漢城入京の事実関係報告は「朝鮮京城事変別報」（雑報）『東京日日新聞』一八八六年九月八日。また、林明德前掲書、二六四頁も参照のこと。
- (4) 一八八六年九月一五日付青木周蔵外務次官宛杉村濬「公文雑纂」八、件二〇。
- (5) NA133/54, Hubbard to Bayard, No.140, Apr. 12, 1886, NA134/3, Parker to Bayard, No.26, Aug. 25, 1886.
- (6) 「中日韓」一〇八九文書。NA134/3, Foulk to Bayard, No.306, Conf, June 2, 1886, FO228/830, Barber to OConor, No.21, May 19, 1886, Robert R. Swartout, Jr., *Mandarins, Gunboats, and Power Politics: Owen Nickerson Denny and the International Rivalries in Korea*, University Press of Hawaii, 1980, p.88.
- (7) 「袁世凱氏の上書」(二)『東京日日新聞』一八八六年一月一日。

- (8) 一八八六年八月三〇日付井上宛鈴木充美仁川領事、一八八六年九月一四日付井上宛高平 M T・5・1・4・7（「在韓 国露米両公使護衛兵設置に関し発議一件」）。
- (9) 『旧韓外文』美案一、三四六、三四七文書。『統署日記』一、四一四頁。NA134/3, Foulk to Bayard, No.3, Sept. 8, 1886.
- (10) NA134/3, Foulk to Bayard, No.2, Sept. 7, 1886. Harrington, *op. cit.*, pp.220-1. また、アメリカ水兵上陸の裏面はハリントンによって描かれてゐる (*Ibid.*, pp.217-9)。
- (11) 一八八六年九月一七日付井上宛高平、一八八六年一〇月一五日付高平宛井上 M T・5・1・4・7。
- (12) FO46/349/365, Plunkett to Iddeisleigh, No. 219, Dec. 18, 1886; No. 220, Conf., Dec. 18, 1886; Plunkett to Salisbury, No.55, Conf., Feb. 22, 1887.
- イギリスが巨文島から撤退を望もうにも、巨文島を清国に引き渡すことは天津条約によつて日本との関係上困難であり、朝鮮には巨文島保全能力が無く放置すればロシアが占領してしまうかもしれない。こうした各国の利害関係が生み出す一種の政策的手詰まり状況に、東アジア諸国に対する公平な国という自己イメージを利用して影響力拡張を図る機会を見いだそうとするアメリカ出先は、貯炭場として巨文島を朝鮮から借用するという案を抱いた (NA134/4, Rockhill to Bayard, No.47, Conf., Jan. 13, 1887)。
- (13) 『巨文島』、「巨文島譲与の虚説」『東京日日新聞』一八八六年十二月一日、同年十二月二四日。

第三節 天津条約第三条運用原則の確立—幼児誘拐騒動と公館・居留民保護

1 日本 の 運用原則

一八八五年末の金玉均事件を通じて、井上は天津条約第三条の運用の基本方針を明示した。天津条約第三条を厳格に運用するこの姿勢は、八八年の朝鮮幼児誘拐騒動を通じ再確認される。

八八年六月、朝鮮では幼児誘拐の噂によって混乱が生じた。噂は、外国人が食用に、製薬に、あるいは写真機のレンズを造るために幼児を連れ去っているというデマとなって広まった。アメリカ人宣教師はこれらの目的のために子どもたちを調達する手先だと非難され、また、日本人全体が非難の対象となるなど、デマは朝鮮における排外主義的感情に火をつけ、漢城は不穏な空気につつまれた。朝鮮人幼児の人身売買ならば、それまで清国人が行っているという噂は幾度か広まったこともあり、この段階までに清国人が一〇〇人程を売買していると捉えられていた。この故に、清国人に対して幼児誘拐の嫌疑が向けられてもおかしくなかったが、なぜか朝鮮人の非難は清国人へは向かわなかった。最初から政治的謀略の匂いが漂っていたこの騒動の過中において袁世凱は病氣と称して姿を見せなかった。¹⁾

在漢城外交団が、本件は袁が西洋人や日本人を排斥するために仕組んだ謀略であると観測したのにはそれなりの背景があったというべきである。一つはキリスト教問題であった。袁世凱は、宣教師が医療行為を名目として布教活動を行いつつ閔妃に取り入り、英語教育を行う目的で学校も設立し、キリスト教徒は既に一万八千人にも及び更に増加中であると警戒した。そして、袁は「邪教日多、煽惑愚民、殊為可慮、有何策以禁之否」と高宗に宣教師並びにキリスト教の影響力拡大を防ぐ対策を求めた。²⁾ もう一つは、キリスト教問題とも密接に絡むが、アメリカの影

響力の存在であった。高宗は清国の干渉に対抗するためアメリカを誘引すべく利益供与を行う意を示していた。伝導医であったアレン (Horace N. Allen) は、こうした朝鮮王室の信任を以て自ら国王の政治顧問となる野心を膨らませ、それを朝鮮での布教活動に利用することを考えた。駐米朝鮮公使館書記官に任ぜられたアレンは朴定陽公使が清国提示の三端に従うことに強硬に反対し、三端を無視させることに成功した。同時に、アレンはアメリカ資本の朝鮮進出に向けて積極的にアメリカ国内で宣伝活動に従事し、政府要人にも接触してアメリカ政府の支援も取り付けようと試みた。そして第三に、朝鮮内の開化事業への反発があった。官吏への俸給支払いが滞っているにも拘わらず、高宗主導による外国人雇用、造幣所や西洋式農場設立、蒸気船購入などへの支出に強い不満が朝鮮官吏層に蓄積されていた。こうした環境の下、幼児誘拐騒動をきっかけに高宗はソウルでの布教活動禁止令を出し、キリスト教徒は迫害を受けるようになった。また、幼児の眼球をカメラレンズに使うとか、西洋人に供されるコンデンスミルクは朝鮮人女性の乳房を切り取ってつくられたものだといった朝鮮での流言蜚語は、ウォールストリートの資本家たちをして朝鮮は未開の国であるとの印象を決定づけ朝鮮投資への関心を冷却させるのに充分であった。³⁾

この騒動が持ち上がる直前、朝鮮とイギリス出先は暗闘の最中であった。イギリス総領事代理ワッタース (Watters) は、朝鮮は清国の属国でありまた自治不能の国であると公言し、朝鮮の公使派遣は無意味であると冷淡な目を向け清国の朝鮮政策を支援していた。⁴⁾ 朝鮮側は、ワッタースのこのような言動に失望し、返して酬いた。ワッタース離任の際に国王謁見を賜う旨が伝えられた。ワッタースが王宮に向いたところ、朝鮮側は服装上の礼儀に適わないという理由を以て謁見を拒否し意図的にワッタースを辱め、このため、ワッタースは高宗に暇乞いもせず離任した。更に、ワッタースの後任フォード (Colin de Ford) がフランスのコミッシヨナーたるブランシー (V. Colin de Plancy) と一緒に仁川に着いたところ、事前のイギリス側の通知にもかかわらず、朝鮮は、フォー

ドの存在を完全に無視し、当て付けにプランシーを仰々しく出迎え、その後もフォードとの接触を避けて職務遂行を困難ならしめようとした。⁶ 礼をめぐる朝鮮側の対応は洗練されたものではなかったとは言え、それは、朝鮮清属論の立場を明示するイギリスと朝鮮独立論に立つアメリカ・ロシア・フランスに色分けされる西洋各国使節の態度を反映するものであった。

さて、幼児誘拐騒動の興奮の中、アメリカ公使ディンスモアは、ロシア代理公使ウエーバー、フランスコミッシヨナーのプランシーと水兵上陸の協議を行った。八五年七月に日清両国兵が天津条約に従って全面的に撤兵する際に、締盟各国から公使館保護のために警備兵を派遣することを求められた朝鮮政府は、日本側との協議も踏まえ、各国公館保護のため平時には各一〇名の兵を派遣し有事の際には四〇名に増員する措置をとることを約束した。しかし、朝鮮政府が派遣した兵士は護衛としてはあまり信頼を置けるものではなかった。⁶ ディンスモアは、国務省が平時に水兵を上陸させることに否定的であることを知っており、本国政府の事前承認無しに水兵上陸を行うことためらいを覚えたが、切迫した事態の中で例外的措置としてこれを行うことを決心した。自国民保護のため仁川停泊の軍艦から、アメリカは三五名の水兵を、ロシアも二四名、フランスは四〇名の水兵をそれぞれ入京させた。これを契機に漢城の人心は急速に沈静化し、これらの水兵は数日間漢城に滞在した後、帰艦した。朝鮮政府はアメリカ水兵の上陸を承認し、高宗はアメリカ水兵上陸は時宜にかなった適切な措置であったとの伝言をディンスモアに伝えた。また、ベイヤード国務長官もこの速やかな措置が紛争拡大防止に役立ったとしてディンスモアの対応を肯定した。⁷

日本は欧米諸国よりもずっと多くの居留民を擁し、過去二度公館襲撃に遭っているが、近藤真鋤代理公使の処置は日本政府の天津条約第三条の運用姿勢を良く示すものであった。⁸ 西洋人と日本人が食用薬用のために幼児を売買しているという不穏な噂の広がりと人心の興奮に対して、近藤はこれらの状況に十分注意を払い居留外国人保護の

措置を講ずるよう趙秉世外督弁に申し入れを行った。そして、朝鮮暴民が日本公使館や居留地で暴行を働く勢いがあつても「吾人は唯貴政府の保護に頼るより外なきも、万一貴政府にて其義不能との事なれば無拠今より自衛の用意なからざるべからず。右は実に吾人安危存亡の係る義なれば貴督弁之明答を得度」と朝鮮政府が各国公館・居留民保護責任を尽くす用意があるかどうか責任ある回答を求めた。これに対し趙督弁は、「十分手を尽くし決して御心配相懸げ申間敷。拙者朝鮮政府の外務大臣として之を明答致候」と答えた。これをうけて近藤は、漢城居留日本人「三百余の性命は尽く貴政府に御預け可致に付可然保護相成度」と朝鮮政府への信頼を表明して別れた。そして居留民に対しては、「此際朝鮮人との交際は別して穩和を主とし彼と事端を開かざる様可注意」旨を指示した。

近藤が以上のような対応を行った翌日の六月一九日、デインスマアは事態は極めて切迫していると認識してウエーバーとブランシーと協議し公館と自国民保護のため各々水兵を呼び寄せる決定を行った事を近藤に伝えた。デインスマアがこの協議に近藤を招かなかつたのは、日清天津条約が存在したからであつた。アメリカ・ロシア・フランスが水兵を上陸させるといふ情報を得た近藤は、既にロシア公使館には海軍将校三名が入京していることを目撃したが、これまで自らがとつた措置を変更する必要性を認めなかつた。乱民が集結しているといふ情報も未だ伝わつてはおらず、「我公使館は飽まで平和の常態を失わず朝鮮政府の在ん限りは其保護に依頼」し、「今日に在ては我人民を戒外出を止め、朝鮮人の取扱にも一層注意を加へ努めて事端を開くの恐を避け、泰然不動方可然と決心」し、領事や公使館付海軍武官等へもその意を示して日本公使館としての執るべき態度を再確認した。

ところが、六月二〇日、アメリカ・ロシア・フランス各国水兵が陸續入京するや、アメリカ総領事ロングが日本水兵も程なく入京するであろうと近藤に伝えた。水兵入京を要請した覚えもない近藤は面食らつた。続いて朝鮮政府も、アメリカ・ロシア・フランス水兵に次いで日本水兵も既に入京し人心を不穩にさせていると通知し、「殊に

日本兵逐々多人数入京之由にて願くば其途中に在る者は入京を差留られ度」と要請した。近藤が早速事実確認を行ったところ、仁川停泊の盤城艦長町田実隆少佐が將校四、下士官・兵一〇名と共に入京したことが判明した。近藤は「愕然」となった。日本水兵の入京は、近藤が趙外督弁に示した朝鮮政府への信頼表明への食言となってしまう。また、アメリカ・ロシア・フランス各国水兵に続いて日本水兵が入京したことは、「清国官吏の猜疑一層深く、或は是より日清両国間の紛議を醸出」すかもしれない。また、日本水兵の入京は、極めて狡猾な袁世凱をして清国派兵の口実を与えかねず、そうでなくとも、天津条約第三条に違反するのではないかとして清国側に本件を外交問題化させる余地を与えるようなものであった。客観的には「全く米俄仏と申合せ護衛の為」近藤が水兵を呼び寄せたのではないかと疑われても仕方がない状況に陥ってしまったのである。

近藤は水兵上陸を求めたわけではなかった。水兵上陸は基本的に盤城艦長の判断に拠るものであった。六月一日夜八時過ぎにアメリカ・ロシア・フランス各国軍艦から武装兵が派遣されるという情報が流れる中、同日夜一〇頃にはロシア水兵が、一時間頃にはアメリカ水兵が、そして日付変わった二〇日の深夜二時頃フランス水兵が「各兵器を携帯し全く戦争準備を為」して漢城に向けて出発していった。この光景を見て町田艦長は、漢城に大騒動が発生したに違いないと思い「都合によりては直ちに入京し実地の模様を視察すべし。乍去素より視察の目的のみなれば武装し或は兵を率ゆる等の事は致さず。只平常入京の節の通りにする積りなり」と鈴木充美仁川領事に語った上で、同じく仁川停泊中の天城艦へ相談に赴いた。盤城・赤城両艦長協議の結果、町田艦長は「我軍艦は人民保護の為爰に碇泊せる者なれば若し事件の発生するあらば保護の職を尽さざる可らず……既に京城に変動の模様あるを聞けど其詳細を知るに由なければ速に实地に臨んで之を視察する事必要」として直ちに入京する決意を示した。これに対し鈴木領事は「天津条約もある事なれば兵を率いて入京するは不都合なるべき旨を談」じた。町田艦長は、

該件は「素より承知の事なれば決して兵を率ゆるにあらず。其服は平服にて軍服を着せず。乍去士官兩三名と従者として兵員六七名は連れゆくべし」と答えた。鈴木領事はなおも、その兵員中「帯剣」する者がいるかどうかを問いただし、「従者として連れ行かる、事なれば平常入京の節と異なる事なき者なれども、若し帯剣せしむる等の事ありては後日面倒を生ずるの恐れある」事に注意を喚起した。こうして「帯剣は全て之を解き、平常入京の時と同一の有様にて入京」することになったわけであった。⁹⁾

近藤をして「心痛」せしめた町田艦長らの「軽拳」に対し、近藤は即時に随員を帰艦させるよう町田に説いた。町田も漢城の模様が予期に反するものであったため将校と下士官・兵一二名をじきに帰艦させた。そして近藤は、以下のような説明を朝鮮政府に対して行う。つまり、艦長の入京は、近藤との用談のためであり公使館護衛目的ではないこと。艦長随員が通常よりも多人数であったのは、漢城に不穏な動きがあったので艦長の身辺護衛のために連れてきただけであり、漢城が平穩であることを確認して艦長は身辺護衛も不必要だと判断して過半数を即日（六月二〇日）帰艦させたのであると。この説明を朝鮮政府は受け容れた。幼児誘拐騒動発生時に近藤が趙督弁に対して風説に注意して外国公館・居留民保護を朝鮮政府が引き受けるよう求め日本の公館と居留民の安全確保を朝鮮政府に委ねたことと、日本水兵入京説に対する近藤の説明を趙督弁は高宗に奏問していた。高宗は、近藤の措置が「深く我国（朝鮮）の体面を思ふの好意なりと頗る御満足」の様子であった。朝鮮側の疑念を払拭した近藤は、アメリカ・ロシア・フランスと協議の上護衛目的で水兵を上陸させたのではないかと疑う袁世凱に対しても町田艦長入京に関する説明を行い袁の猜疑を解消することに努めた。¹⁰⁾

以上のことから、漢城で混乱が発生した場合における日本の公館・居留民保護の方法として次の三点を確認できる。第一に、保護責任は朝鮮政府にあることを前提に、公館の安全や居留民の生命財産等の保護を朝鮮政府に委ね

ていたことである。第二に、朝鮮政府の保護に期待すると同時に、有事の際には婦女子を仁川に避難させる一方で居留成人男子の協力を得て公館や居留民の自衛を図る手順を立てていたことである。¹⁵最後に、仁川碇泊警備艦から護衛のために武装水兵を上陸入京させるという天津条約第三条に該当する手段は、余程事態が切迫しない限り採らないということである。本騒動の最中、近藤の要請もいまま警備艦から艦長一行が上陸したことに対して、本件の対応に当たっていた青木外務次官は、水兵の帰艦を「説諭するに要なし。寧ろ其輕拳を咎め速に帰艦を命ずる方ならずや」と厳しい調子で近藤報告書（機密五九号信）の欄外に書き込んでいる。青木も軍事は外交に従うのが当然であるとし、条約運用にかかわる事項に対して代理公使は警備艦の艦長に「命令」する強い立場に立つべきものと考えていた。

こうした外務省の公館と居留民保護に関する手法は、青木が外相になっても継続してゆく。九〇年、漢城撤棧問題に際して、青木外相は混乱が発生しそうな場合には警備艦を仁川に派遣することを近藤に伝えつつも、「条約上の権理保護の義は素と朝鮮政府の責任に帰し候義申す迄も無之」故に、このことを朝鮮政府に「厳敷御掛合相成同政府をして能く其の責を尽さしむる様御盡力有之度」と訓令した。¹⁶そして、外務・海軍両省間においてこれまでに確立済みの公館・居留民保護の方法が再確認されてゆく。この問題で朝鮮に派遣された高雄艦長山本権兵衛海軍少佐は、近藤代理公使や公使館付海軍武官井上良智少佐らと協議し、朝鮮内紛議に際して日本として守るべき優先順位を、第一に公館、第二に居留民の生命、第三に居留民の財産とし、混乱が発生したならば、まず婦女子を公使館に避難させ男子は朝鮮政府派遣予定の四〇名の兵士と共に公館警備に当たり、危機的状況が迫れば、仁川碇泊警備艦から水兵を上陸入京させるといった内容を合意した。水兵上陸には「兵を動かすは国際上の大事、宜しく輕拳に出づべからず」と厳しい条件が付いていた。また、漢城には数百人もの居留邦人が存在しており、数十名程度の水

兵で公館・居留民保護が覚束なければ「断然撤去の方法に着手して人民を安全に仁川に護送」する方途を採用することになったのである。¹³⁾

この頃、漢城の日本公使館・領事館備え付けの自衛用小銃は、使用不能になっているものも含めて旧式銃で一八挺あった。これらの旧い銃は九三年大石正巳公使赴任時に村田銃一五挺と交換される。この他に、釜山総領事館と元山領事館にも旧式銃に代えて村田銃各五挺が備え付けられる事になった。仁川領事館には警備艦の存在を前提としてか小銃は配備されていなかった。¹⁴⁾ こうした自衛措置自体九三年以降も続いてゆく。九三年の東学党騒動のおり、大石は仁川への護衛艦増派と自衛用小銃一〇〇挺の送付を求めた。七〇〇名に及ぶ漢城居留邦人保護に小型警備艦一隻では十分な保護が期待できなかったからである。¹⁵⁾ しかし、政府は警備艦一隻の増派は承認したものの、一〇〇挺もの小銃運び込みは承認しなかった。朝鮮での混乱が発生しても公館・居留外国人の保護は朝鮮政府の責任であり、朝鮮政府の保護能力にあまり期待できず事態が切迫したときは、老弱婦女子を「仁川に避」けしむる準備をし、「居留民の内壯年者は我警察官並官員に合同して（公館）守禦に盡力」する方針に変化はなかった。この時、公館・居留民保護のため水兵を入京させるような措置をとらないことを日本は朝鮮駐留の各国代表に示しており、また国内に対しても『東京日日新聞』はよほどの危険性がない限り「派兵は断じて慎まざるべからず」と述べていた。¹⁶⁾

2 袁世凱の事実歪曲報告

漢城での幼児誘拐騒動にあつて、仁川碇泊中の警備艦から盤城艦長一行が基本的に武装せず入京したことは既に述べた。これに関して袁世凱は極めて奇異な報告を行っている。¹⁷⁾ 騒動終息からかなり時間が経過した七月一二日付の袁報告では、以下のようなことが記述される。第一に、朝鮮外署の反対を回避するために、デインスマアとウェーバーが、西洋の兵は一騎当千の能力を有するので数十人の兵を呼び寄せれば公使館保護のみならず王宮の保護も可

能になると論じて、水兵上陸に関する高宗の同意を取り付けたということ。第二に、六月二〇日にアメリカ水兵三〇名とロシア水兵一八名が高宗の要請をうけて、フランス水兵四〇名は高宗の要請とは無関係に入京したこと。第三に、近藤は、日本政府の承認も得ずに、アメリカ・ロシア・フランス水兵上陸を見て六〇名の水兵を入京させたにも拘わらず、これを大した問題ではないとしている（倭使近藤真鋤性本怯懦、見各国挙動尤無主見、亦調兵六十人来漢。卑府計其将至京時、招其訳官加藤義三来卑、詰以汝公使調兵若干、答曰六十名。詰以爾政府知否、答曰此小事、可不必告。復嘲以汝公使視爲小事、自我視之却爲不然等語）ということである。

袁が伝えるようなデインスマアとウエーバーの国王に対する事前工作の存在は、デインスマア報告からは確認できない。デインスマアが報じるころでは、袁報告とは逆に、高宗への事前工作などなかった。また、袁報告によれば日本は六〇名もの最多数の武装水兵を入京させたことになる。これは近藤が報じた一五名の海軍士官兵が平服で武装なしで（内三名がピストル程度は所持していたようではあるが）入京したという報告とは著しく異なる。以下、袁報告と近藤報告（前出機密第五九号信）を対比しながら事実関係と袁の報告意図を検討しておきたい。

まず、各国水兵が入京した六月二〇日における町田艦長一行入京を近藤がいつどのような形で知るに至ったか、近藤の足どりを時系列的に追いかけて確認しておく。

二〇日午前一時、近藤はアメリカ公使館に赴き、アメリカ水兵到着を目撃する（アメリカ水兵の出発が前日の二三時頃とされるので、一時間以内で到着したことになる）。それから日本公使館に帰着し、留守中に唐紹儀が来訪した事を知る。そこで加藤義三公使館書記生を清署に使用しその来意を尋ねさせた。公使館から清署に出かけた時、加藤は未だ町田艦長一行が入京するという情報を得ていない。丁度加藤が出かけたのと入れ替わりに、朝鮮側から日本水兵入京説が伝わり（「日本兵逐々多人数入京」云々）、近藤は公使館付海軍武官井上少佐を通じて艦長

一行の入京を初めて知ることになった。但し、近藤報告では艦長入京を確認した時刻は記されていない。

朝鮮政府が六月二〇日段階で得ていた情報は、「各国兵丁七〇余名、連夜上京、日兵多徒水路向京事」というものと、アメリカ水兵一六人・ロシア水兵二九人が漢城に向かったというものである。¹⁹⁾しかし、町田艦長一行がはたして深夜二時に蒸気船を仕立てて漢江を遡航できたかどうか不明である。仁川から漢城の日本公使館まで徒歩で移動すれば、晴天・日中・漢江渡河も支障がないという条件で、陸軍兵でも七時間半は必要であり、水兵では八時間半は必要であると見積もられるところである。艦長一行の仁川出発が二〇日の深夜二時頃であったので、空が白み始めるまでの数時間の夜間歩行による所要時間の加算を考慮しなくとも、漢城到着は凡そ同日一〇時半以降となる。一行の一部は到着後少しの休憩をとって一五時には帰艦のため公使館を出発した。これらに鑑みれば、艦長一行の日本公使館到着は二〇日一時過ぎから一三時頃までの間と推測される。

ところで、六月二〇日、近藤の指示を受けて加藤は清署を二度訪問している。第一回目は、唐紹儀来訪の用件を問うためであり、この段階では加藤は町田艦長一行入京を知らない。加藤が近藤に復命した第一回目訪問時の袁発言要旨は、①六月一九日に近藤代理公使も含めて各国公使等がアメリカ公使館に集会した時の議題は何であったのか、②六月二〇日朝、アメリカ・ロシア・フランス・日本の水兵が入京したというが、一九日の会合は水兵呼び寄せを協議したのではないか、③近藤もこの協議に参加していたに違いないかというものである。これに対する加藤の答えは、①一九日会合議題については近藤に確認した上で改めて通知する、②近藤は今回の騒動では朝鮮政府の保護に依頼することを持論としていることは明らかで、万やむを得ないときには袁と協議の上自衛策を決定するつもりであり、近藤が袁との協議無しに「独断を以て海兵を呼寄らるべき義は毛頭有之間敷事なり」というものであった。二〇日の第二回目訪問で、加藤は、①一九日公使会議は朝鮮政府の誘拐騒動に関する告示文修正問題に係

るものであること、②アメリカ・ロシア・フランス水兵入京について当該公使等と近藤が協議したことはなく、盤城艦長は近く回航するので挨拶にやってきましたのであり、近藤が呼び寄せたものではないという内容を書面で通知した。そして、加藤は六月二日に第三回目の清署訪問を行う。この時、袁は例の如く虚喝を行い「貴館も既に海兵を召たるに非やと問を發」し、加藤がその件に付いては昨日通知済の書面で明白になっているではないかと反論したところ、袁はそれ以上該件に言及することを止めた。

さて、以上の近藤報告を基にして、袁が加藤書記生に対して近藤は何人の水兵を護衛として呼び寄せたのかと詰問して、加藤が六〇名と答えたという袁報告の件を検討しよう。まず、日本水兵が入京する頃合を計って袁が加藤を清署に呼んだとする表現それ自体事実には反するが、問題は、この時袁が加藤を問いつめ、近藤が武装水兵六〇名を清署に呼んだとする表現それ自体事実には反するが、問題は、この時袁が加藤を問いつめ、近藤が武装水兵六〇名を呼び寄せた旨を加藤に自白させたという記述である。袁報告によれば、これは加藤が第一回目に清署を訪問した時の問答ということになる。近藤報告ではこのような問答があったとは勿論記されていない。また、加藤も町田艦長一行の入京を知らない。日本水兵が入京したかどうか、また何人が入京したかも知らない加藤が、近藤公使は六〇名の水兵を呼び寄せたのだと答えるわけではないし答えられようもない。また、加藤は公館・居留民保護に関する近藤の措置を公使館員として共有している人物である。更に、日本水兵入京の事実確認すらしていない加藤が、武装水兵入京が天津条約第三条にも該当せず、また本国政府の承認も不必要な小事でしかないと言ったとすれば、それまでの日本側の天津条約運用姿勢から大きく逸脱したものとなる。町田艦長一行が発発する時に鈴木領事と交わした問答は、如何に日本が天津条約第三条の運用に注意を払っていたかを示している。

ちなみに、上記問答は、加藤が六月二〇日に第二回目の訪問をした時のものではあり得ない。この段階では、盤城艦長以下一五名が入京した事を加藤は知っていたはずであり、わざわざ六〇名が入京したなどと答える理由もない

からである。更に、町田艦長一行の入京は公使館護衛目的ではなく告別の挨拶にやってきたとするのが日本公使館の公式見解であったからだ。

袁報告では、六月二一日に（第三回訪問時）加藤が、護衛兵を呼び寄せたのではなく天城艦長が一〇数名を随員として用談のために入京したのだと言いつたので、袁がその言の前後矛盾を問いつめたところ加藤は食言を認め弁解の言葉も失ったと記述している。しかし、これも町田艦長入京に関する日本公使館の公式態度に照らせば極めて不自然な記述であると言いか言いようがない。また、この日は、趙外督弁に対して袁がアメリカ・ロシア・フランス水兵入京情報の事実確認（「昨聞、美・俄・法等國、各調水師數十名來京、未識果屬實」とこれらの水兵上陸が朝鮮政府の承認を受けたものかどうかを知らせるように要請した日である。²⁰ 袁の照会文には、水兵を上陸させた国として日本は含まれていない。

袁世凱は、六月二〇日の水兵上陸について本国に何等の報告もせず、七月一日に情報提供を求める総署電が李鴻章から転電され来たのに対し、極めて簡単な電報報告を返したに過ぎなかった。²¹ にもかかわらず、七月二日付の袁報告は虚構に満ちあふれている。有り体に言えば、事実をねじ曲げ李鴻章や本国政府に対して情報操作を行った袁の意図は、日本が天津条約第三条の行文知照無しに一方的に朝鮮に武装兵を上陸させ漢城に入京させたのだという虚構を清国内で既成事実化させることにあったと推察される。或いは、不正確な情報に基づく自身の報告の誤りを、更なる虚構を以てとり繕おうとした所産であったか。²² いずれにせよ、これこそ近藤が最も警戒したところであり、袁の策謀の余地無からしめんがために近藤が注意を払っていたことをその報告に見ることができる。²³

(1) 一八八八年六月二四日付機密第六〇号大隈宛近藤、一八八八年七月六日付近藤宛大隈 M T・4・2・2・69。NA134/

説 5, Dinsmore to Bayard, No.115, June 25, 1888; No.116, July 1, 1888. FO228/868, Ford to Walsham, No.16,

June 18, 1888.

論 (2) 『中日韓』一三三―一三三―一三三―一文書。

(3) Harrington, *op. cit.*, pp.89, 130, 132-7, 218, 221, 236. 『高宗純宗美談』中 三〇二頁(高宗二十五年八月二十六日条)。

(4) FO228/851, Waters to Walsham, No.29, Sept. 29, 1887. NA134/4, Dinsmore to Bayard, No.20, May 27, 1887.

(5) FO228/868, Waters to Walsham, No.13, June 9, 1888; Ford to Walsham, No.15, June 12, 1888. FO17/1119, Hillier to Currie, Private, May 25, 1891.

(6) 一八八五年八月二十五日付三条宛井上『外文』一八卷三七五―七頁。『日韓外文』清案一 一〇二六文書、徳案一 一六二一、一六五文書、英案一 二四七、二四九文書、美案一 二七四、二七八文書。『統署日記』一 一三三―一三三―一三三―、二四七―一八二四、二四九文書。NA134/2, Foulk to Bayard, No.207, July 26, 1885. FO262/433, Aston to O'Connor, No.82, July 10, 1885, incl., in O'Connor to Salisbury, No.358, July 18, 1885; Aston to O'Connor, No.95, Aug.7, 1885; "Regulations for the protection of the Foreign Legations & Consulates General", July 25, 1885, incl., No.1, No.5, in O'Connor to Salisbury, No.16, Corea, Aug.22, 1885.

(7) NA134/5, Dinsmore to Bayard, No. 115, June 25, 1888; No.116, July 1, 1888. NA77K, Bayard to Dinsmore, No.78, Aug. 14, 1888. CPML, Plancy to Goblet, June 23, 1888. 『日韓外文』美案一 一五四―一五五文書、俄案一 一五五―一五五文書。FO228/868, "Memorandum on disturbed state of affairs at Soul from 11th to 21th June 1888", by Ford, June 27, 1888, incl., in Ford to Walsham, No.17, July 2, 1888.

ちなみに、イギリスは二隻の軍艦を仁川に向かわせたが水兵を上陸させることはなかった。

- (8) 以下は特に注記しない限り、一八八八年六月二四日付機密第五九号大隈重信外相宛近藤MT・4・2・2・69、に拠る。
(9) 一八八八年六月二五日付青木次官宛鈴木MT・同右。

この鈴木報告では上陸水兵は一切の武器を携えていなかったように述べているが、近藤は三名が小銃を提携したと記している。近藤の言う銃とはあるいはピストルだったのかもしれない。

- (10) 註(8)と同じ、前掲近藤機密五九号信。統署告示文中には「各国海軍由陸入京」との文言があったが、近藤は「各国」に日本が含まれるという誤解を与えかねない、また「未曾召我海軍護衛公館」であるので速やかに訂正することを統署に求めた。これをうけて統署は、「美・俄・法等国各調水師至漢」と告示文を訂正している（『統署日記』一、六八七―八頁）。

- (11) 註(8)と同じ、近藤機密五九号信。

- (12) 一八九〇年三月一四日近藤宛青木『外文』二三卷、一八〇頁。

- (13) 海軍大臣官房編『山本権兵衛と海軍』原書房、一九六六年、五三、六二―三頁。また、“Affairs in Korea”, JWM, Feb. 22, 1890.

- (14) 一八九二年七月六日付林外務次官宛杉村、付属書、一八九二年一月二日付杉村宛林MT・5・1・5・13（在外帝国公館に銃器彈薬備付雜件）。

- (15) 一八九三年四月一〇日陸奥宛大石電MT・5・3・2・5（韓国東学党蜂起一件）。一八九三年四月一〇日付陸奥宛大石『外文』二六卷、四一六頁。

九三年の東学党事件の折りには、アメリカは仁川に軍艦を碇泊させ公使館に自衛用ライフル二挺を運び込んでいる。

また、イギリスは一八九二年の段階で、漢城の総領事館仁川の領事館に自衛用小銃二四挺と彈丸七二〇〇発を備え付けた

(NA134/9, Heard to Gresham, No.379, Apr. 1, 1893; No.391, No.393, Apr. 24, 1893. 『旧韓外文』英案一、七九八文書)。

(16) 一八九三年四月二三日付居留邦人への杉村領事内諭『外文』二六卷、四二八—九頁。

「朝鮮近今の事態」『東京日日新聞』一八九三年四月一日。NA134/9, Heard to Gresham, No.391, Apr. 20, 1893. FO228/1128, Hillier to OConor, No.27, Apr. 19, 1893.

なお、一八九四年三月頃まで、出先では公館・居留民保護のため一〇〇挺程の小銃を漢城の公館に備え付けるべきであるとする意見を有していた(一八九四年二月一七日付機密四号林宛内田定植、一八九四年三月六日付機密二一号陸奥宛大島M.T.・5・1・5・13)。また、保護のための手段としては水兵入京という選択肢は考えられても、本国から陸軍を派遣するという発想はなかった(一八九四年六月五日付内田意見書、一八九四年六月二三日付林宛内田M.T.・5・3・2・5)。

(17) 以下は、『中日韓』一三五三文書に拠る。

(18) 『統署日記』一、六八五頁。

(19) 「仁川京城間道路視察報告」『明治二七年公文雜輯』五。

(20) 『旧韓外文』清案一、七七五文書。『統署日記』一、六八六頁。

(21) 光緒一四年五月二日至訳署来電、同日寄訳署『李電』一卷、九六八、九六九頁。『中日』五九六文書。

(22) この時も袁は、露朝間に密約が締結されたという説を李鴻章に報じ、無根の噂を軽率に信じないようにすべしと李からたしなめられている。同様の噂を耳にしたイギリスのフォードは、これを裏打ちする材料が存在しなかった故に、この噂に重きを置かず報告する必要も認めなかった。後日この問題が国際的問題にまで拡大して、袁が李から厳しく叱責される

のも故無しとしなむ（光緒一四年五月一六日寄朝鮮袁道【李電】一卷、九六六頁。FO228/868, Ford to Walsham, No.12, Conf., July 12, 1888.）

(23) 上海発刊の英字新聞【北清日報】(North China Daily News) には「日本軍艦よりも武装したる兵士数名を派遣し」あるいは、民間人に扮した約八〇名の兵士を漢城に潜ませた等という記事が掲載される。これに対して大隈重信外相は、記事は無根の説であり、艦長が若干の将校・兵と共に入京したのは事実であるが、その目的は漢城の実地視察にあり、軍服ではなく平服で武器も携えず、すぐに帰艦したことを塩田三郎駐清公使に伝え、「ジャパン・メール」は、日本の水兵上陸は無根の説であると【北清日報】記事を打ち消すことに努めた（一八八八年七月一八日付塩田宛大隈MT・4・2・2・69。JWM, July 28, 1888.）

第四節 天津条約の機能不全―条約をめぐる国際関係

1 趙大王大妃崩御とアメリカ水兵上陸問題―高宗の対米依存と清国の反撃

一八九〇年五月になって漢城撤棧騒動がようやくおさまった途端、今度は趙大王大妃が重体となり漢城は再び不穏な空気に包まれた。高宗は不平の徒がこれを機になにがしかの混乱を生じさせることを懸念し、在米朝鮮公使館に打電しアメリカ軍艦から水兵を派遣し朝鮮政府を保護するよう国務省に要請せしめた。六月四日、趙大王大妃崩御直後、直ちに水兵上陸を求める王命を伝える使者がアメリカ公使ハーダの許に至った。高宗は自身の身辺護衛のためにアメリカ水兵が上陸すると信じていた。もとよりアメリカが水兵を上陸させる場合の目的は自国民の生命と財産を保護するために限定されており、ハーダは使者にこのことを伝えたものの、高宗は自身の廃位と新王擁立・

大院君摂政就任説に怯え翌日再びハードの許に使者を使わし自身の身辺警護を求めた。度重なる要請に困惑しつつも、ハードは自国民と公館保護の必要性に基づき五五名の水兵をアメリカ公使館に招き入れる措置をとることを高宗に伝えた。高宗はアメリカ水兵入京を歓迎する意を示し、水兵派遣費用を高宗が肩代わりすると共に、水兵上陸に対しアメリカ大統領宛に感謝する書翰を送る意向であることをハードに伝えた。¹⁾

大王大妃崩御に伴う一時的危機が回避されたことでアメリカ水兵は一週間程で撤回したが、日本や清国側の照会に対し朝鮮外署は今回のアメリカ水兵上陸手続きに関し全く関与していないという回答を寄せた。そして、各国外交使節は、アメリカ公使が他の外交使節に事前通知もせずに入京させたという好ましくない前例を生み出したことを非難するに至った。²⁾

前任公使デインスマアは八八年の騒動時にはロシア・フランス両使節と共同歩調をとったのに対し、ハードが単独行動に出たにはそれなりの下地があった。ハードは九〇年五月八日に漢城に到着していたが、大王大妃の病状悪化によってデインスマアの解任状と自身の信任状を提出するのが大幅に遅れ、正式に職務を引き継いだのは五月二十六日のことであり、未だ朝鮮事情に不慣れな状態にあった。また、ハードはアメリカ軍艦に搭乗して横浜から任地の朝鮮に向かったが、強風に遭って横浜に引き返す羽目になった。日本では丁度陸海軍合同演習が行われており、明治天皇は艦隊とともに神戸に着港した。同様の嵐に遭遇した筈にも拘わらず、殆ど被害を受けていなかった日本艦隊を見てハードは悔しい思いをした。東アジアにおけるアメリカの力の不在を強く印象づけられたハードは、貧弱な米東アジア艦隊の現状を嘆き、アメリカの威信と力は海軍力を誇示することによって東アジア諸国から初めて正当に考慮されるようになるであろうとの思いを強くした。³⁾ また、ベルナップ米東アジア艦隊司令官は、駐日前朝鮮公使金嘉鎮と協力関係を有し駐日米総領事グレートハウス (Clarence R. Greathouse) が朝鮮法律顧問に就任

するのに一役買った。当該期、アメリカの海軍将官は、出先公使の意見を理解せずに政治的活動を行う程の大幅な行動の自由を有していたのである。⁵⁴ アメリカの威信と力を示したいと考える出先公使と軍人の存在がアメリカ単独の水兵入京を行わせた理由の一つであった。

この騒動の際にも、袁世凱は清本国に対して不正確な情報をまき散らして憚るところがなかった。その一つは、日本の対応に関するものである。アメリカ水兵五〇名の入京情報と共に袁は「倭船主昨帯十数兵亦潜来漢、謡疑紛起」、「倭兵先後潜来漢、約有四五十人、皆由漢江船来」等と事実無根の誤報を続けざまに発している。⁵⁵

さて、袁は各国が恣に他国の首都に兵を繰り入れて良い道理など無いとして、アメリカ政府に対して水兵の即時撤兵を求めるよう清本国政府に申し込んだ。朝鮮側の要請に応じてアメリカ水兵が入京したことを清国は宗属関係に関わる問題であると捉え、アメリカ水兵を撤退させるために二つの方法を考慮した。一つは、アメリカ国務省に対して水兵撤兵を求めるといふものであり、他の一つは、仁川碇泊の清軍艦から水兵数十名を入京させ高宗や朝鮮政府に圧力を加えてアメリカ水兵撤回を求めさせるというものであった。この二つの方法に関し李鴻章は、もし清水兵を入京させれば未だ水兵を上陸させていない他国も同様の措置をとることを誘発し却って混乱が拡大する事態をおそれ、前者の方法を採用することを求めた。こうして清国は、アメリカ公使が水兵を上陸させたのは不当であるとアメリカに干渉を行う。この干渉は、後日の趙大王大妃大葬を通じて宗属関係を明示化するための布石であった。大王大妃大葬時に清国が吊慰使を派遣する際、朝鮮が護衛のためアメリカ兵の派遣を求めるようなことがあれば「尤損碍事体」と考えたからである。その分だけ清国のアメリカへの干渉は執拗となった。清国は、アメリカが水兵五〇人を漢城に入京させ公使館敷地内で練練を行っているのは国際法に反する行為（「此挙有違公法」）であるとして即時の撤兵を求めた。しかし、国際法に違反していると相手国を非難する清国は、民間人に変装させた兵士

を多数漢城に住まわせ（「差丁已近百名、足可自丁固」）天津条約に対する脱法行為を平然と行っていた。国際法は相手国の行動を制約する手段でしかなく、自ら国際法に拘束されるものではないとする清国の態度がよく表わされている。

同年一〇月の大王大妃大葬に際しても水兵上陸問題が生じた。葬礼の一〇日前には一八名が死亡し二〇〇名以上が負傷する大規模な衝突が起きた。漢城の親軍数個中隊が騒動鎮圧に出動したものの、暴徒から投石を浴びて軍隊は逃げ出すという失態を演じた。数千人規模の親軍は治安維持機能すら果たせなかった。ハードはこのような興奮状態の中で大王大妃大葬に外交使節が参列することはわざわざ紛争に巻き込まれに行くようなものであると不安を抱いた。しかし、だからといって公使護衛のために兵士を呼び寄せることは逆に紛争を拡大させる結果になりかねなかった。ここでハードと高宗の利害が一致した。高宗はアメリカ水兵を故大王大妃に対する儀礼目的で上陸させることをハードに示唆した。こうして改めてアメリカ水兵を儀仗兵として召集するよう高宗の正式な要請がハードに伝えられ、二〇名の水兵がアメリカ公使館護衛を行い三〇名が大葬に参列した。袁世凱からアメリカ水兵入京情報を得た近藤代理公使は、ハードに面会し水兵上陸目的が敬礼のためであり「事変予防の為に非」ざること、該件は事前に各国公使に協議したのではなくハードの一存で決定したこと等を確認した。しかし、大葬当日、アメリカ水兵は「米公使の左右に整列し捧銃の礼式を行ひたる迄にて別段儀仗として鹵簿に列する等の模様も無之、詰り米公使の護衛兵の如き観をなすに止」まった。

今回のアメリカ水兵上陸について強硬な異議を唱えたのが袁であった。袁は、アメリカ水兵入京を朝鮮外署に問い合わせ外督弁は本件を承知していないという回答を得るや、ハードに対し水兵入京は人心を興奮させかねないとして入京差し止めを求め、更に、二隻のアメリカ軍艦から水兵約一〇〇名が公使館護衛目的で漢城に入城しようと

しているとして、アメリカ本国政府にこの水兵派遣中止を求めるようアメリカ駐在清公使に電報を發した。袁はアメリカ水兵が葬礼用ではない大砲三門を運び込んでいるとさえ報告している。⁹⁾更に、袁は、閔種黙外督弁に対しアメリカ武装水兵の公使館滞在と大王大妃大葬参列は朝鮮政府の要請に基づくものなのか、アメリカの要請をうけて朝鮮政府が承認したものなのか、それとも朝鮮政府の承諾無しにアメリカが独自に行つたことなのかと詰問した。高宗の指示であることをあからさまに言えるはずもなく、かと言ってハードに責任を転嫁するわけにも行かず、閔外督弁は答えに窮し、袁に迫られた挙げ句、ハードと各国使臣の協議の結果哀悼の意を表すためにアメリカ水兵を儀仗兵として参列させることを決め、これを朝鮮政府が承認したのであるという苦し紛れの釈明を行つた。¹⁰⁾

アメリカ水兵の存在が紛争予防効果を果たしたことはイギリス・フランス出先外交筋も承認するところであつたが、袁はハードに対しアメリカ水兵を入京させるならば事前に清国に通知しなければならぬと主張し、本件を米清兩國間の外交問題として取り上げるよう清国政府に求める意向を示した。ハードは、兵士上陸手続きに関する袁の主張とは見解を異にするとし、本件を清国側と協議する必要を認めなかつた。アメリカ本国政府もハードのこうした対応を肯定した。¹¹⁾しかし、この問題は翌年に持ち越される。ハードと面会した李鴻章は、アメリカ水兵上陸が先例となつて他国が倣うことになるとして、二度と同様の措置をとらぬよう求めた。ハードは、天津条約の規定上李の發言にも一理あるとしその言を心に留めておくと思つても、アメリカ公使としての自己の行為は慎重に状況を判断して行つたものであり、もとより清国に相談する事柄でもない論じ、清国側がアメリカ公使の行動に干渉しないように釘をさした。ハードの反撃に遭つて李は、本件は最早過去の問題であり今更蒸し返すつもりはないと態度を改め、袁のハードに対する照会は間違いであつたと非を認め袁を戒告するつもりであるとして幕引きを圖つた。¹²⁾

さて、アメリカ水兵の儀仗を名目とする入京の内情は追々近藤の許にも届くことになった。大王大妃大葬に乘じた紛争発生を警戒し「畏怖心より国王或は閔後の内より秘密の委願」がなされた可能性を綴りながら、近藤は「米国は近来何となく当国保護者気取の模様に相見へ候」と嫉妬の念を禁じ得なかつた。近藤は「米公使が外交官筆頭の位地に在ながら出し抜に自国の兵員を入京せしめ候は独り袁世凱の不满を抱く而已ならず各国も亦た多少不平を唱へ候。殊に我帝国の如き彼と通常に警備艦を仁川に駐紮せしめらるゝに於ては当国に対する軍体上の遣送は友誼上同軌に帰すべきは勿論の儀に有之候処、同公使が先以て何等の打合もなさざりしは下官の最も遺憾とする所に候」と記している。そこで近藤は、儀仗兵派遣が事前に通知されていたならば日本も同様の措置をとつたであらうにと多少の不快感を込めてハードにアメリカの単独行動を揶揄すると共に、外督弁がハードに対してアメリカ儀仗兵上陸への友誼を感謝したことを捉えて、今回のアメリカ公使の措置は将来的に良い前例を開いたのであり他日同様の場合が生じれば「敵国（日本）は決して他国に遜らざるの挙動をなすべしと声言」した。⁶³

しかし、この儀仗兵入京の前例を、日本は悲しみを以て踏襲することになる。九〇年一二月、近藤代理公使の後任に河北俊弼が任命された。元々、慢性的に肺を病んでいた河北はこの冬大流行したインフルエンザに罹つた。そのような状態の中、多忙な事務引継や数度の宴会は河北の心身に疲労を蓄積させるには充分過ぎる程であつた。これに加えて、旧暦の正月に当たる九一年二月九日に各国公使の謁見が設定された。近藤代理公使解任状と自身の信任状提出の為、河北は寒風吹きすさぶ王宮に赴いた。各国公使も似たようなものであつたが、謁見予定時刻から五時間もの間、外套着用もできず何の暖房設備もない控え室で河北は待ちぼうけを食らい一気に病状を悪化させ程なく病死してしまつた。⁶⁴

日本政府は軍艦海門を派遣するとともに、朝鮮政府に事前に照会した上で水兵二八名を入京させ、公使に昇つた

故河北公使の柩を水兵をして護衛せしめながら海門に載せて本国に送った。日本政府がこのような措置をとったのは、在外使臣を如何に重視しているかを儀礼を通じて朝鮮側に再認識させる為であった。そして、この度の水兵上陸の当日、日本側は袁に対し「惟與天津条約稍有干涉不敢冒昧、特先來商請貴總督示遵」と通知した。¹⁵ この度の日本儀仗水兵上陸に関しては朝鮮政府からも袁世凱からも異議は出なかつた。朝鮮政府も極めて丁重に故公使の柩を送り漢江からはダイとニンステッドが指揮する朝鮮儀仗兵二〇〇名を付き添わせた。また、袁世凱も清署の警察官八名を護衛として派遣してきた。¹⁶

2 清国の脱法行為とイギリス

さて、清国が民間人に変装させた兵士を半ば公然と朝鮮に送り込んでいたことは既に確認したところである。このことは、イギリス側情報によっても確認できる。ヒリヤーによれば、袁世凱は多数の召使いや警察官らの一団に囲まれているが、これらは兵士が変装したものであると記している。¹⁷ この清国偽装兵の存在は日本でも屢々言及され、八〇〇名の兵士が商人に扮装して漢城に居住していると論じられた。このような「風説」について政府系機関紙『東京日日新聞』は事柄の性質上機密に属するので事実か否かは確認できないと殊更に曖昧にしていた。¹⁸ 清国偽装兵が存在しなければ『東京日日新聞』に於いて否定してみせればそれで済むことである。逆に偽装兵の存在を事実と認めてしまえば当然外交問題化せざるをえなくなる。このため『東京日日新聞』は敢えて肯定も否定もしなかつたと考えられる。

清国偽装兵の正確な規模は今のところわからない。九三年の東学党騒動の折り、李鴻章は、軍艦を仁川に派遣する措置をとるが、船内に一二〇名の陸兵を潜ませるよう密命し袁世凱と協議の上東学党鎮圧のため即時に上陸できる体制を整えさせていた。¹⁹ 袁は、ヒリヤーに対して、漢城の治安に責任を持つとして、自分の許には一千名がいる

(“I have a 1000 men here”)と語っていた。²⁰ 九三年段階で漢城居住清国商人は一四二店舗一二〇〇人程であり(九二年では九五七人)、兵に類する者が千人もいるとは誇張に過ぎる感がある。それでも、清国が公使館付武官の性格以外の現役武官を恒常的に朝鮮に駐留させていたことははっきりしている。九二年には漢城に勤務していた中佐から少尉相当の軍人一八名の名前を確認することができる。これらの軍人は時として警察的機能を担っていたようである。例えば、朝鮮内地で清国人が殺人を犯した時、袁世凱は、朝鮮に既に四年間は連続して滞在していた現役守備(中尉相当)の丁得鵬なる者に「緝勇八名、朝鮮通詞兵役等五名」を率いさせて事件現場に派遣している。²¹ また、九三年秋に袁世凱は警察官の名目で本国から清国兵一〇〇名を増派させた。²²

翌九四年にもなると、清国側の行為は天津条約違反となつて表れてくる。所謂の甲午農民戦争の発生に対して、その鎮庄のために漢城の親軍が清国軍艦に乗り込み群山に出発する。この時、袁世凱は状況を視察させると共に朝鮮官吏の過度の民衆収奪監視させる目的で清国兵四〇名を同行させた。²³ こうした事態に、杉村濬代理公使は、清国兵の上陸の有無を朝鮮統署に問い質し天津条約第三条の規定に注意を喚起した。²⁴ 李鴻章にしても袁世凱にしても、朝鮮政府の正式依頼に基づき正規軍一千以上の派兵に際しては天津条約第三条の手続きを踏むことを前提としていた。²⁵ しかし、果たして清国が天津条約をどこまで遵守するつもりであるのかは日本側にとっては不明であった。清の脱法行為に加えて、朝鮮で騒動が派生し水兵上陸が必要となつた場合には、天津条約が空文化するおそれが強まっていた。こうした事態を防ぐため大島圭介朝鮮公使は、日清間で同数の水兵を上陸させそして兵数に上限を設けることで対処しようとした。²⁶ 日本側が九四年六月の清国の出兵にかかる際に行文知照を見守つたのも以上のような経緯と無関係ではない。

上記のような清国側の脱法行為を黙認するのみならず、事実上それを支援し励ましていたのがイギリス出先であつ

た。漢城には事実上一千の清兵がおり漢城の治安は自分が保証すると袁がハードに語った九三年四月五日、ヒリヤーも袁に面会した。ヒリヤーは、袁に対して、東学党騒動が拡大すれば日本公使が軍艦派遣を要請し水兵を漢城に入城させるであろうと論じ、これを朝鮮外督弁にも指摘しておいたとしながら、外国人保護の必要が生じたならば、他国に任せるよりは清国自身が漢城の平和と秩序維持に当たるべきであり、殊に日本にそのような役割を任せてはならないと語った。必要な場合には袁が外国人の生命・財産保護に当たるといふ言質を引き出したヒリヤーは、日本水兵が入城すれば重大な事態を引き起こすと考えており、水兵上陸と入京は清国水兵のみに限られるべきであると確信していた。慎重な配慮を欠きむしる軽率ともいふべきヒリヤーの言動に対しオコナーは、清国が朝鮮の治安維持に対して責任を引き受ける用意を有している以上、殊更に袁に対して武力干渉を励ますような言動をしてはならないと命じ、もし清国が朝鮮に武力干渉すれば日本の対抗干渉を誘引するかもしれず、そこで生ずる軋轢の責任を袁がイギリスに転嫁してしまふ危険性に注意を喚起した。²⁷⁾

同時期の日本国内での日英清同盟論の存在に鑑みる時、ヒリヤーとオコナーの報告は面白い。オコナーは、ヒリヤーの軽率さをたしなめたが、朝鮮での清国の優越性が秩序と安定の保証であると総署大臣に語っているように英清関係を機軸に据えていた。オコナーもヒリヤーも、清国の朝鮮干渉に対し深い疑念と強い嫉妬を抱き英清関係を不安定化させる潜在的要因であると日本を位置づけていた。

天津条約の理念を受け容れつつ条約理念と実態の乖離にもどかしさと苛立ちを感じて天津条約の運用を批判した日本国内の議論の背景には、このようなイギリス出先の動向も一役買っていたといふべきである。これは、新聞『日本』が、天津条約は朝鮮を独立国と認定するものであるにかかわらず、清国は相変わらず属国視しており「清の公使館は陸軍士官を以て成り、清の巡査は陸軍下士を以て成り、清の商民は大抵皆な陸軍兵卒なり。事あれば則

ち宛然たる一軍隊と為るは漢城居留の清人なり」と述べ、「政治的関係に於て我毎に清に制せらるる。而して天津条約の精神は荒る、こと久し」として日本政府の対応に不満を表明したことや、日清戦争を契機に徳富蘇峰などが日英清提携論は日本を押さえつける機能を果たしたに過ぎなかったと非難したことに通じる。

3 日・清・朝三国と天津条約

①清朝関係と天津条約

袁世凱は天津条約に反発していた。何故ならば、天津条約によつて清国が朝鮮を軍事力を以て威嚇することが困難となり、この制約のため朝鮮側も度重なる清国の脅迫策にだんだんと動じなくなり、朝鮮に対する影響力が大いに削減されたと考えていたからであった。²⁹ 袁は自分が八五年の日清天津交渉の場にいたならばこのような条約は結ばれなかつたはずだと述べ天津条約に不満を露わにした。のみならず、袁は、個人的考えであると断りながらも、清国は軍事力を以て朝鮮を脅迫する手段を放棄しているわけではないと語り、必ずしも天津条約には拘束されないという姿勢を示した。³⁰ 袁には条約を誠実に遵守するという姿勢が欠如していた。前に記したように、清国と朝鮮の兵士の服装を同じものとし平時から清兵を朝鮮に駐留させておけば、清国にとっては有事の朝鮮防衛のみならず朝鮮に対する恒常的軍事威嚇を加えることもできる。この意味で前の袁の「神謀」発言は少なくとも清国の意向の一端を示していた。

逆に、高宗は清国の朝鮮に対する軍事力行使を縛る機能を有する点で天津条約を評価していた。このことは、朝鮮の公使派遣をめぐる清国との紛議でも確認できる。清国は、朝鮮が全権公使を派遣すれば朝鮮に向けて開戦すると脅しをかけた。このような事態に、天津条約は朝鮮を日清両国保護の下に置く意義を有するものであると主張する『毎日新聞』は、天津条約第三条の行文知照手続きさえ踏めばどのような理由を以てしても出兵すること

ができるかのように振る舞う清国の条約運用姿勢を批判した。³¹この問題は、清朝間でいわゆる三端として一応の妥協が成立したが、朴定陽駐米公使は清国側の干渉を無視し独立国の在外使節として振る舞った。清国の干渉によって朴定陽は召還されるも、高宗は朴を昇進させ清国の干渉には屈しない姿勢を示した。面子を潰されたと感じた李鴻章は袁を通じて朴の処分を朝鮮政府に強要しようとした。ここで朝鮮政府の対応論は二つに分かれた。一つは、清国の干渉を容れて朴定陽を処罰するべきであるとする意見であった。他の一つは、清国の干渉を無視して朴定陽を不問にするべきであるという意見であった。不問論の背景には「日清天津条約に基き（清国は）容易に兵を動かすを得ざるを以て必ずしも処分するを要せず」という態度があった。³²

しかし、高宗にとって天津条約は自身にとって都合の良いときに利用する対象であったに過ぎず、自ら天津条約第二条の朝鮮軍再編事業を事実上破綻せしめるのに一役買っていた。更に、高宗はこれまで漢城の治安維持並びに自身の身の安全を図るために屢々アメリカに派兵を求め、アメリカもそれに応えるところがあった。このため、その後高宗は、国内的危機説を以てアメリカに軍艦派遣を求めたり、ロシア臨時代理公使に外国使節が噂される金玉均来襲を防ぐよう要請した。³³朝鮮軍再編が進まない中で、治安維持を外国に依存しようとする態度は益々天津条約第二条の空洞化を進行させることになった。高宗は、常にアメリカを緊急時に朝鮮が依頼できる公平な存在と見なし、公使の任期を終えて本国に帰国するハードに対し、趙大王大妃崩御と大葬時の二回にわたって国王の要請に応じてアメリカ軍艦から水兵を上京させたことに感謝の意を表した。³⁴高宗はアメリカが同様の措置を継続させることを願っていた。しかし、日本の一貫した天津条約第三条発動に対する厳格な姿勢と穩健な公館・居留民保護手法とは西洋諸国に対しても無言の圧力となったであろうし、アメリカ海軍内部には、少数の宣教師を保護するためにアメリカ公使が水兵をソウルに呼び寄せるとは全く不名誉であるといった強い不満が存在していた。³⁵こうした感情

へも配慮してであろう、アメリカ出先も軽率に水兵を上陸させる事も次第になくなった。

朝鮮軍再編の失敗、天津条約第二条の空洞化と共に、高宗の関心は漢城の治安維持よりも自身の安全確保に移っていったように見える。高宗はアメリカが漢城の治安維持や自身の安全確保の要請をうけて水兵を上陸させる事はないことを理解すると同時に、公館と自国民保護のためならばアメリカの派兵はあり得ることを経験から学んだ。かくして、高宗は、漢城の外国人居留地を視察するという名目で、イギリス総領事館の向かいにありまたアメリカ公使館にもほど近い墓地に参拝し、この墓地と寺院を取り囲むようにしてアメリカ人宣教師が住むことを奨めた。非常時には避難所として高宗がそこに移り、間接的にアメリカ水兵の護衛の恩恵にあずかるうというのである。³⁶朝鮮でのアメリカの影響力を拡大することに熱心であったアレンは、そのために高宗の対米依存心を利用した。このため、高宗は、自身とその家族を保護するためにアメリカ海軍が仁川に軍艦を碇泊させているのだといった誤解を抱くまでになった。また、高宗は身の安全を図るためにイギリス総領事館に避難するという選択肢も確保した。³⁷

② 日本での天津条約論争

天津条約の当事国であった日本は、条約第二条に関してはロシア人軍事教師採用には間接的に反対しアメリカ人軍事教師採用を好ましいとしてアメリカへの働きかけを行ったものの、朝鮮軍再編事業は独立国朝鮮が自主的に対応すべき問題であるとして干渉することはなかったし、条約第三条の目的を公館・居留民保護に限定する厳格な解釈を執りその発動を極力控えた。こうした日本政府の天津条約運用が継続する中で、朝鮮や清国に対する政策論の基準となっていたのが天津条約であり、天津条約の位置づけをめぐって論争が交わされた。九二年夏から、『時事新報』は、天津条約を廃止し、軍事や財政その他朝鮮内政改革に日本が積極的に関わるべきであると主張した。³⁸ こうした天津条約廃止論に対して政府系『東京日日新聞』は、天津条約を以て「日本の対韓政策の障碍」と捉える事

は誤りであり、同条約第三条の規定は「日清両国が協力」して「朝鮮の中立を担保」する機能を有するものであり、条約は日本にとって「百利ありて一不便なき」ものであると天津条約を擁護した。³⁹

この論争にあつて、「時事新報」の天津条約廃止論を「東京日日新聞」が「老頑迂僻の輩」「外交の眼」無き者として福澤諭吉に対する品性を欠く罵詈雑言を浴びせかけたため、「時事新報」側はこれを伊藤首相の福澤攻撃と受け取つた。しかし、伊藤は「東京日日新聞」を通じて福澤個人を口汚く罵るような下品な意図を有したわけではなく、また、福澤は、井上馨と天津条約に関する意見交換をして井上の論に同意を表したように、個人的には天津条約廃止論者ではなかつた。⁴⁰ただ、ここで重要なのは、日本の東アジア政策を論じる際に、これまでの基本的な政策基調であるところの対英清協調策への姿勢が、天津条約をどのように評価するかによって鮮明に映し出されていたことである。

天津条約評価の相違がとるべき東アジア政策の違いとなつて反映されたことは、第二次伊藤内閣の対外政策を外務部から理解する際の基準たり得た。だからこそ、英字新聞でも天津条約論争を東アジアの言論空間に紹介したのだと考えることができる。⁴¹このように天津条約に対する評価を基準にして日本の東アジア政策の展開を理解する枠組みは欧米諸国の駐日公使が採用するところであり、朝鮮公使ハードなども日本政府が追及してきた対清協調路線を天津条約との関連で捉え天津条約に否定的な立場は朝鮮や清国に対する強硬論となつて表現されると理解していた。⁴²こうした理解は九三年の日朝間の防穀問題でも維持され、問題解決のために日本が李鴻章に周旋を求めたことや、日本の最後通牒を朝鮮が無視した時に朝鮮に対する武力行使の可能性を日本が事前に清国側に伝え日清協調枠組みの継続を図ろうとしたことも各国の出先が理解していたところであつた。⁴³

- (1) NA134/6, Heard to Blaine, No.8, May 30, 1890; No.13, June 7, 1890; No.14, June 14, 1890. NA77K, Blaine to Heard, Tel., May 16, 1890. NA166K, The King of Korea to Korean Legation, Tel., June 7, 1890, incl. in Ye to Brown, June 7, 1890. FO228/888, Hillier to Walsham, No.23, Conf., June 7, 1890. CPML, Plancy to Ribot, June 7, 1890. 『中田』七一五文書。
- 高宗はアメリカ水兵上陸に対し謝意を示しつゝ (NA166, The King of Korea to Korean Legation, Tel., May 21, 1890)。
- (2) CPJ/34, Stenkiewicz to Ribot, No.120, July 2, 1890.
- (3) NA134/6, Heard to Blaine, No.3, May 17, 1890; No.9, May 30, 1890.
- (4) CPJ/35, Stenkiewicz to Ribot, No.151, Feb. 13, 1891.
- (5) 『中田』七一七、七二〇文書。趙大王大妃崩御時に日本が水兵を上陸させなかつたことは、一八九〇年一〇月二〇日付機密一五号青木宛近藤MT・6・4・7・1—8 (「各国元首及皇族弔喪雜件韓國之部」)。
- (6) 『中田』七一七、七一九、七二五、七二七、七二八、七二九文書。
- また、王宮の謁見場まで輿を乗り入れるとらう王族や議政大臣等たのみ許されていた特権を袁世凱が、儀礼の面から宗属關係を明示せんとしつゝ、一方的に行使したときには、護衛兵を率つてつた事を袁自身も認めつゝ (NA134/4/6, Dinsmore to Bayard, No.20, May 27, 1887; Heard to Blaine, No.29, Conf., July 10, 1890. 『中田韓』一三九二大書)。
- セシヰ、ノシヤ、ナの特権を領事相前官の唐紹儀が享受せしむる (NA134/10, Allen to Gresham, No.469, Oct. 6, 1893. FO228/1129, Wilkinson to OConor, No.78, Nov. 9, 1893. 詳しつゝ Lenssen, *op. cit.*, ch. 4.)。
- (7) NA134/7, Heard to Blaine, No.72, Oct. 15, 1890; No.73, Conf., Oct. 15, 1890. CPML, Plancy to Ribot, Oct. 16,

- 1890.
- (8) 一八九〇年一〇月二日付機密一七号信青木宛近藤 M T・6・4・7・1—8。
- (9) 近藤報告機密一七号信 M T・同右。【中日韓】一五七〇文書。また【中日】七六三、七七一、七六二、七七四文書。
- (10) 【旧韓外文】清案一、一二五三、一二五六、一二五七文書。
- (11) NA134/7, Heard to Blaine, No.74, Oct. 15, 1890. NA77K, Blaine to Heard, Nov. 21, 1890.
- (12) NA134/8, Heard to Blaine, No.175, June 22, 1891.
- (13) 前出近藤報告機密一七号信。ハー下報告は、自己の行為を正当化するために近藤発言を利用してゐる (NA134/7, Heard to Blaine, No.88, Nov. 19, 1890)。
- (14) 一八九一年三月四日付、同年三月一四日付青木宛松井慶四郎 M T・6・4・7・7—1（在外帝国官吏申喪雜件、公使文部）。FO228/1071, Hillier to Walsham, No.6, Mar. 15, 1891. NA134/7, Heard to Blaine, No.135, Mar. 16, 1891.
- (15) 一八九一年三月一六日付青木宛松井 M T・同右。【中日韓】一六〇四文書。【統署日記】二、四〇四頁。NA134/7, Heard to Blaine, No.135, Mar. 16, 1891.
- 尚、この時の日本水兵上陸について日本が清国総理衙門に直接あるいは駐日清国公使を通じて通知したかどうかはわからぬ。
- (16) 一八九一年三月一七日付岡部長職外務次官宛林権助仁川領事、一八九一年三月一六日付青木宛松井 M T・同右。【旧韓外文】日案二、一八六三、一八六五、一八七六文書。【統署日記】二、四〇四頁。
- (17) FO228/888, Hillier to Walsham, No.23, Conf., June 7, 1890.

- (18) 末永純一郎演説(一八九二年)「朝鮮の現制並日本との関係」『朝鮮彙報』一八九三年、龍溪書舎、一九九六年復刻、一六八頁。「朝鮮の将来」『東京日日新聞』一八九二年六月二八日。
- (19) 光緒一九年三月三〇日復訳署「李電」二卷、五五六頁。「中日」八九一文書。
- (20) *NA134/9*, Heard to Gresham, No.383, Conf, Apr. 6, 1893.
- (21) 「中日韓」一六九七、一七二四、一七八六、一八五六、一八五七、一八七一、一八七三文書。
また、一八八九年の、同様の先行事例については『朝鮮史』九〇二頁。
- (22) Lensen, *Balance of Intrigue*, p.92.
- (23) 一八九四年五月八日付林苑能勢MT・5・3・2・4。『旧韓外文』清案二、一七九六文書。『中日』九四〇文書。
FO228/1168, Gardner to O'Conor, No.28, May 11, 1894.
- (24) 光緒二〇年四月二一日訳署来電、光緒二〇年四月二三日寄訳署「李電」二卷、六七八、六八〇頁。
- (25) 光緒二〇年四月二八日寄訳署「李電」二卷、六八一頁。
- (26) 一八九四年三月二日陸奥苑大鳥「外文」一八卷、三七八—九頁
- (27) *FO228/1128*, Hillier to O'Conor, No.25, Apr. 6, 1893. *FO17/1156*, O'Conor to Rosebery, No.105, Apr. 24, 1893.
- (28) 「対韓策如何」『日本』一八九三年五月二一日、『陸羯南全集』四卷、一二五頁。
- (29) *FO228/1091*, Hillier to Walsham, No.20, Conf, June 23, 1892. No.23, Sept. 17, 1892.
- (30) *FO228/1091*, Hillier to O'Conor, No.36, Conf, Dec. 3, 1892.
- 甲申事変時に袁は、大員を「監国」として派遣し清国が朝鮮内外政を掌握すべきであると主張していた(『中日』二二六

七一—文書）。

(31) 「朝鮮近情」(二)『毎日新聞』一八八七年一月五日。

(32) 小田切前掲『朝鮮』六七丁。NA134/6, Dinsmore to Blaine, No.212, Dec. 10, 1889.

この三端問題に関しては、新しいところでは、岡本隆司『属国と自主のあいだ』名古屋大学出版会、二〇〇四年、第六章。

(33) NA133/63, Dun to Blaine, No.268, Sept. 21, 1891. NA134/8, Heard to Blaine, No.220, Conf., Dec. 3, 1891.

(34) NA134/10, Heard to Gresham, No.413, June 28, 1893.

(35) Harrington, *op. cit.*, p.99.

(36) NA134/10, Allen to Gresham, No.468, Conf., Oct. 6, 1893; No.482, Nov. 12, 1893.

(37) Chay, *op. cit.*, p.103. FO228/1168, Gardner to O'Conor, Tel. July 5, 1894; Separated Conf., July 5, 1894.

(38) 「一大英断を要す」(二)『時事新報』一八九二年七月二〇日、「朝鮮政略は他国と共にす可らず」同一八九二年八月二五日、「所屬論は論ぜずして可なり」同一八九二年八月二六日、「先ず天津条約を廃す可し」同一八九二年一〇月一日、「天津条約」同一八九二年一〇月一日、「天津条約廃せざる可らず」同一八九二年一〇月二日、「福澤諭吉全集」一三卷（慶應義塾、岩波書店、一九六〇年）、四一六—七、四六五、四六七、五二二、五三四、五三五—七頁。

(39) 「天津条約の誤解」(一) — (三)『東京日日新聞』一八九二年一〇月二、一二、一三日。

(40) 一八九二年一〇月一三日付井上宛伊藤書翰、一八九二年二月二九日付井上宛井上角五郎書翰「井上馨関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵。

『時事新報』の「一大英断を要す」を始めとする天津条約論争に福澤が直接関与していなかった可能性が今日言及され

てゐるが(平山洋『福沢諭吉の真実』文春新書、二〇〇四年、九九―一〇〇、一四八頁)、正当な指摘であると思われる。

(41) "The Korean Question and the Tientsin Treaty", "Mr. Inoyé Kakugoro, M. P., on the Korean Question", *JWM*, Oct. 29, 1892, Nov. 19, 1892.

(42) *NA134/9*, Heard to Foster, No.345, Conf., Dec. 18, 1892.

(43) *NA134/10*, Heard to Gresham, No.399, Conf., May 20, 1893. *NA133/65*, Coombs to Gresham, No.120, May 18, 1893. *FO262/680*, Hillier to O'Connor, No.33, Conf., May 15, 1893.

結び

天津条約は、イギリスに代表されるような通商的利益を重視することで戦争のない平和な状態と現状維持を志向する勢力と、ロシアに代表されるような軍勢力を背景に領土的膨張を図り続ける勢力との対立を中心に国際システムを捉える日本国内での観点と共存していた。つまり、東アジアにおけるイギリスのプレゼンスが有した平和維持の機能を承認するとともに、日清両国が信義を以て相交わる事を合意したものととして日本側は天津条約を位置づけたのである。このような英露二極対立的観点に依りて、日本国内では、日本の安全保障並びに東アジア地域の平和を維持する共通利益を擁護する目的で、イギリスと清国との協調の必要性が論じられるようになった。八四年末の甲申事変の善後策を図るべく伊藤と李が交渉して調印した天津条約は、右記国際システムと日本の安全保障政策・

東アジア政策の結節点であり、日英清協調策を主導したのが井上馨であり伊藤博文であった。殊に、伊藤が李と交渉して天津条約を纏め上げたことは、伊藤にとつて、大きな対清外交上の個人的政治資源となった。このような国際システム認識とそれに対応する日英清提携の望ましさと必要性を共有する民間の議論が存在したことによつて、天津条約は日本国内で朝野を問わず支持を得たのだと言える。そして、以上のような国際システム認識と日本の安全保障論を基にした日英清提携枠組みの中で、朝鮮政策として、内政改革含みの日清共同保護、永世中立化、清国の優越的地位の承認といった議論が展開されることになる。

自己利益に立つても競争よりは相互協力の方が利益であり、また、それによつて比較的小さな軍事力で日本の安全を確保することができる事を理解していた人々は、天津条約を肯定した。明治初年以來約一〇年の試行錯誤と国内的国際的犠牲を払いながら、天津条約によつて相対的に安定した日本の安全保障環境を手に入れることができたのだ。これが明治初年以來の「一貫した平和主義」的日本外交像を肯定する論者の主張であった。国内的国際的な犠牲を払った上で得られた日本の安全保障策としての日英清協調枠組みとその支柱たる天津条約は、日本にとつて失つてはならない重要な対外政策枠組みであったのである。

こうしてみると、明治初年以來の「一貫した平和主義」と認識されていた日清戦争前までの日本外交は、パワー追求を旨とする古典的リアリズムの観点とはなじまないように思われる。少なくとも、朝鮮をめぐる日清間の勢力不均衡が日清戦争を生み出す背景になったとする古典的リアリズムの観点が有効であるとは考えられない。古典的リアリズムの観点で捉えられるべきは、むしろ、反天津条約的議論である。反天津条約的主張は、天津条約を正当化したところのイギリスの平和維持的機能を否認し、清国の対日不信義を強調した。そのような論者は、国際システム認識やそれに基づく日本の東アジア政策論の両レベルで、井上や伊藤の認識や政策とは異質な主張を行った。

天津条約に対する強い肯定論をリベラリズム的観点に基づく日本外交の展開として捉え、それに対する反流としての天津条約否定論を古典的リアリズム的観点に立った外交論として位置づければ、天津条約の理念を肯定しつつも条約理念と天津条約第三条にかかる条約運用実態の乖離を批判した新聞『日本』に見るような天津条約批判論は、日英清三国提携の共通利益を図ろうとする中で、朝鮮をめぐる利益配分が日本にとつて著しく不利になっているという競争的ゼロ・サムの側面を指摘しその是正を求めたものといえることができる。そして、安全保障をめぐる日清間の相互依存性を否定し、日清提携とは日本の対清依存に他ならないとして清国に有利な利益の不均衡配分を誇示し正当化したのが『申報』等に見る議論であった。

日英清提携構組みの下における朝鮮をめぐる利益配分の不平等性と、日英清提携構組みから得られる日本の安全保障上の利益を較量して、利益不均衡配分を甘受しながらも安全保障構組の維持こそが日本の利益であるとすると立場も当然あり得た。日本政府の天津条約第三条の厳格な運用は、このような立場を反映するものであった。しかし、この利益不均衡配分を徒に誇示し他国利益を一層縮小させようとする英清両国の動きは、朝鮮の抵抗と他国への依存を呼び起こした。それは、更なる英清の圧力強化といった悪循環を生み出し、却って朝鮮半島情勢を不安定化させた。こうして、英清出先の行動は、日英清提携構組み下の利益不均衡配分に対する不満を蓄積させることになった。この不満の解決方法は、『時事新報』の主張に見るような、日清共同朝鮮内政改革による利益の再配分であった。天津条約第二条が規定する朝鮮軍再編事業の失敗は朝鮮永世中立化の選択肢を不可能としたのみならず、朝鮮共同保護論を再び呼び覚ますことになった。また、利益の不均衡配分にかかる民間での不満が昂じれば、日英清提携構組み自体を拒否する主張になってゆく事を対外硬運動は示していた。

日清共同朝鮮内政改革論は日英清提携構組み下における朝鮮に関する利益配分の不均衡を是正する必要性を主張

したものであり、この限りで、日本政府の主張は対外硬運動の要求に対応するものであったといえることができる。但し、民間での日清共同朝鮮内政改革論が日本政府レベルの政策となつてゆくのは、以上のような国内状況に加え、日本の東アジアでの権力構造転換に対する問題意識（シベリア鉄道建設の進捗）や清国認識（洋務運動の盛衰や李鴻章の高齢化）と日清間の協調をめぐる相互作用、あるいは、アメリカの失敗に伴う朝鮮の対日評価の変化を勘案する必要がある。これらの問題への対応は、いずれも時間的制約の下に置かれていた。一〇年を一つの政治的時間単位として認識し、その中で政策課題を設定して問題を解決しようとする明治期の政治家の発想に照らせば、安全保障環境とその支柱たる天津条約の機能を一〇年後に近い時点で点検を行う事は自然であった。日清開戦期における日本側の「天津条約の精神」論は、日英清提携枠組み下における朝鮮に関する利益配分の不均衡是正に主たる目的があつたわけではない。むしろ、その主眼は、日本の安全保障の前提としての相対的に安定した東アジア国際秩序としての日英清協調枠組みの維持・強化にあり、そのために日清共同朝鮮内政改革論が位置していたといふべきであろう。

右のような「天津条約の精神」論は、極論すれば、当時にあつて内外を問わず一顧だにされなかった。日清戦争後に見る日本内外での天津条約に対する否定的・消極的評価は、こうした日清提携枠内での朝鮮をめぐる利益配分の不平等性やゼロ・サムの側面を前面に押し出ししながら、日清提携枠組みの存在自体への関心と評価を削ぎ落としたことよつて生み出されたものに他ならない。そして、それが今日までの研究に引き継がれてきたわけである。この意味で、日清戦争発生までの日本外交は、国際システム認識と日本の安全保障政策を媒介する天津条約に基づく日英清三国提携枠組みと日・英・清・朝各国の相互作用を軸に捉え直すことができるであろうし、また必要であれば考えられる。

付記 本稿は、平成一四―一五年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)の成果の一部である。